

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
68	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合 【重点34】	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件として、大学又は短大の課程にも認めること」を、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等	都道府県等が実施する委託訓練(長期高度人材育成コース)において、専門学校又は専門職大学院の課程のみに認められている「委託先機関の定める卒業要件を修了要件として、大学又は短大の課程にも認めること」を、合格発表日までを含めた訓練期間が2年を超える国家資格等の取得に係る長期高度人材育成コースを、専門学校等	【制度概要】 長期高度人材育成コースは、1年以上2年以下の訓練期間であって、「資格の取得」がその修了要件とされている。そのため、原則として、入校から国家資格等の合格発表までの期間が2年を超えざるを得ない場合(例:自動車整備士等)は、委託訓練の対象外となる。しかしながら、委託訓練実施要領第4章第7(1)において、専門学校又は専門職大学院の課程については、「委託先機関の定める卒業要件を修了要件として」が例外として認められており、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することが可能である。他方、大学又は短大においては、修了要件の設定に係る例外が認められておらず、専門学校等と同等のカリキュラムによる訓練を行う場合であっても、自動車整備士等の資格取得に係る委託訓練を実施することができない。結果として、本県の一部地域のように、専門学校等がないエリアにおいては、受講者が選択可能な国家資格等に限られている。県としては、委託訓練実施要領の目的にも掲げられている「多様な職業訓練の受講機会」を確保したいと考えているが、上記が支障となり、阻害されている状況である。	厚生労働省	川崎市、那賀町、福岡県、宮崎県	○受託要件の関係で一部地域で長期高度人材育成コースを開講できない状況にある。短大・大学等においても開講要件が緩和されることは、未開校地区での開講の可能性が広がることから提案には賛成である。 ○長期高度人材育成コースは、国家資格等高い職業能力を習得し正社員就職の実現を目的とした、1年以上2年以下の訓練とされている。しかしながら、取得を目指す国家資格によっては、大学等において必要科目等の総履修時間を積み上げたときに、夏季休暇などで訓練が分断され、訓練期間が1年間に満たない(10か月程度)ため当該コースの対象外となる事例がある。県としては、地域の訓練ニーズに応じた国家資格を取得するための訓練を設定したいと考えているが、訓練期間の制限によって阻害されている状況である。長期高度人材育成コースの設定要件を緩和することで、委託先機関の対象が拡大し、求職者に対してより多様な職業訓練の受講機会を確保できる。
69	徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合 【重点17】	へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和	医師不足のため認められている。へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1、2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和する。	へき地の病院においては、医師だけでなく、深刻な看護職員をはじめとする医療従事者の不足に悩まされており、救急患者の受け入れを一部中止する病院もあるなど、地域医療提供体制の変更を迫られている。 具体的には、ある町立病院では、365日24時間救急患者の受け入れを行っていたが、昨年度末に、複数の看護職員が退職予定となり、看護職員の補充確保の目途が立たず、4月から、平日の日勤帯以外の救急受け入れを全面中止せざるを得ない状況となった。町の積極的な採用活動に加え、県や関係団体等が看護師確保を支援し、日曜日の日勤帯の看護師の確保ができたことから、4月から、日曜日の日勤帯での救急受け入れが可能となった。病床については、一部休床し対応している。さらに6月から、看護師の勤務体制の変更等により、土曜日の日勤帯と平日週3日は21時までの救急受け入れが可能となった。病床については、一部休床し対応している。さらに6月から、看護師の勤務体制の変更等により、土曜日の日勤帯と平日週3日は21時までの救急受け入れが可能となったところであるが、週4日の夜間の救急受け入れは中止のままとなっている。 本県では、地域の公的医療機関が一体となった医療提供体制「海部・那賀モデル」を構築し、地域全体で医療従事者をフォローする体制づくりに取り組んでいるが、「労働者派遣法」上、医師を除く医療従事者の派遣が認められていないため、看護師をはじめ薬剤師や検査技師など必要不可欠な専門職員が不足するへき地医療機関への十分な支援ができない。	厚生労働省	福島県、島根県、岡山県、那賀町、高松市、熊本県、大分県	○本町が運営する町立病院では、365日24時間救急患者の受け入れを行っていたが、昨年度末に、複数の看護職員が退職となり、看護職員の補充確保の目途が立たず、4月から、平日の日勤帯以外の救急受け入れを全面中止せざるを得ない状況となった。町の積極的な採用活動に加え、県や関係団体等が看護師確保を支援し、日曜日の日勤帯の看護師の確保ができたことから、4月から、日曜日の日勤帯での救急受け入れが可能となった。病床については、一部休床し対応している。さらに6月から、看護師の勤務体制の変更等により、土曜日の日勤帯と平日週3日は21時までの救急受け入れが可能となった。病床については、一部休床し対応している。さらに6月から、看護師の勤務体制の変更等により、土曜日の日勤帯と平日週3日は21時までの救急受け入れが可能となったところであるが、週4日の夜間の救急受け入れは中止のままとなっている。 本県では、地域の公的医療機関が一体となった医療提供体制「海部・那賀モデル」を構築し、地域全体で医療従事者をフォローする体制づくりに取り組んでいるが、「労働者派遣法」上、医師を除く医療従事者の派遣が認められていないため、看護師をはじめ薬剤師や検査技師など必要不可欠な専門職員が不足するへき地医療機関への十分な支援ができない。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>長期高度人材育成コースは、長期にわたって非正規雇用労働者等であることを余儀なくされた者の正規就労を実現するため、こうした者に国家資格の習得等を行わせるべく特例的に長期の離職者訓練を認めているものであり、当該期間中は、訓練実施機関に支払う訓練実施経費のみならず、受講生に対する雇用保険の延長給付が支給されることとなる。</p> <p>このため、資格取得を修了要件としているが、課程が2年を超えるものについてはコースとして設定できないこととしているほか、資格取得ができなかった場合はそれ以降の訓練経費は本人が負担することとされている。</p> <p>また、長期高度人材育成コースにおいて、修了要件を卒業要件として認めているのは以下の2点のみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、職業実践専門課程の認定に関する規程に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの ・学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの <p>これら職業実践専門課程と専門職大学院のみが例外とされているのは、専門職大学院については、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」こと(学校教育法第99条第2項)を目的として、職業実践専門課程については、「専修学校専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行う」こと(専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第1条)を目的として、それぞれ、文部科学省から認定された課程であることを踏まえたものであるためであり、それ以外の専門学校等の課程については、単に卒業のみをもって修了要件とはしていないところ。</p> <p>自動車整備については、課程の修了のみでは国家資格が習得できないこと、また、試験の結果、資格取得ができない事態が生じても、そのことによるサンクションが当該特例的取扱いが講じられる2年間に生じない仕組みを認めることは、費用に見合うだけの高い訓練効果が見込まれないおそれがあり、これを認めることは困難である。</p>	<p>貴省においては、専門学校(職業実践専門課程)等について文部科学省から認定された課程であることのみをもって、訓練機関の定める卒業要件を修了要件とし委託先機関とし得る例外を認めている。</p> <p>訓練課程の実践性・専門性の判断基準について、他省における既存の課程認定制度へ委ねるばかりでなく、委託訓練を所管する貴省や委託訓練を実施する都道府県が、例えば国家資格の取得に係る所管府省による養成施設としての指定、国家資格の合格率、関連先への就職率などを基に要件を定めるなどにより、修了要件を卒業要件として認める例外の対象とすることができないのか。(単に、学校種や特定の課程認定制度をもって委託先機関の対象性を判断するのではなく、訓練課程の内容や実績に基づいて訓練機関ごとに実践性・専門性を判断する仕組みを設けるべきではないのか。)できないのであれば、理由をお示しいただきたい。</p> <p>また、「費用に見合うだけの訓練効果が見込まれないおそれ」とのことであるが、2年間の訓練期間中に国家試験の合格が分からないとしても、例えば、既に委託訓練要領において導入されている就職率に応じた委託費の支払い(就職支援経費等)と同様に、事後的に国家試験の合格率、関連先への就職率等を追跡調査し、その実績に応じて委託費の追加支給額に反映させる仕組みを設けるなどにより、委託先機関にインセンティブを付与し、御懸念は解消し得るのではないかと考えている。</p> <p>地方にとって貴重な教育訓練資源である、実践的・専門的な教育を行う大学・短大の幅広い活用を図ることが、長期高度人材育成コースの趣旨・目的に沿うものであるとともに、求職者、企業や産業界の声に応えるものと考えている。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 委託先機関に係る要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告及び第3次勧告の趣旨を踏まえ、都道府県が自主的な判断により委託訓練を実施できるよう、委託訓練実施要領において訓練方法を限定しないよう改めるべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>看護職員等が行う医療関係業務について労働者派遣事業を行うことは、①医療提供チームの構成員が派遣労働者を特定できないこと。(特定できたとしても派遣元事業主の都合によって派遣労働者が差し替えられる場合もあること。)②医療提供を行うチームの構成員同士の能力把握や意思疎通が十分になされず、その結果、患者に提供される医療に支障が生じかねないおそれがあることなどから、原則として禁止されている。</p> <p>また、看護職員の確保については、各都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用するなどして、都道府県ナースセンター等と連携しつつ、各種対策を実施していただいているところであるが、新たな取組として、へき地における看護職員確保等の課題について、都道府県ナースセンター、地方自治体、病院団体等が連携して取り組む「地域に必要な看護職の確保推進事業」を推進しており、平成30年度から岡山県、熊本県等5県において先行的な取組が行われている。例えば、熊本県においては、熊本県ナースセンターが事務局となり、熊本県、阿蘇地域の市町村、医師会等とともに、阿蘇地域の看護職の安定確保・定着について検討を行う場を設けて、セカンドキャリアの就業促進や、働き続けられる職場環境の整備等に取り組んでいると承知している。厚生労働省としては、本事業の推進に引き続き取り組んでいきたい。</p>	<p>回答の前半において、看護職員等が行う医療関係業務について労働者派遣事業を行うことが、原則として禁止されている理由を教示いただいているが、へき地等の医療機関への派遣が、医師には認められている中で、看護職員等、他の医療従事者については、当該理由により派遣が認められないというのは、合理的な説明とは言えないのではないかと考えている。</p> <p>また、ご指摘される懸念については、医師の派遣と同様に、事前の研修を行うといった措置を講じることにより対応が可能となるのではないかと考えている。</p> <p>また、回答の後段において、地域医療介護総合確保基金の活用などにより、引き続き看護職員の確保を進めていきたいとのことであるが、本県においても、へき地看護職員確保・定着推進事業を行うなど、看護職員の確保のための施策を進めている中で、地域医療を守っていくための選択肢を、1つでも増やしてほしいというのが今回の提案の趣旨である。現に、医師のへき地派遣については、医師不足に対して、あらゆる施策を講じるための、1つの選択肢として解禁された経緯があったところであり、看護職員等、他の医療従事者の不足については、医師不足と同様の状況にあると考えていることから、同じレベルでの取り組みが必要であると考えている。</p> <p>なお、厚生労働省が新たに先行的な取り組みを進めているとしている熊本県や岡山県についても、今回の提案の追加共同提案団体になっていただいていることからわかるように、既存の制度にとどまらず、あらゆる施策を活用して看護職員確保対策に取り組もうとしているのが地方の姿勢であり、今回いただいた第1次回答では、実態の改善には、十分対応できていないと考えている。</p> <p>現場の声に真摯に耳を傾け、新たな看護職員確保策の実現に向け、前向きかつ早急な検討をお願いしたい。</p>	<p>【岡山県】 岡山県においてモデル事業で取り組んだ「地域に必要な看護職の確保推進事業」は、県南西部を対象にセカンドキャリア支援、地域で看護職として就業継続するための支援、病院と連携した退院意向看護職の個別キャリア支援等である。今回は、本事業の実施に加え、地域偏在への対応をさらに進めるために労働者派遣法の規制緩和について提案したものである。</p>	<p>【全国知事会】 労働者派遣法上認められていないへき地への医師以外の医療関係職種への派遣について、弾力的な運用を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
70	徳島県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、関西広域連合	地籍調査における筆界確認の調査手法の見直し	地籍調査における筆界確認について、遠隔地に居住する土地所有者の現地立会の負担軽減のため、筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図る。	山村部において、土地所有者の「高齢化」「不在村化」などにより、筆界確認に時間を要している。時間を要すだけでなく、最終的に確認が得られない結果、筆界未定として処理せざるを得ないケースもある。(例①登記簿に氏名の記載のみで、所在地不明により本人確認ができず、個人情報保護の観点から戸籍調査等でも対応できず、筆界未定となるケース。例②山間部の土地で、所有者が都市部在住の高齢者のため現地立会を拒否され、土地周辺に委任できる親戚・知人もないことから、筆界未定となるケース。)	国土交通省	宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、川崎市、相模原市、中井町、福井市、長野県、高山市、多治見市、浜松市、愛知県、田原市、南あわじ市、奈良県、鳥根県、岡山県、広島市、庄原市、下松市、徳島市、阿波市、石井町、神山町、那賀町、宇和島市、大村市、五島市	<p>○特に、山林部等については、登記簿情報(所有者氏名及び住所)が古いままのケースが多く、所有者または相続権者の特定に時間を要するとともに、相続権者が遠方在住の場合は、立会調整等について事業主および地権者双方に負担が生じている。また、所有者が確定しているが、立会拒否の場合については、周辺所有者への影響を鑑み、隣接所有者等による確認手法の整備が必要と考える。</p> <p>○土地所有者の高齢化や遠隔地に居住しているため現地立会に時間を要している。</p> <p>○固定資産課税台帳を利用した探索を試みても個人情報取扱制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、森林整備に支障を生じている。</p> <p>○土地所有者の所在不明等による筆界未定が多く、隣接土地所有者に不利益が生じるケースがある。</p> <p>①30年前に県外から住宅建築を予定し土地を購入したものの、家の建築が取りやめとなって放棄地となっている。近隣住民がある程度の経緯は知っていたものの、県外出身者で身元もわからず、登記時の住所は現在空き地となっており、転移してから5年以上経過しているため住所地での住民票除票も請求できない。そのため、所有者不明土地として筆界未定となったものである。</p> <p>②公団上は畑の中の狭小地で、登記地目は墓地となっているが、現地には墓はなく、畑と一体になっている。保存登記がなされていない昔からの土地であるため、登記簿には所有者の氏名のみが記載されており、住所も生年月日もわからない。昔に墓が移動され、登記だけが残っていると推測されるが、追跡調査ができず筆界未定となったものである。</p> <p>○本県においても同様の課題を有している。なお、本年度から山村境界基本調査(山村部リモートセンシングデータ整備事業)を活用する予定であり、今後の山村部における作業省力化のモデルケースとしたい。</p> <p>○地権者が遠方に住んでおり、高齢のため立会いに来れない場合や、登記簿に指名のみしか記載がないケース、共有地で○外○名のような個人を特定できないような記載しかないケースがあり、筆界未定として処理せざるを得ないことがある。また、相続登記がなされていない場合や、住所変更の登記がなされていない場合、相続人や登記名義人の検索に膨大な時間を要することから、相続登記や住所変更を促す仕組みや、登記情報とマイナンバーとの紐付けなどの施策も検討していただきたい。</p> <p>○本市において、地権者等の高齢化や所在がわからない等の理由から筆界確認に時間を要するケースがある。また、最終的に確認が得られず筆界未定として処理せざるを得ないケースもある。(本市の事例)登記簿に氏名のみ記載で本人確認ができない場合や相続絶えにより相続人が不在の場合は筆界未定として処理せざるを得ない。</p> <p>○本市でも、立会不参加により、隣接地を含んだ筆界未定となるケースが増加している。地籍調査作業規程準則によれば、遠隔地居住など、立会が得られないことについての相当の理由がある場合に限り、筆界案の送付等による確認手法が認められているが、この手法を適用できない事例が多数ある。例えば、現地には居住しているが、仕事の都合により立会の日程調整が困難な場合や立会依頼通知は届くが調査への協力意思が不明で、理由なく立会を欠席する場合がある。このような土地所有者に対しても、準則の適用対象となるよう見直しを希望する。</p> <p>○山林が多い地区において、土地所有者の高齢化等により、現地まで行けない事を理由に調査計画を断られたことがある。</p> <p>【地域における課題】土地名義人死亡により相続の名義変更がされていないものが数多くあり、相続人調査が必要となるが、調査地区が離島でもあることから、親の代で島外に転出し、土地の存在すら知らないケースも数多くあり、委任できる親戚、知人もいないことから、不立会による筆界未定となるケースが増加傾向にある。</p> <p>【制度改正の必要性等】土地所有者の同意があれば、現地立会いなしで筆界確認できる調査手法等により地籍調査の促進が図られる。</p> <p>○当町は高齢・過疎化が進行している地域であり、面積の約95%が林地であり急峻な地形が広がっている。遠方・所有者不明の筆界確定案の個人の問題もあるが、昭和に倒産した会社の名義で登記されたものが残っており、現在の行方が分からず筆界未定になりそうな事案がある。そのようなケースの対応策もご検討をいただきたい。</p> <p>○本市では、既に境界確定していたり、仕事で立会できない等、立会拒否されるケースが多い。よって、前述の手法の採用や、既に境界確定している土地は立会なしにできれば筆界確認が容易であった箇所はある。</p> <p>○本市では、戸籍調査を行い親族に連絡を取り確認を依頼し対応している。</p> <p>○本市でも地目が山林の土地において、登記簿の記載が氏名のみで住所不明により本人確認ができず、筆界未定となるケースがあった。</p> <p>○本市においても、遠隔地に居住されている土地所有者もおり、境界確認ができない場合には筆界未定となることから、郵送や電子的媒体を利用した確認方法や隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入について賛同する。</p> <p>○当県においても、山村部に限らず、市街地においても同様の支障事例がある。</p> <p>○当県において、山村部において土地所有者が不明であることで筆界未定となるケースが毎年、数件発生している。平成23年に土地所有者が不明な場合の対策として新たな調査手法(地籍調査作業準則30条3項)が制度化されたが、山村部では調査手法の条件に合致することが少なく制度の活用が図られない。そのため所有者不明土地を筆界未定とせざるを得ないが、隣接土地所有者への影響も大きいことから、所有者不明土地において、可能な限りの所有者追跡調査を実施した後であれば、隣接土地所有者による仮の筆界確認を可能とするなどの新たな制度改正が必要である。</p> <p>○①相続により、遠方在住の方が所有者となったような土地について、調査の案内等を送付しても関心が低いのか、一切の反応がなく、結果、筆界未定として処理せざるを得ないケース。⇒通知のやり方等の整理も必要だが、反応がない場合でも、隣接者の立会に基づく形で調査可能となれば、筆界未定地を減らすことが期待できる。②相続人全員が家庭裁判所へ相続放棄を申し出ており、相続財産管理人も立てられていないようなケースで、客観的材料もなく結果的に筆界未定となるケース。(⇒相続財産管理人を立てずとも、条件によっては隣接土地所有者のみの確認で調査が進められるなら、スムーズな調査実施が期待できる。)</p> <p>○地籍調査においては、いわゆる長期未相続土地や所有者不明土地などが原因で、所有者探索が困難となり、筆界確認に時間を要している。また、時間を要すだけでなく、最終的に確認が得られない結果、筆界未定として処理せざるを得ないケースもある。</p> <p>○当県の高齢化は他県に比べ進んでおり(高齢化率:全国第3位)、土地所有者の「高齢化」「不在村化」などにより、筆界確認に時間を要している。筆界案の郵送や電子的媒体を利用した確認手法の多様化や、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入は、課題解決に資するものであり、その実現ためには制度改正が必要である。</p> <p>○山村部については現在行っていないが、都市部においても同様に確認を得られず筆界未定となるケースがある。その他の具体例として、土地所有者が死亡している場合は、相続関係人が立会等をするようになるが、相続関係人全員が相続放棄しており、その全員が立会を拒否された場合、筆界未定となるケースがある。このケースにおいて、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入が必要である。</p> <p>○土地所有者の「高齢化」「不在村化」などにより、筆界確認に時間を要するため、地籍調査の進捗が図られない状況であり、所有者が判明せず、筆界未定として処理せざるを得ないケースがある。本県では、林地部が地籍調査対象面積の約8割を占めるが、その林地部の進捗率が7%に留まる。(平成29年度末)</p> <p>○遠隔地に居住する土地所有者又は法定相続人の現地立会について時間を要しているケースがある。隣接地が所有者不明な未登記土地のために筆界未定になってしまうケースがある。</p> <p>○以下の支障事例がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相続放棄された、または相続人がいない土地について、筆界確定が困難となっている。 2. 山林の土地所有者の高齢化により、現地確認ができない、また所有者の世代交代で筆界の不明確化により人証・物証が失われている。 3. 相続調査範囲の増大により、調査に膨大な時間がかかる。 4. 古い世代で行われた、いわゆる口頭売買や、交換での未登記がある。 <p>○未相続等により登記簿のみでは土地所有者の所在が不明な土地が多く存在し、戸籍の附票や課税台帳等による追跡調査に約3か月程度の期間を要している(H30年度調査対象筆数25,982筆のうち追跡調査筆数5,707筆)。所有者不明土地については、地籍調査作業規程準則第30条第3項の規定により、筆界を明らかにする客観的資料がある場合に限り、筆界の調査が可能となっているものの、特に山間部では客観的資料が存在しないことが多く、筆界未定と処理せざるを得ない状況にある(H30年度に認証した成果において、所有者不明土地の件数17件中、客観的資料により筆界確認できたのは2件のみ)。このため、隣接土地所有者ならびに第三者機関による客観的判断により筆界を確認できる仕組みなど、弾力的な運用が図れる制度改正を求める。</p> <p>○本市においても同様の支障事例が生じている。(例:本市では、登記簿に氏名、住所の記載はあるが転居後5年以上経過している場合、住民票除票の交付を受けることができないため、本人の現住所が確認できず、筆界未定となるケース。)</p> <p>○山間部の土地で、所有者が都市部在住の高齢者のため現地立会を拒否され、土地周辺に委任できる親戚・知人もないことから、間伐等の森林整備が実施できなかった。</p> <p>○本市では、所有者不明土地に時間を要するケースは見受けられない。しかし、所有者が高齢のために現地確認を拒否したことにより筆界未定となるケースが見受けられる。土地所有者との確認手法の多様化が課題である。</p> <p>○本市においても、所有者不明土地については筆界を確認するに足る客観的資料が存在しないため不立会地として筆界未定処理としている。その結果、当該土地と隣接するすべての土地が筆界未定となり、関係土地所有者には何ら瑕疵がないにもかかわらず筆界の明確化が図れない。</p> <p>○例②と同様の理由から未調査区域の大半が筆界未定地となることが見込まれるため、調査休止を検討している市町村あり。</p> <p>○当県においても、所在不明による筆界未定が生じており、今後、拡大していく恐れがある。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>国土交通省では、国土審議会の「国土調査のあり方に関する検討小委員会」において、令和2年度からの次期国土調査事業十箇年計画策定に向けた検討を行い、本年6月28日には、最終的なとりまとめとなる「報告書」を公表しました。</p> <p>この「報告書」では一部の所有者が不明な場合であっても、筆界案の公告等により調査を進められるような手続の見直し、都市部における官民境界の先行調査や山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査といった、それぞれの地域特性に応じた効率的な調査手法の導入など、調査を円滑かつ迅速に進めるための措置等の方向性が示されているところです。</p> <p>国土交通省としては、「報告書」で示された方向性に沿って、地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための方策について検討を進めてまいります。</p>	<p>地籍調査の促進に確実に繋がるよう、早急に本提案を実現願いたい。</p>	<p>【奈良県】 調査を円滑かつ迅速に進めるためには、効率的な調査手法が必要である。土地所有者が不明で、かつ筆界確認のための客観的な資料がなく筆界未定として処理せざるを得ないケースは数多く潜在すると思われるため、調査の推進には、所有者不明の土地に関し、隣接土地所有者等による確認を可能とする調査手法の導入を図ることが肝要であると考えます。</p> <p>【庄原市】 「国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書」の中で示された方向性について、可及的速やかに検討が行われるよう要望する。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求めます。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
72	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール添付対応の実施	マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合に、追記欄へのシール添付対応を認める。	・マイナンバーカードの追記欄に余白がなくなった場合、最新内容の表面記載のカードが必要な場合は、現行では再交付手続きが必要だが、交付までに約1ヶ月以上の期間がかかり、即時対応ができない。 ・再交付手続きを行わなければ、表面記載が旧内容のままであるため、現行カードでは本人確認書類として認められない。 ・転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまう所持者も多い。 ・再交付手続きは、再度の写真の準備が必要であり、再交付までの期間が長い等の理由により、写真の用意が不要で、比較的短時間の手続きで自宅での受取りが可能な通知カードに切り替える所持者もいる。 ・再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。	総務省	苫小牧市、中標津町、盛岡市、秋田市、いわき市、白河市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、桶川市、柏市、袖ヶ浦市、品川区、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、半田市、春日井市、西尾市、豊明市、野洲市、島本町、神戸市、南あわじ市、串本町、岩国市、山陽小野田市、徳島市、高松市、久留米市、糸島市	<p>○マイナンバーカードの追記欄が狭く、すぐに再交付手続きが必要となり、所持者に不便が生じている。</p> <p>○当町においても、転入時、余白がないことによる説明等、対応に時間がかかっている。また、異動の多い春に集中するため、窓口対応に支障をきたしている。</p> <p>○転勤が多い住民の場合、再交付手続きに1ヶ月以上の期間がかかると、再交付申請中に転出する可能性もあり、その際には、カードが廃止となってしまう。再交付し新しいカードが届くあいだだけでもシール添付対応ができるとカード所有者及び自治体にとっても事務の軽減が図られる。</p> <p>○転入者の場合、表面記載のみならず、継続した利用の手続きもできないことから、継続利用を行わず、カード機能が廃止となってしまう所持者も多い。再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者は、マイナンバーカードを利用したサービスが受けられない。</p> <p>○マイナンバーカードの券面事項変更欄が狭く、場合によっては2回ほど転出入をすると満欄になってしまう。転出入が多い市民ほどマイナンバーカードの再交付に時間がかかると、次の異動がかかってしまうということも可能性としてはあり、マイナンバーカードを持つことのメリットを感じられないどころか、手続きが面倒だというデメリット面が強調されてしまうのではないだろうか考える。</p> <p>○再交付には、写真が必要となり、また申請に再来庁を要するなど負担が生じている。</p> <p>○今後マイナンバーカードの健康保険証利用が本格的に実施される中、再交付手続中や、旧情報のままのカード所持者に対し不都合が生じるため、追記欄へのシール添付対応により、即時に表面記載の変更を可能とし、マイナンバーカードの未所持期間を生じさせることのないようにすべきである。</p> <p>○当市ではタブレットによる無料写真撮影や申請時来庁方式の導入予定により、再交付申請による住民の負担は軽減されるものの、交付までに1ヶ月以上の期間がかかり、マイナンバーカードを唯一の顔写真付き身分証としている場合は、交付までの間、本人確認となる書類が手元から無くなってしまふ</p> <p>○券面記載欄が小さいうえ、文字の大きさに統一性がないため、1度引越しただけで満欄になってしまう市町村もあり、カード保有者に迷惑をかけている状況である。</p> <p>○在留区分が中長期である外国籍のかたは、在留期間更新の都度券面に有効期間変更の旨を記載することから、すぐに追記欄の余白がなくなり、再度個人番号カードの交付申請の手続きをお願いしなくてはならない。このことが、外国籍の方へのマイナンバーカードの普及促進にも妨げになっている。また、追記欄に余白がなくなった場合に再度交付申請の手続きをすることは、写真の用意、受取りのための来庁等、申請者の負担になっている。</p> <p>○追記欄の余白が無い状態で転入してきた者については、現状、その場で継続利用処理が行えず、再交付申請が必要となる。しかし、再交付申請にあたっては、写真が必要であることから、転入手続きの際には申請がなされず、転入届出後90日以上が経過し、カード機能が廃止となる転入者が多くなっている。</p> <p>○満欄となった市民に再交付手続きを案内し、場合によっては失効する旨を伝え、苦情をもらうことが多い。</p>
76	苫小牧市	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準等の周知	障害児通所給付決定における通所要否の判断基準、支給量設定の基準について、一定の判断の基準や認定の事例等の周知を求める。	障害児通所支援事業所の利用決定については、申請に基づき市町村が通所の要否を判断し実施している。保護者や本人との面談や障害児支援利用計画案、必要に応じて実施する専門家からの意見聴取等に基づいて、通所の要否を決定することとされているが、発達障害等多様な児童への対応が明確でなく、判断に迷う場面が多々ある。支給量の設定についても基準が不明瞭であることで適切な支給量設定に苦慮している。また、近年の「預かり」ニーズの高まりを受け、本来の「療育」としての利用が主な目的ではない利用希望への対応が増えており、利用者や事業者の意識と制度とのギャップを感じている。そのほか、利用者数の増加によって、事務処理負担が増加し個別対応がますます難しくなっている。	厚生労働省	宮城県、石岡市、千葉市、船橋市、江戸川区、串本町、山陽小野田市、徳島市、高松市、宮若市、大村市、熊本市、宮崎市	<p>○障害児通所支援事業所の利用決定については、申請に基づき市町村が通所の要否を判断し実施しているが、当市においても判断に迷う場面が多々ある。支給量の設定についても基準が不明瞭であり適切な支給量設定に苦慮している。手帳等の取得はなく、かかりつけの小児科医の意見書により療育が必要と記載されていれば、市町村としては通所が必要と認めざるを得ない状況である。当市においても利用者や事業者の意識と制度とのギャップを感じており、通所要否の判断基準及び支給量決定基準の設定を求める。</p> <p>○当市でも同様に、「預かり」ニーズの高まりを受け、本来の「療育」としての利用が主な目的ではない利用希望への対応が増えており、利用者や事業者の意識と制度とのギャップを感じている部分が見受けられる。この部分について、過剰なサービス利用や必要以上の事業者数の増加防止によりサービス利用者や供給者の需給バランスを保ち、給付費の抑制と適切な制度運用につながるかと考えられる。</p> <p>○障害児通所支援の利用決定については、近年の「預かり」ニーズの高まりを受け、本来の「療育」としての利用が主な目的ではない利用希望への対応が増えており、事務処理負担の増加だけでなく、福祉サービス給付費の急激な増による財政負担も懸念されるところである。給付費の抑制を図る観点からも、支給量の設定に係る基準を定める必要がある。</p> <p>○当市においても、障害児通所支援事業所の利用決定については、保護者や本人との面談や障害児支援利用計画案、関係機関からの意見聴取等に基づいて、通所の要否を決定しているが、発達障害等多様な児童への対応が明確でなく、判断に迷う場面が多々ある。支給量の設定についても基準が不明瞭であることで適切な支給量設定に苦慮している。また、利用者数の増加によって、事務処理負担が増加し個別対応がますます難しくなっている。支給決定の際に参考とする基準があることにより、スムーズな判断や効率的な事務処理につながる。また、過剰なサービス利用や必要以上の事業者数の増加を防止し、サービス利用者や供給者の需給バランスを保ち、給付費の抑制と適切な制度運用につながる。</p> <p>○当市では、発達障がい児(疑い含む)の支給決定者数が増加しており、多様なニーズへの対応が求められている。個別の状況に応じた支給決定を行う必要があるため、判断に迷うときには、相談支援専門員と協議するなどし、適切な支給決定に努めているところである。より効果的な支給決定を行うためには、相談支援専門員の更なるスキルアップが必要であると考え。</p> <p>○当市においても、通所可否の決定や支給量について対応に苦慮することが多く、参考とする基準があることが望ましい。近年の「預かり」ニーズの高まりによる利用者の増加から、事務処理負担が年々増加しているところ。</p> <p>○支給決定基準は各市町村で定めることとなっており、当市においても基準を定めて運用を行っているが、基準量を超えるケースや判断に迷うケースへの対応に困難を来していることがあるため、このような事例に対応できるQA等を整備すべきと考える。</p> <p>○通所の要否については、預かりの需要がメインになっており、実際の療育の必要性と、その支給量の妥当性について判断できる基準がない。支給量の決定について、保護者の希望のみとなっており、相談支援事業所が関わっていても保護者の希望通りの計画を作成しないと苦情等につながっている現状がある。</p> <p>○当市においては、障害児通所サービスの支給決定者及び事業所の増加が著しく、事業所の質に差が生じている現状があり、質の向上が課題となっている。真に療養が必要な児童に適切な療養を行うためにも、基準を設けることで適正な支給決定につながるかと考える。また、給付費の増大も問題視しており、基準の導入により費用の抑制にも効果が期待できる。</p> <p>○要否判断については、昨年度途中より、新規利用希望者について市として一定の基準を設けることで整理できた経緯がある。また、支給量については、個々の対象児童の必要度に応じた支給決定をし、市全体としても療育を必要とする児童に必要な量(質)のサービスが提供できる環境整備をしたいと考えている。支給決定の際に参考とする基準があればスムーズな判断や効率的な事務処理につながると考える。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>マイナンバーカードの有効期間は通常10年とされているところ、追記欄への追記用のシール貼付を認めるためには、長期間利用できる耐久性を有し、偽造防止のための加工等が施されたシールが必要であるが、一般的なシール資材では、利用状況によっては1～2年程度で印刷の擦れ等が生じシール上の文字の識別が難しくなる可能性があること、保管状況によっては温度変化などの影響を受け接着剤が劣化してシールが剥がれやすくなること、スロットイン型のカード読取機器でカードを読み取る際にシールが機器内部で剥がれた場合、機器に詰まるなど機器が故障する可能性があることから、マイナンバーカードにシールを貼付して追記を行うことは技術的な課題が大きいと考えている。</p> <p>今後、追記欄の拡大を含め、可能な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>「今後、追記欄の拡大を含め、可能な対応を検討してまいりたい。」とあるため、全国統一的なシールを国が作成し、市町へ配布するために、検証して技術的な課題を解決していただきたい。</p> <p>また、追記欄の拡大については、既に平成30年10月の「第71回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会」で他の自治体から議題として挙げたものの、様式変更については、コストや時間がかかることから、現実問題としてすぐには難しいとの内容で総務省から回答されているものと把握している。</p> <p>しかし、今回検討対象との内容でご回答いただいていることから、再度、具体的に検討していただきたい。</p> <p>既に支障事例にも挙げられているところであるが、現時点で更新に際し住民の理解を得ることに苦慮する場面があること、また、健康保険証としての利用も始まるなど、今後住民のカードの利用機会が増え、住民のほとんどがカードを所持するとの計画の中で、このような再交付が頻繁にあることは、住民にとって負担であり、地方自治体にとっても、必要な事務手続きのみならず、窓口で住民に更新への理解を求めると併せて、業務上の負担に直結すると考えられる。</p> <p>今回可能な対応をご検討いただけるとのことであるが、上記のことから、早急な対応を講じていただきたい。</p>	<p>【白河市】 追記欄のシール貼付対応が技術的に難しいのであれば、追記欄の素材を電子的に何度も書き込みと消去が出来る素材(テレフォンカードの素材等)にするなど、他の対応方法も検討していただきたい。</p> <p>【品川区】 シールには固執しないが、回答にもあるように追記欄の拡大を含め、複数異動に対応できる形態を実現いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等のため、直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害児通所給付費等の支給の要否及び支給量の判断に当たって、障害支援区分認定調査に代えて、介助の必要性や障害の程度の把握のために5領域11項目の調査を行うとともに、障害の種類及び程度その他の心身の状況、障害児の介護を行う者の状況等を勘案することとしている(児童福祉法第21条の5の6及び「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」(平成24年3月30日障発0330第14号))。</p> <p>こうした世帯ごとの事情を十分に勘案する必要があることから、障害児通所給付費等の支給の要否や支給量設定の基準を定めることは考えていない。</p>	<p>通所の要否の決定にあたっては、発達途上の児童に対して基準を設けることの難しさを理解するところであるが、スムーズな決定の観点から、自治体が独自で設定している一定の基準例等について改めて提示を求める。</p> <p>支給量の設定にあたっては、障害児の心身の状況、介護者の状況、利用者の意向等あらゆるものを勘案することとされているが、数的な目安がないために勘案した結果を支給量として何日に帰着させることが妥当なのか判断することが難しい。この点、基本の支給量がある障害福祉サービスと異なる点である。</p> <p>例えば、保護者の就労により支給量の増加の申請があった場合、介護者の状況をどれだけ勘案して支給量を増やすことが可能なか等の、通知で示されている様々な勘案事項の優先順位や勘案の度合いがあいまいであると考え。制度の趣旨としては、本人の心身の状況に応じた療育の必要性を軸として必要十分な支給量を設定するものと考え、様々な事項を勘案した結果、介護者の状況に重きを置いた支給量の設定となることに差し支えはないのか疑問が生じる。日中一時支援等を利用すべき場合との区分けも難しい。</p> <p>また、民間の事業者においては、利益の追求の側面から受け入れ可能な最大の日数での利用を促すことも起こり得ることで、支給量の基準が明確でないため、事業者や保護者の希望のままの支給量となってしまうことも考えられる。このことは、結果的に事業者のサービス供給に支給量を合わせていくような状況を招きかねず、提供サービスの質に大きな影響があると考え。</p> <p>以上のことから、改めて支給量の設定についても一定の参考基準等の提示を求める。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
77	苫小牧市 【重点30】	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化	災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化を求める。	地震による住家の被害認定について、災害に係る住家の被害認定基準運用指針で判定方法が定められており、住家の構造については、“木造”と“非木造”(鉄骨造又は鉄筋コンクリート造)の2種類が定義されている。しかし、1階が鉄筋コンクリート造、2階が木造などの“混構造”については定義されていない。平成30年北海道胆振東部地震において苫小牧市が行った住家被害認定調査では、“混構造”の住家が6件あったが、判定の出し方が不明瞭であることから対応に苦慮したところである。“混構造”の判定方法を確立するため北海道庁にヒアリングを行い、課内協議を経て判定方法を決定したことから、通常の住家より5日程度多く日数を要した。“混構造”の住家は判定方法が明確化されていないため、市町村ごとに判定方法が異なることが予想される。これにより、半壊か半壊に至らないか等の判断が市町村に委ねられ、判定にバラつきが出るのが想定できる。公平かつ迅速に罹災証明書を発行するため、“混構造”の住家における判定方法を明確化することが必要である。	内閣府	川崎市、兵庫県、宇和島市、熊本市	○混構造の住家については、災害に係る住家の被害認定基準運用指針で判定方法が定められておらず、市町村ごとの判定結果に差異が生じるおそれや、判定に時間を要することが想定される。混構造の住家については、多様な構造パターンがあることから木造及び非木造と同様の判定基準を設けることは難しいと想定されるが、各市町が判定を行うための一定の指針(例えば、主たる居住部分の構造により判定を行う、構造種別ごとに損害基準を算出し合計で判定するなど)は必要である。 ○平成30年7月豪雨災害の際、本市においても約3,200件の罹災証明書の発行を行なった。その際、罹災証明書発行業務では、提案の“混構造”家屋の事案は該当が無かったが、発生が予想される南海トラフに起因する巨大地震が発生した場合、被害家屋は全市に渡るため、同様の事例が発生すると予想される。罹災証明書の発行業務を速やかにこなすために、“混構造”の住家における判定方法を明確化することは必要と考える。 ○本市でも、平成28年熊本地震において混構造の家屋の被害認定調査を実施しているが、運用指針に判定方法の定めがないため、原則は延べ床面積に占める割合が大きい構造の判定方法を採用し、状況に応じて内部で協議の上、判定を実施していた。水害のように局所的な被害であれば問題ないが、地震のように県内の広範囲に被害が発生する災害の場合、各自自治体に判断を委ねられている部分については、事前に被災自治体間で判定方法を十分に協議しておかなければ、指摘にあるように自治体間で不均衡が生じ被災者に不信感を抱かせることとなる。運用指針に判定方法を明記することで被災自治体間の不均衡は是正されると思われるが、被害認定調査が煩雑となるような改正は避け、より簡素な方法となることが望ましい。
78	米子市	放課後等サービス基本報酬算定指標と障害児の通所給付決定時の調査項目の統一	障害児の通所給付決定時の調査項目(5領域11項目の調査)のうち、「⑤行動障害及び精神症状」の設問について、放課後等サービス基本報酬算定指標と同一の内容とした上で、放課後等サービスの基本報酬の区分における指標として用いること。	平成30年度の報酬改定により、放課後等サービスの基本報酬については、厚生労働省が示す指標に基づいて、基本報酬を算定することになった。この指標は、放課後等サービス利用児童の状態(障害の程度)に基づくものであるため、放課後等サービスの利用希望があった場合には、指標に基づいた調査を行っている。一方、従来より、障害児通所事業所の利用を希望する児童には、市町村が当該障害児の心身の状態を調査することとなり、当該調査項目も厚生労働省により定められている。上記2点の調査は、同様の項目も多く、二度手間となっている。	厚生労働省	米沢市、白河市、日立市、千葉市、船橋市、江戸川区、美濃加茂市、豊橋市、稲沢市、南あわじ市、出雲市、熊本市、宮崎市	○提案市と同様、調査項目の統一が必要と感じている。また、調査項目自体が非常にわかりにくく、業務が煩雑になりやすい状況であるため、その改善も望まれる。 ○提案団体と同様に、放課後サービスの利用児には同様の項目を聞き取ることが多く、同じことを再度聞くことがないように留意しているが、聞き取った際に両方に記載を残すため、二度手間になっている部分がある。放課後等サービスの基本報酬の指標と通所給付決定時の調査項目を統一し、放課後サービス以外の児童のサービスのについては省く項目を設定し、事務手続きの効率化を図る。 ○提案団体同様、指標及び心身の状態の調査については重なる項目も多いため、二度手間になっている。 ○放課後等サービスの基本報酬の指標と通所給付決定時の調査項目を統一することにより、市町村での事務負担軽減になる。また、聞き取りをされる保護者においても回答の仕方が微妙に違うことで、答えにくさもあり、それらを統一することで、余計な混乱を招くこともなく、事務手続きが効率的になり、住民サービスの向上に資する。 ○「5領域11項目の調査」と「指標該当の有無に関する調査」について、本市においても保護者負担、事務負担が発生しており、調査項目の統一を求める。加えて「強度行動障害支援加算」についても、類似又は重複する項目があり、「5領域11項目」の調査で全ての内容を網羅することができるよう見直すことで、保護者負担を減らすとともに、効率的な支給決定事務が行えると考えられる。 ○平成30年の報酬改定で基本報酬の区分を算定することになり、事務負担が大幅に増加している。基本報酬算定指標と通所給付費の調査項目の統一を図ることで事務負担の軽減を図ることができるが、指標が変わってしまうことで現在の区分が変更になる可能性があるため、慎重に判断する必要がある。 ○平成30年度の報酬改定により、通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童について、「強度行動障害児支援加算」が算定できることとなった。放課後等サービスの基本報酬の指標と通所給付決定時の調査項目と併せて統一することで、市町村での事務負担軽減になるとともに、申請者の事務手続きが効率的になり、住民サービスの向上に資すると考える。 ○放課後等サービスの基本報酬算定のための指標該当の調査と障害児通所事業所の利用希望児童についての心身の状態の調査は、類似の項目も多く、調査時に、申請する保護者及び市町村事務の負担となっているため、放課後等サービスの基本報酬の指標(①)と通所給付決定時の調査項目(②)を統一することにより、市町村での事務負担軽減となり、申請する保護者の事務手続きも効率的になり住民サービスの向上にもつながる。 ～類似項目の例～ 放課後等サービスの基本報酬の指標(①) ・読み書き 通所給付決定時の調査項目(②) ・学習障がいのため、読み書きが困難 ○本市でも、2種類の調査については同様の項目も多く、二度手間となっている。放課後等サービスの基本報酬の指標と通所給付決定時の調査項目を統一することにより、市の事務負担軽減になるとともに、申請する保護者及び事業者にとっても事務手続きが効率的になり、住民サービスの向上に資すると思われる。 ○本市では、従来からの調査項目を踏まえた聞き取り調査表を作成して対応しており、また、放課後等サービス用の聴き取り調査表についても別に作成しているが、重複調査項目については、放課後等サービスの利用希望の有無にかかわらず、放課後等サービスの指標に基づいた調査及び従来の聞き取り調査を同時に行うなど、二度手間とならないような工夫を行ったうえで、聞き取り実務を行っている。なお、調査項目の統一化が図られるならば、事務負担の軽減が一定程度期待できると考えられる。 ○2つの調査は、同様の項目も多く、二度手間となっている。放課後等サービスの基本報酬の指標と通所給付決定時の調査項目を統一することにより、市町村での事務負担軽減になるとともに、申請する保護者及び事業者にとっても事務手続きが効率的になると思われます。 ○放課後等サービス基本報酬算定指標と障害児の通所給付決定時の調査項目については確かに重複していることと、事業者や保護者にとっても負担軽減につながるようになるため、統一することにより効果が見込める。
79	米子市 【重点7】	児童発達支援及び放課後等サービスにおける従業員及び員数の基準の見直し	児童発達支援及び放課後等サービス(主として重症心身障害児を通わせる場合以外)事業所における、従業員の人員基準について、看護職員を従業者の基準に含め、医療的ケアが必要な障害児の受け入れ体制を整える。	本市における児童発達支援や放課後等サービスの事業所においては、重症心身障害児ではないものの、医療的ケアが必要な障害児の利用相談が増えている(本市にある医学部付属病院は本県のみでなく、地域の高度医療の中心となっていることも要因)。このような事業所においては、サービスを維持する上で看護師の配置が効果的であるものの、基準で定められている配置すべき職員(児童指導員、保育士等)の員数に含めることができないため、たとえ看護師を配置したとしても、別途児童指導員等を配置する必要がある。しかしながら、児童指導員等の確保は人材不足のため困難であり、事業所の安定的な運営に支障が生じている。	厚生労働省	白河市、美濃加茂市、南あわじ市、山口市、熊本市	○本市でも医療的ケアが必要な障がい児の利用相談が増えており、今後もさらに増加が見込まれる状況であるため、看護師等の定数参入により看護師の配置を柔軟に対応できるよう、制度改正の必要性を感じている。また、重度障がい児を預かることでの柔軟な制度設計も望まれる。 ○看護師が配置されている事業所が主として重症心身障害児を通わせる事業所等に限られることから、医療的ケアが必要な児童が障害児通所支援を十分利用できない現状となっている。 ○本市では、医療的ケアを必要とする児童のレスパイト先がないことが課題となっているため、児童発達や放課後デイで看護師を配置したとしても事業所が安定的に運営ができるようにし、医療的ケア児を受け入れられてもらえる事業所を増やす必要がある。 ○本市においても、医療的ケアを必要とする障がい児を受け入れられる事業所は限られているため、看護師等を定数参入して柔軟な人員配置となれば、利用者の安心安全な利用につながるかと考える。 ○児童発達支援や放課後等サービスの事業所においては、重症心身障害児ではないものの、医療的ケアが必要な障害児の利用相談が増えているが、対応できる事業所がなく、サービスの利用ができないケースがあるため、対応できる事業所を増やしていくことを考慮すると必要だと思います。 ○本市における医療的ケア児を受け入れることができる児童発達支援及び放課後等サービス事業所は6ヵ所で定員は1日27人であり、充実に求める保護者の声もあがっている。看護職員を最低人員に含めることで、受け入れ可能な事業所が増え、市民のニーズに対応できるものと考えられる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>木造と非木造の混構造の住家の被害認定調査については、原則として、建物の主たる構造に基づいて調査・判定することを地方公共団体に周知する。</p>	<p>混構造の住家の被害認定調査について、建物の主たる構造に基づいて調査・判定するとしているが、建物の構造別の延べ面積の大小で判断するのか、構造別の見付面積の大小で判断するのか等、建物の主たる構造をどのように決定するかを明確にしていきたい。</p> <p>また、建物の主たる構造とその他の構造について、被害の程度に差がある場合の判断基準についても明確にしていきたい。例えば、建物の主たる構造を鉄筋コンクリート造(非木造)、その他の構造を木造とした場合について、現地調査の際、明らかに木造の被害が大きいような場合、どのように判断すべきか迷うことが予想される。この場合、建物の主たる構造が鉄筋コンクリート造(非木造)のため、非木造の調査票を用いて判定することになると思われるが、木造部分の外壁材に顕著な脱落等があっても、木造部分の評価項目が調査票にないため、これを評価することができない。よって、鉄筋コンクリート造(非木造)部分のみの判定で、被災者に罹災証明書を発行することになる。このように、実状に合わない判定をせざるを得ないケースも予想できるため、主たる構造を決定する際の補足事項として、ある程度、判断基準を示す必要があると考える。</p> <p>さらに、地方公共団体に周知するとあるが、市町村の迅速かつ公平な被害認定調査の運用のためには、災害に係る住家の被害認定基準運用指針において混構造の住家の調査・判定方法を示すことが望ましいものとする。</p>	<p>【川崎市】 左記周知に際して、「主たる構造」の判断基準についても示してほしい。</p>	<p>【全国知事会】 罹災証明書の判定結果が国費を伴う各種支援と連動している点を踏まえ、住家被害認定調査結果にばらつきが生じないように、被害認定に係る指針の見直し等を図ること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>5領域11項目の調査は、障害児通所給付費等の支給の要否及び支給量を決定するにあたり、障害児を対象として障害児の介助の必要性や障害の程度を把握するために行うものである。</p> <p>一方、放課後等デイサービスの基本報酬区分を決定する際に用いる指標は、事業所の支援体制について評価するにあたり、障害児の介助の必要性や障害の程度そのものではなく、障害児の介助や行動障害等の支援に要する事業所の手間を把握するために設定したものである。</p> <p>このように二つは目的を異にするものであり、内容を同一にすることは適切ではないと考える。</p>	<p>5領域11項目の調査と放課後等デイサービス基本報酬算定指標が異なる目的で設定されていることは承知している。しかし実際には放課後等デイサービス基本報酬算定指標は目的である障害児の支援に要する事業所の手間を把握するために、障害児の介助の必要性や障害の程度について尋ねる設問となっており、結局のところ放課後等デイサービス基本報酬算定指標と5領域11項目の両方が障害児の介助の必要性、障害の程度についての設問のため内容に重複が生じてしまっている。</p> <p>5領域11項目の⑤行動障害及び精神症状の設問を廃止し、放課後等デイサービス基本報酬算定指標を入れ込んだ調査票を新たに設ければ、設問内容の重複を解消でき、1つの調査票で障害児の介助の必要性と事業所の手間の両方が判断できると思われる。現に、放課後等デイサービス基本報酬算定指標で5領域11項目⑤行動障害及び精神症状の設問は全て網羅できていると考える。障害児通所サービスの利用申請手続きにあたっては数多くの書類の記載が必要であり保護者から手続きが煩雑であるというご意見をいただくことも少なくない。多くの保護者が仕事をしながら障害を持つ子どもの育児に悩んでいる現状を鑑み、利用申請に係る手続きを簡素化し保護者の負担軽減を図ることが必要である。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>児童発達支援及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせるものを除く。)の人員基準は、児童に対する支援を適切に行うという観点から、児童指導員、保育士等の総数に基づくものとしている(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第15号))。</p> <p>基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含めるということは、当該施設において児童の発達支援を行う児童指導員又は保育士の減少を意味し、発達支援の質の担保ができないことから適切ではないと考える。</p> <p>なお、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要な障害児の支援の充実を図ったところである。</p>	<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスの報酬改定により、給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護師を配置した場合に、看護職員加配加算が算定できるようになり、さらに昨年度末には運用改善がなされたことも承知している。</p> <p>しかし、全国的に看護師不足の状況で、医療的ケア児の利用希望に合わせて看護職員を雇用するという形態をとることは非常に困難で、施設として医療的ケア児の受入態勢を整えようとするならば、看護師を常勤(場合によっては非常勤)で雇用し、いつ利用申し込みがあっても受け入れるようにするしかない。だが、看護職員の加配加算はあくまでも医療的ケアが必要な児童の利用があってはじめて算定できるものであり、看護師の資格を持つ職員を員外で雇用しても、加算が取れなければ、雇用した看護職員に対する報酬は全く算定できないことになる。結果的に看護職員は配置できず、医療的ケア児の受入も進まないという状況になっている。</p> <p>現在、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者となっている人員基準に看護師を加えていただければ、施設としても継続して看護師を雇用しやすくなり、医療的ケア児のサービス利用も円滑に進むと思われる。</p> <p>なお、『看護師を人員の総数に含めると、児童の発達支援を行う職員が減少し発達支援の質が担保できない』という指摘に対しては、もともと『従事者の半数以上が児童指導員又は保育士であること』とあり一定以上の有資格者が確保されている現状は変わらないため支援の質の低下にはつながらないと思われる。</p> <p>医療技術の進歩により、適切なケアをすれば在宅生活が可能な子供が増え、今後も医療的ケアが必要な障害児の療育の必要性はますます高まると予想される中、有資格者の確保が困難な地方の実情に合わせ、より柔軟な配置基準で障害児や保護者の利用しやすいサービスとなるよう改正をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所を利用する児童は増加している一方で、福祉人材の確保が困難となっており、多くの市町村から児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所の安定的な運営及びサービス量の確保についての基準に起因する支障が生じているとの意見が出されていることから、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p> <p>なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、「参酌すべき基準」化等をすべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
81	茅ヶ崎市 【重点31】	普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加	地方自治法第232条の5に限定列挙されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払いを追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたい。	過去の大規模災害発生時に、庁舎が被災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となった。また、地域も被災し、行政活動に必要なガソリン等の購入について納入可能業者から緊急的に現金での購入の必要に迫られた。しかし、購入するための現金が無い状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていた。 南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、これらの地震による被害が想定されている本市にあっても具体的な災害応急対策を検討する上で、同様の事例への対応が検討の支障となっている。 なお、常時資金前渡のような方法では、いつ、どこで発生するか分からない災害に備えて職員が公金を常時携帯しておくことはできず、またインフラの寸断等により連絡が十分に取れ合えない中で公金を配分することも、現実的でない。 【具体的な支障事例】 ・平成25年台風18号豪雨災害の対応において、床下浸水等の被害による衛生面を考慮した消毒薬の手配に苦慮した。 ・東日本大震災に係る災害対応において、津波に伴う公用車流出によるタクシー使用料や高速道路通行料、パンク修理等の手配に苦慮した。 【制度改正の検討経緯】 総務省にて、平成26年3月に「地方公共団体の財政制度の見直しに関する中間的な論点整理」がまとめられ、その中では、立替払による支出について、対象経費、限度額、要件等について検討する必要があるとされていた。しかし、平成27年12月に報告された「地方公共団体の財政制度の見直しに関する報告書」では、立替払についての項目については記載がない。	内閣府、総務省	宮城県、川崎市、多治見市、大牟田市	○平成30年7月豪雨で、緊急的に物資調達をしなければならなくなった際に支障をきたした。災害時の緊急を要する場合や、やむを得ない場合は認めていただきたい。 ○本市においては、過去に災害等でシステムダウン等の支障をきたした事例はないが、昨今近隣市で発生した熊本地震や福岡県の朝倉豪雨をみると、同様の大規模な災害等が起きてもおかしくない状況が予想される。 ○大規模災害を想定した場合、同様の課題を抱えると想定されるが、現時点での支障事例はない。 ○平成30年7月豪雨において、被災地へ派遣している職員ヘレントカーの燃料費代を渡していたが、想定より不足したことから、急遽派遣職員に一時的に経費を負担してもらったケースがある。本来認められていない事務手続きのため、顛末書などの記入が必要となった。災害発生時において、派遣先での経費の不足及び至急の支払の対応については、立替払いしか対応できないため、やむを得ず今回の対応となってしまった。 ○本市では、地震災害時に停電で指定金融機関から口座振込、及び資金前渡による現金の払い出しも受けられなくなった。このためゴミ収集車のガソリン代の支払いについて、職員による立替払いを検討した経緯がある。 ○東日本大震災発生時には、公用車の流出等によるタクシーの借上げの増加、ガソリン等の納入可能業者(平時は単価契約による実績払い)から現金購入を要求される等の状況となった。しかし、沿岸部の出先機関が被災し会計事務が執行不能となったほか、金融機関も被災していることから、資金前渡や常時資金の準備が間に合わなかったため、やむを得ず職員による立替払(実績:104件)を行うことで、震災対応業務を継続せざるを得なかった。そこで、今後の災害対応等を見据えて常時資金上限額(現行:30万円)を引き上げる検討を進めているが、常時資金では対応できないケースが想定されることから、立替払についても制度的に位置づける必要がある。 常時資金では対応不可能な事例 ・常時資金をしている先機関自体が被災した場合 ・常時資金を超える支出が必要な場合(多額の現金を保有することは、公金管理上のリスクに繋がる) ・常時資金を保管している金庫等を管理している職員が登庁できない場合 ・職員が公用車出張中に被災し、道路が寸断し大きく迂回することを余儀なくされ、ガソリンが不足した場合
84	石川県	行政不服審査判決・答申検索データベースの改善について	「行政不服審査判決・答申検索データベース」について、PDFファイルの記載内容についても検索の対象とすること	【現行制度】 不服申立をしようとする者の予見可能性を高めるために、不服申立につき判決等を有する権限を有する行政庁は、判決等の内容を公表する努力義務があり(行政不服審査法)、総務省は、地方公共団体に対して、総務省が構築した「行政不服審査判決・答申検索データベース」を活用した公表を促している(総務省通知)。 【支障事例】 データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「判決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「判決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、判決書本体(PDFファイル)は検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難となっている。 具体的には、不服申し立てがなされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る判決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁判情報詳細」の「判決内容」欄に記載されている場合のみであり、「判決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。	総務省	群馬県、荒川区、新潟市、浜松市、京都市、鳥取県、岡山県、高松市、熊本市	○裁判に当たって重要なのは、認容等の結果よりもその理由付けである。現状多くの自治体では、「判決の内容」に判決主文のみを掲載しているため、フリーワード検索によっても裁判理由について調べることができず、あまり検索の意義がない。本市において行政不服審査会の答申案の作成に当たり類似事例の検索を行った際も、提案団体の事例のように一つ一つ添付ファイルを開くこととなり、事務に多大な時間を要した。 ○生活保護に係る審査請求については、全国的に類似する内容の請求が多いものと推察されるが、「行政不服審査判決・答申検索データベース」において、判決書本体(PDFファイル)が検索対象外となっており、事例の絞り込みができず、検索に苦慮している状況である。 ○データベースの検索方法としてフリーワードを入力する欄もあるが、検索対象が判決書本文の内容ではなく、各行政庁が任意に入力した「判決内容」欄に記載されている文言に限定されている。したがって、処分根拠法令による検索が主要となり、事例の絞り込みが十分でなく、実際に検索したい内容よりも広い範囲を設定して検索する必要が生じている。 ○判決・答申の案を作成する際、データベースを活用して、類似の先例も参考としているが、データベースの判決内容・答申内容の欄の記載が簡潔なものも多く、同欄の記載のみが検索対象である現状では、探している先例を発見できないことがある。
85	宮城県、三重県、広島県	墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)において準用する行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)における調査権限の制定	市町村が支出した費用の充実に必要となる事項(遺留金銭や相続人調査)に係る調査権限を創設すること。	【問題の所在】 墓埋法第9条第1項では、火葬を行う者がいないときは、死亡地の市町村長が行う旨規定されており、この場合は、同条第2項により行旅法の規定を準用して、その費用を充当することとされている。 行旅法では費用の充実に関しては規定があるものの、死亡人についてどの程度遺留金銭があるか等の調査権限が規定されておらず、そもそも充当すべき金銭等について、法の担保を受けた調査ができない。 具体的には、調査権限の規定がないために、死亡人の住居等に立ち入って遺留金銭等があるか調査することが困難な状況にある。また、行旅法の規定に基づき、相続人に対して未充分の費用弁償を求めるとき、埋葬儀を行った市町村内で相続人調査を完結させることができれば何も問題は無いが、「相続人が自市町村外に転出等している場合」や「(被相続人又は相続人の)本籍が自市町村以外にあり、戸籍謄本を他市町村へ取り寄せる必要がある場合」は、その権限が法定されていないと、それ以上調査が進まないということになる(相続人に限らず扶養義務者に関しても同一)。 よって、費用の充当の可否について判断が困難になり、前述埋火葬費用について市町村が負担せざるを得ないことがある。	厚生労働省	ひたちなか市、桶川市、長野県、美濃加茂市、京都市、高松市、高知県	○調査権限がないことから、死亡人の遺留金銭が不明となる。そうすると、相続財産管理人の選任が行うことができないため、保管根拠のないまま本市が遺留金銭を保管している場合がある。 ○死亡人への調査権限が明確に定められていないことから、死亡人が銀行口座等に資産を有している可能性がある場合においても、調査を行うことが出来ず、本来であれば遺留金品を充てることが出来た事例においても財政負担が生じており、改正が必要と考える。また、調査権と同時に銀行口座からの払戻しに係る権限を制定する必要があると考える。 ○被相続人又は相続人等の本籍が県外や自市町村外にあるケースがあり、市町村に調査権限がないため、県への補助金申請に必要な費用充当の根拠資料(慰留金銭等)の提出や相続人・扶養義務者の調査が困難な状況となり、結果的に市町村が費用を負担することがある。 ○現状、遺留金銭や相続人調査について金融機関等から協力的な対応を受けているが、個人情報の取り扱いが厳格化される中、今後も同様の対応が続くかは不透明であり、適正な調査遂行のためには権限の明確化が必要である。 ○調査権限を法律にて規定することにより、強制力が担保された調査を行うことが可能になり、結果として、適法な調査の遂行が可能になる。また、市町村が埋火葬費用を充当することが可能となり、市町村の財政負担の軽減に資する。 ○行旅法では遺留金品等の調査権限が規定されていないため、埋火葬費用に充当できるのは把握している遺留金品のみで、不足分については市の財政負担となっている。 ○現行の法律では親族調査・預金調査等する権限がなく、市町村が負担する費用は今後増える見込みです。調査権限が付与されれば、遺留金の調査も合わせて行うことができ、葬祭費用等に充当できると財政負担の軽減につながります。
87	宮城県、三重県、広島県	DV等特殊事情がある場合における費用弁償先としての適用除外	行旅病人及行旅死亡人取扱法(行旅法)において、費用弁償先として含まれている扶養義務者について、家庭内暴力等特殊事情がある場合はその適用を除外する旨の規定を創設すること。	【問題の所在】 行旅法の規定では、場合によっては扶養義務者にまで費用弁償を求める旨規定されているが、扶養義務者がDVの被害者だった等の特殊な事情がある場合だと、必ずしも費用弁償の請求先としてその者を含むことが妥当とは言えない場合がある。 一方で、行旅法では費用弁償の請求先が順を付して規定されており、上記のような事例においても請求をしないと、次の請求先に対して費用弁償を求めることができない。	厚生労働省	美濃加茂市、高松市、熊本市、宮城県	○費用弁償の請求先の適正化が図られる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>公金の立替払いは、支出負担行為に基づかない歳出予算外の支出をすることであり、予算がなくても、また予算配当があってもそれを超えて支出するおそれがあるなど、予算執行の秩序を乱すことになることから制度として認められていない。また、国においても立替払いは制度化されていない。</p> <p>しかしながら、提案にあるような災害時におけるケースの整理は必要と考えることから、立替払いと同様の効果となる運用が可能かについて検討をすすめる。</p>	<p>例え災害時であっても無条件、無制限に立替払いを可能にすることは適切ではないと考えます。決裁権者への電話等での確認や立替払いが可能なものを事前に例示しておくこと、支払金額の上限設定、事後の領収書の添付など運用にあたっては詳細なルール化が必要であると考えます。</p> <p>国においても制度化されていないとのことですが、災害対応の一義的責任を負い、発災初期において被災者や被災現場に直接対峙し、緊急的な対応を求められる場面が多い市町村だからこそ、より緊急対応としての立替払の必要性があると考えます。住民の福祉の増進を図るにあたり、災害から住民の身体、生命及び財産を保護するため、迅速かつ円滑に災害応急対策を進めることは、市町村の根源的な役割のひとつであると考えます。災害時における立替払いは近年の大規模災害時の被災自治体においてもその必要性は明らかとなっているため、法改正、または法改正に代わる運用の実現に向け、時期的目標を立てた前向きな検討をお願いします。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>当省としても、「行政不服審査裁決・答申検索データベース」のより一層の利活用を図る観点から、その利便性の向上は重要であると認識している。</p> <p>今回の提案については、新たなソフトウェアの導入など費用面の課題があり現時点においてただちに対応することは困難であるが、「裁決情報詳細」の記載の充実を審査庁等に求めるなどにより、引き続き同データベースの利便性の向上に努めてまいります。</p>	<p>今回の提案(PDFファイルの記載内容についても検索の対象とする)について、費用面の課題から直ちに対応することは困難とのことであるが、この点については次回のソフトウェア導入やシステム改修の際に、検討課題として挙げていただきたい。併せて、今後の具体的な進め方、スケジュールを示していただきたい。</p> <p>他方、「裁決情報詳細」の記載の充実を審査庁等に求めるなどによりデータベースの利便性の向上に努めてまいりたいとの回答をいただいたが、記載の充実を図るため、地方公共団体等に「裁決情報詳細に掲載するための裁決・答申の概要版を作成する」等の新たな事務負担が発生しないように求めるとともに、それが困難であれば、当面は裁決・答申の本文をそのまま「裁決情報詳細」に掲載し、検索精度の向上を図ることもご検討いただきたい。併せて、既にデータベースに掲載されている裁決・答申についても記載の充実を図ることも含め、今後の具体的な進め方、スケジュールを示していただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>遺留金調査や相続人調査は、火葬費用に充てるためだけに必要となるものではないことから、それらの調査権限について検討するのであれば、故人の遺産整理の問題として検討されるべきであり、行旅法(墓理法)にそれを規定することは困難と考える。</p>	<p>債権者及び債務者の一般的な関係性については民法で規定されており、御指摘のとおり、原則として債務者の一般財産は、全ての一般債権者にとって平等なものとして扱われる。</p> <p>一方で、①葬式費用については、民法第306条第3号及び第309条で先取特権が認められており、前述した原則にとらわれず優先的に求償することのできる費用であると思われる。また、②行旅病人及行旅死亡人取扱法(以下、「同法」という。)第13条では、市町村は当該費用について、遺留物件に関しては、他の債権者の先取特権に対しても優先権を有する旨規定されている。</p> <p>以上より、①から「(調査の結果判明する遺留物件は)火葬費用に充てるためだけに必要となるものではないから、…(中略)…遺産整理の問題として検討されるべき」という点については既に民法で整理がされており、かつ②から優先権まで認められている同法内において、その前提となる権限の規定がその性質上、困難であるという指摘は当てはまらないものとする。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>行旅病人及行旅死亡人取扱法第13条の規定のとおり、扶養義務者から費用弁償を得ることが出来ない場合は、公告後60日を経過した後に遺留物品を売却する措置が残るのみであるため、「次の請求先に対して費用弁償を求めることができない」とのご指摘はあたらない。</p> <p>なお、行旅死亡人の費用弁償の請求については、行旅死亡人がそもそも住所、居所及び氏名が不明な死者であることが多い以上、その者がDV加害者であるかの判断も困難であるとする。</p>	<p>行旅病人及行旅死亡人取扱法第13条においては、遺留物品を売却し、それでも足りない場合においては公共団体に対して費用弁償を請求することとされており、「行旅病人の救護等の事務の団体事務化について」(昭和62年2月12日社保第14号 厚生省社会局長通知)においては、「…扶養義務者がいないとき又は明らかでないとき、…(中略)…市町村が支弁した費用の計算書を付して、都道府県に対して費用の弁償を請求するものとする。」とされている。</p> <p>よって、御回答にあった「遺留物品を売却する措置が残るのみである」という指摘は当てはまらない。</p> <p>また、当該事例は墓理法により行旅法が準用される場面であるが、墓理法が適用になる事例では、住所や氏名が判明することが殆どであり、その情報から行う調査過程の中で死亡人がDV加害者か否か、実質的な費用弁償能力に欠ける未成年であることなどが判明することも珍しくない。</p> <p>よって、御回答にあった「行旅死亡人がそもそも住所、居所及び氏名が不明な死者であることが多い以上、死亡人がDV加害者等であるかの判断も困難だ」という指摘は当てはまらない。</p> <p>以上から、本提案で挙げた提案については実現の必要性があるものとする。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
88	宮城県、三重県、広島県 【重点13】	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省第38号)における、附則第3条で定める「管理者に係る経過措置」の改正	経過措置の期限を「平成33年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に延長する。	平成30年4月の介護保険制度改正に基づき、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所における管理者の要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更され、当該要件に関する経過措置として平成33年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができる旨規定された。一方で、主任介護支援専門員になるためには「主任介護支援専門員研修」を終了する必要があるが、当該研修を受講するための要件の一つに「介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上の者」と定められており、令和2年度末までにこれらに該当しない管理者の事業所が廃業に追い込まれる可能性がある。(当県の確認では現時点で全674事業所のうち65事業所で主任介護支援専門員が確保できない恐れがある。)	厚生労働省	仙台市、須賀川市、千葉県、千葉市、袖ヶ浦市、八王子市、石川県、長野県、多治見市、浜松市、京都府、大阪府、大阪市、神戸市、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、松山市、新居浜市、熊本県	<p>○当市では、令和元年6月30日が指定更新期限である居宅介護支援事業所において、介護支援専門員が1人のみであるため、業務を行いながら研修を受講できる体制をとることができず、令和3年3月31日までに主任介護支援専門員を管理者とすることが難しいため、令和元年6月30日をもって事業を廃止する旨の届出があった。また、介護支援専門員が1人のみの事業所は他に1事業所あり(休止中は除く)、廃業せざるをえない状況になれば利用者にも多大なる影響が出ることが懸念される。経過措置期間の延長により、資格取得や新規雇用等の対応を検討できる。</p> <p>○ひとりケアマネの事業所において、経過措置の平成33年3月31日までに主任介護支援専門員研修を受講できないケースがあり、廃業に追い込まれる可能性がある。</p> <p>○定量的な調査は行っていないが、高齢化が進行している過疎地域において、現在の介護支援員は従事期間不足で主任になり得ず、新たに主任介護支援専門員を雇用することも困難であるという事例あり。本来、主任介護支援専門員には、主任たる知識・経験・能力をもってなるべきものであり、現状の経過措置期間では、主任介護支援専門員の質の低下に繋がるおそれもある。</p> <p>○平成30年4月の介護保険制度改正に基づき、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所における管理者の要件が「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更され、当該要件に関する経過措置として平成33年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができる旨規定された。一方で、主任介護支援専門員になるためには「主任介護支援専門員研修」を終了する必要があるが、当該研修を受講するための要件の一つに「介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上の者」と定められており、令和2年度末までにこれらに該当しない管理者の事業所が休止や廃止を選択しなければならぬ状況になる可能性がある。</p> <p>○当市の居宅介護支援事業所は147事業所(休止施設を除く)。勤務する居宅介護支援事業所の介護支援専門員は457名で、うち主任介護支援専門員は85名。管理者が主任介護支援専門員である事業所は53事業所のみで、介護支援専門員が管理者を務める事業所が半数以上となっている。現に主任介護支援専門員を管理者として置かない事業所が、事業所を継続するためには主任介護支援専門員研修の受講が必要となり、当市においては94名が主任介護支援専門員研修を受講する必要がある。現在の主任介護支援専門員研修の開催状況では、令和3年3月までの必要教育成が困難である。</p> <p>○経過措置期間では従事期間の年数が足りず、研修を受講することができないという問い合わせが多数ある。廃止せざるをえない事業所が発生すると、利用者が不利益を被ったり、負担を強いられる可能性があるため、経過措置期間を延長する必要があると考える。</p> <p>○当市の現時点の居宅介護支援事業所203事業所のうち主任介護支援専門員がいない事業所は120事業所あり、そのうち経過措置期間中に5年以上の実務経験を満たせない事業所は26事業所、介護支援専門員が1人のみの事業所のため研修受講の体制をとることが困難な事業所は56事業所が推定され、主任介護支援専門員を確保できず、経過措置期間が経過した場合、事業所を廃止又は休止し、利用者は介護支援専門員を変更せざるを得ない影響が考えられる。</p> <p>○当県でも、現状で把握できる限りでは、およそ4割が主任介護支援専門員ではなく、同様に支障が生じるおそれがある。</p> <p>○当県で実施した調査では、平成33年3月末までに主任ケアマネを配置できず、休止・廃止を余儀なくされる事業所が4カ所あり、その中には町内唯一の居宅事業所も含まれる。</p> <p>○県下の全居宅介護支援事業所中、介護支援専門員1名体制の事業所が約3割を占めており、経過措置期間の令和3年3月31日までに、居宅介護支援事業所の管理者要件である主任介護支援専門員の資格を取得することができず、廃業を余儀なくされ、結果として利用者が不利益を被ることが懸念される。</p> <p>○当市では、平成31年10月現在219ある居宅介護支援事業所のうち、28パーセントに当たる約60事業所が一人ケアマネとして事業所を運営している。(主任であることの確認はしていない。)主任でない介護支援専門員が、主任の資格を得るために長時間の研修を遠方まで行くことや日々の業務を考慮すると、やむを得ず居宅介護支援事業所の廃業により、利用者のサービス提供に支障が出る恐れがある。</p> <p>○当県では、県及び県介護支援専門員協会に対し、現任の指定居宅介護支援事業所管理者から、経過措置期間内に主任介護支援専門員研修の受講要件である「専任の介護支援専門員として従事した期間が5年以上」を満たすことができない旨の相談が複数寄せられている。</p> <p>○経過措置期間の見直しをしたうえで、制度改正時点で、現に居宅介護支援事業所として存在していた事業所については、特例として、資格取得にあたり簡素化されたカリキュラム等を設ける必要もあると考える。</p> <p>○当市が実施した実態調査においても経過措置期間(3年間)内に主任介護支援専門員を管理者におけない事業所が10事業所以上あり支障となっている。</p> <p>○当都道府県においても、制度改正以前より居宅介護支援事業所の管理者であるにも関わらず、3年間の経過措置期間中に主任介護支援専門員研修の受講要件を満たせないため主任介護支援専門員の資格を取得できず、廃業を余儀なくされる者が少なくとも94名存在しており、当都道府県からも、同事案について提案をしている。</p> <p>○当県の確認では現時点で全674事業所のうち65事業所で主任介護支援専門員が確保できない恐れがある。</p>
90	宮城県 【重点23】	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し	旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とできるよう運用等の見直しを求める。	<p>【現状】旧農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民から市町村あてに払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する、または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。</p> <p>【支障事例】国(農林水産省)へ返還し、払い下げするには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2～3年の期間を要している。また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備にも最低でも2～3年程度掛かる。当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものではあるが、現実には、譲与対象地周辺地域ではもはや営農が行われていない・山林原野化しており、今後は開墾の予定もないといった地域も散見されているところ、迅速な処分が困難となっていることによって、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き等を経る必要があるため、事業が遅れる原因になることが予想される。</p> <p>以上を踏まえ、返還時の処分までの手続きの簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続きを進められるよう運用の見直しを求める。</p>	財務省、農林水産省	福島県、川崎市、京都府、鳥取県、愛媛県	<p>○当団体でも、用途廃止申請まで至るケースは少ないが、農政局へ返還を要するケースとなるか、事前協議する案件は年2～3件程度有り。譲与後に、周辺環境の変動(住宅が建つ等の市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的な利用(集落と繋ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多い。返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要しているケースも多く、早期の土地有効活用に際しては、支障が発生する可能性が高い。この制度が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっており、道路又は水路自体が利用されていないケースも見られ、土地の有効活用という観点から、返還しなければならない条件を無効とする又は公共利用であれば返還は生じない等、大きく緩和することは有効と思慮する。</p> <p>○公共事業等の事業用地に譲与対象地が含まれる場合に、事業の円滑な実施を妨げる要因となることが想定されるため、手続きに要する期間が短縮されるよう、手続きの簡素化及び要件の緩和等が必要。</p> <p>○譲与財産の国への返還やその後の処分に当たっては、土地の処分に期間を要している。法定受託事務である以上、国の一定の関与が必要な性質であることから、農林水産省や財務省、譲与先である市町村等の関係機関と連携して、処分期間の短縮に努めていきたいと考えている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>管理者要件の見直しは、管理者が主任ケアマネジャーの場合の方が、事業所内のケアマネジャーに対する同行訪問による支援(OJT)の実施や、ケアマネジャーからのケアマネジメントに関する相談の時間を設ける割合が高くなっているという状況を踏まえ、事業所における業務管理や人材育成の取組を促進させることにより、各事業所のケアプラン、ケアマネジメントの質を高める観点から導入したものである。</p> <p>現在、管理者(主任ケアマネジャー)になろうとする者が必要な研修を円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保基金を活用した受講者の金銭的な負担軽減(会場借料や講師謝金の補助など)や ・事業所に勤めている方々が受講しやすいよう、例えば、土日や夜の開講やe-ラーニングによる通信学習など、研修の開催方法の工夫について要請しており、まずはこうした取組を進めることが重要であると考えている。 <p>その他必要な対応については、令和元年度実施予定の実態調査の結果を踏まえて検討してまいりたい。</p>	<p>今回の提案は、経過措置期間が3年間では、主任ケアマネジャーになるための研修を受講する要件を満たせず、現在の管理者ではどうしようもない事情で廃業となってしまいう事業所が出てしまい、利用者への負担も伴うという実際上の支障が想定されることから、経過措置期間の延長を求めているところである。</p> <p>受講者の金銭的負担軽減や、夜間開講、e-learning等の活用は受講要件を満たしている方に対しての負担軽減としては有効であるものの、そもそも受講要件を満たさない方に対しての対応とはなり得ない。</p> <p>厚生労働省は、「その他必要な対応については、令和元年度実施予定の実態調査の結果を踏まえて検討してまいりたい。」と回答したが、当県の調査では、既に現行制度のままでは、25の居宅介護支援事業所が、休止・廃止になってしまう恐れがあることが判明している。他県においても同様の調査結果が出ており、全国的な問題だと思われるため、経過措置期間の延長による根本的な対応が必要と考える。</p>	<p>【千葉市】 受講者の金銭的な負担軽減や、研修の受講方法の見直しについては、回答を支持し、早急かつ柔軟な取組みを希望する。</p> <p>実態調査の結果を踏まえてあるが、居宅介護支援事業所を運営することができないと判断した事業所が、今年度以降一斉に廃業するおそれがあるため、その結果をなるべく早く周知いただけるようお願いしたい。更に、既に期限が迫っている中、早急に事業所運営継続の見込みが立てられるよう、期限の延長については引き続き強く要望する。</p> <p>また、研修の内容については煩雑な課題などが多く、実務を行いながらの課題提出は、既に長い研修時間に更なる負担となっており、開催方法とともに、資質を維持しながら、その内容を見直すことも必要であるとする。</p> <p>【八王子市】 事業所が継続できなくなることによって利用者に不利益が生じることが無いように、必要な対応を検討するにあたっては、地方の実態及び意見等を十分に踏まえ、適切な対応を求める。また、その対応内容については、自治体及び事業者等における準備期間を考慮して、十分に余裕のあるスケジュールで情報提供されたい。</p> <p>【島根県】 主任介護支援専門員の資格取得のためには、主任介護支援専門員研修の受講が必要となるが、この研修を受講するためには専任の介護支援専門員としての従事期間が5年以上必要である。しかしながら、本県においては、離島や中山間地域等は小規模事業所が多く、他業務との兼任により従事している介護支援専門員が多いため、研修の受講要件(専任かつ5年)を満たすことが困難な現状にある。したがって、当該研修の受講機会を増やしたとしても、受講要件を満たせないため、受講ができず、解決にならない。今後、計画的に主任介護支援専門員の養成を行うため、兼任の介護支援専門員を専任の介護支援専門員として5年間再配置する必要があることから、経過措置期間を延長するよう求める。</p> <p>【岡山県】 現状の経過措置期間3年では主任介護支援専門員研修の受講条件になる実務経験年数5年の基準を満たすことが出来ない。研修期間も含め、最低でも6年以上の経過措置期間が必要であり、期間延長の検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 指定居宅介護支援事業所に配置する管理者を主任介護支援専門員でなければいけないとする基準については「従うべき基準」となっている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>なお、所管省の回答は研修受講方法の工夫や実態調査結果を踏まえ検討となっているが、既に現行の経過措置期間では事業所を廃業及び休止せざる得ない状況が生じるとの声が多数あることから、早急に対応すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>【財務省】 国有財産の管理及び処分にあたっては、財産の効用を全うさせ、常にその用途に有効に供しうる状態を保つことなどが必要である。</p> <p>このことから、国有財産法第9条の5において、「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない」とされているところ。</p> <p>特に引継ぎにあたっては、国有財産の売却や貸付を行う際に無用な支障が生じないよう、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などを確認しているところ。</p> <p>本件提案の事例においても、こうした観点から、同様の取扱いとしているところであるが、返還時の処分までの手続が速やかに図られるように、引継ぎに当たり支障が生じた場合には、個別に相談を受けて、適切な対応に努めてまいりたい。</p> <p>【農林水産省】 売却等の処分に当たっては、境界確定等の手続きは不可欠であるため、これを不要とすることは困難。</p> <p>なお、手続きに長期間を要することについては、迅速に行う観点からその実態を調査してまいりたい。</p> <p>また、農道等として使用することを条件に国有農地等を市町村等に無償譲渡したものであり、代替道路等を整備しないにもかかわらず、目的外で使用する場合に、国への返還を不要とすることは困難。</p>	<p>本提案の目的は、払下げ要望等があった際に迅速な処分を可能とすることにあるが、現行制度では国へ返還する場合、代替道路を整備する場合、それぞれ期間を要し、事務も負担となっている。</p> <p>迅速な処分が可能となるよう、実態調査の結果を踏まえて、手続きの迅速化のための方策を検討いただくとともに、売却に伴う収益を国に返還する場合や、市町村、都道府県の公共事業等において当該国有財産を事業に編入する際に、事業が地域振興等に供すると認められる場合などについては、代替道路等の整備以外の方法によって、国への返還を不要とできる要件を追加できないか再度検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
91	宮城県 【重点23】	旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し	旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理するよう運用の見直しを求める。	旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた筆については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととされているが、引継後の処分先の目処がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に引継ぎされない筆については、継続して県が管理しなければならない。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は「自作農の創設又はその経営の目的に供するため」(同法同条第1項)に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適当なものとはいえない。 なお、平成31年3月末時点で県が管理している国有農地は58筆。そのうち不要地認定済みが9筆あるが、なかには、平成23年8月に不要地認定されたものの引継・処分がされないままとなっているものもある。 現在、管理内容としては見回りなどの現地確認、隣接地権者等への境界確定の依頼への対応、草刈り、不法占有に対する対応、毎年度の台帳価格改定作業といった事務処理等を継続して行う必要があるが、人員不足の状況において、県の事務と直接関係のないこれらの事務を他の業務と併せて実施していくのはかなりの負担となっているため、見直ししていただきたい。	財務省、農林水産省	福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県	○当団体では、平成31年3月末現在、台帳に登載している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき不要地認定や17条公告の処理を進めているが、旧所有者の特定等、古い文書を調査する必要がある、加えて境界確定を進める必要があり、課の体制からも同時に多くの筆を処理することは困難であり、大きくは進んでいない。財務省は、処分先が明確である道路や水路、払い下げ希望がある筆以外は、所管換を受けないスタンスであり、不要地認定や17条公告が完了しても、速やかに財産処分(所管換)につなげられないのが現在の状況。加えて所管換の事前協議に時間を要し、さらに財務省側担当者の人事異動があった場合、再度最初から説明を求められることしばしばあり、二度手間となるため負担が大きい。当課の担当職員も、殆どが他の業務とのかけ持ちであり、見回り、草刈業務発注後の履行確認、住民からの問合せ、境界確定申請の対応、財産処分のための自主的な境界確定等々、国有農地等の管理には多くの負担がかかっている。自作農創設などの目的を失い不要地認定された筆は、本来管理を目的としている財産とはなくなっており、財務省へ所管換手続きを進める上で、農林水産省が管理し、処分手続きを進めることが、適正かつ効率的である。 ○当県において不要地認定後の財務省への引継ぎに当たり、以下のような支障が生じている。 1 当県において管理している国有農地のうち不要地認定済みの土地は103筆あるが、引継後の処分先の目途がつかないものについて、財務省に引継ぎを受けてもらえないことから、県による管理が続く見込みであること。 2 買取時から祠(管理者不明、地域住民が利用)が設置されている土地について、当該祠の移設又は祠部分の分筆を求められている。移設は祠の管理者が不明であることから難しく、分筆は、分筆後の土地が県管理のままとなることから、実施が難しい。結果として買受希望があるにもかかわらず、対応が停滞していること。 3 近年国土調査が実施された土地以外は、全て測量を求められていることから、測量予算の確保、測量の委託手続等に時間がかかること。 4 原則として買受希望がなければ引継ぎが行われないことから、買受希望者が現れた場合であっても、その時点から財務省への引継ぎ、財務省からの公売等の手続が必要で、時間がかかることから、買受希望者の不利益にもつながっていること。 ○平成31年度末時点で、当県が管理している自作農財産344筆のうち198筆が不要地認定済み。農林水産省が既に農業利用目的に供さないと決めた土地であるにも関わらず、財務省への引継ぎが一向に進捗しないことから、本県における自作農財産の管理負担は提案県以上に大きい状況。管理者として、日頃の見回りや草刈り、不法占有の未然防止等の対応を行うだけでなく、かけ崩れ等災害発生時のリスクも負っている。少なくとも不要地認定済みの自作農財産(国有地)については、農林水産省で直接管理するよう見直ししていただきたい。
92	愛知県	宗教法人の境内地及び境内建物の登録免許税非課税要件の明確化	登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することとなっている。しかし、従来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買い増す場合に、どの程度の利用形態を予定していれば足りるかなど、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。このことについて国税庁からは詳細な判断基準や事例集などは示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国税であるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分かれかねない他、効率的に事務を進める事が困難である。	財務省、文部科学省	石川県、福岡県、大分県	○非課税証明については、過去の事例や他県の状況などを参考にしている。基準や事例集が示されれば効率的に事務を行うことができると思われる。(※参考…平成30年度の件数:15件) ○当県においても「専ら…宗教の用に供する」か否かについて判断しがたく、非課税要件を満たすか否かの判断が困難な場合がある。具体的には、申請地(1筆)が非常に広大で当該土地に境内建物が建っているがその他森林が広がっている場合、境内建物の占める範囲がどの程度であれば良いか、申請建物が納骨堂の場合、経営許可が出る前の段階で証明してよいか。(いつの段階で証明してよいか)などが挙げられる。この他様々な事例があることから、より迅速な対応が実現するため、具体的な事例集を作成し、宗教法人及び事務担当者に周知いただくことが望まれる。
93	愛知県	文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県経由事務の廃止	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等について、他の大学の学部と同様に、都道府県経由の義務付けを廃止し、国に直接申請することとする。	大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を経由して申請することとなっている。看護学部等の場合も、実質的な審査やそれに基づく認可等は文部科学省が行っており、当該学部等のみ都道府県を経由する必要性はない。また、申請者にとっては、都道府県を経由することにより、認可等までの手続きに時間がかかっている。	文部科学省、厚生労働省	宮城県、川崎市、長野県、山口県、大分県	○当県でも同様の状況がみられ、申請者からすると県経由による手続きに時間がかかっている。書類内容の指導等は国と大学等が直接行っているため、補正があった場合の書類は保管されないことから県を経由する必要性は低いと感じる。
94	愛知県 【重点43】	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付方法の見直し	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業については、希望調査や交付申請等のとりまとめはこれまで通り都道府県が行うとしても、県の予算計上を要することなく、国から市町村へ直接交付金の支払いをできるようにすること。	「地域女性活躍推進交付金」の市町村事業に対する交付金については、都道府県から交付することとされている。そのため、市町村の交付金活用希望を把握した上で、当初予算へ計上している。しかしながら、予算要求時点での市町村事業に係る交付金額を正確に把握することは難しく、また、年度途中で国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応となり、議会開催時期の制約から、迅速に対応することができない。	内閣府	秋田県、神奈川県、川崎市、福井市、長野県、大阪府、奈良県、鳥取県、山口県、愛媛県、福岡県、宮崎県	○令和元年度予算では、県内の3市町が要求し、交付決定となった。県の予算要求のスケジュールに間に合うよう、市町村に照会を行い、内容のチェック等を実施して国に申請を行ったが、県の予算要求に合わせて内容の検討を実施する必要があるため、事業内容や交付金額の精査の期間が短くなる。また、間接交付となるため、県で要綱制定や予算計上(国負担10/10)、交付処理等を行う必要があるため、事務処理に時間がかかり、迅速に対応することができない。 ○予算要求時点での市町村事業を把握することが難しく、また、年度途中で追加要望があった場合には、県において補正予算等での対応が必要となることから、議会開催時期の制約から、県の対応が難しい場合もある。 ○地域女性活躍推進交付金(市町村事業)については、前年9月頃にある国の調査結果に基づき、翌年度の県予算に計上しているところ。しかしながら、年度途中で国から交付金の追加募集等があった場合、県においては補正予算等での対応が必要となり、議会を経ての計上となり迅速な対応は行えない。また最終的に実績報告等を経てからの、国からの交付金の支払いとなるため、一時的とはいえ、県の立替払が生じている。 ○提出書類の内容について、国の担当者からの確認や指摘があった場合、県を経由してのやりとりになるため時間的ロスが発生してしまう。事業の実施が遅れる等の支障もあり、市が直接国へ手続きが行うことができるよう改善する必要があると考える。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【財務省】 管理番号90において回答した通り、国有財産法第9条の5の規定に基づき、各省各庁は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。</p> <p>一方で、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、ご指摘の処分先の目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはなっていない。</p> <p>また、今般の提案を受けて、再度、全財務局等に対し、処分の目途が立たないことを理由に当省が引継ぎを受けないといったことがないように周知徹底することとしたい。なお、不要地認定された土地を法定受託事務による管理対象地から除外するかの検討については農林水産省において検討される事項である。</p> <p>【農林水産省】 国有農地等は、農地改革以降、都道府県知事が取得・売渡しを行いながら管理してきており、その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため、都道府県知事の法定受託事務(国費により管理費を手当)としているところ。</p> <p>このため、要望の土地について、都道府県の管理対象地から除外することは困難。一方で、引継ぎに時間を要している点については、引き続き円滑に引継ぎが行われるよう努めてまいりたい。</p>	<p>当県に限らず、引継ぎに係る書類等が全て整っているものであっても、財務省への引継ぎが行われない土地を抱えた自治体はあると考えている。全財務局等に対し、処分の目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないといったことがないように速やかに周知徹底していただきたい。</p> <p>また、農林水産省から「その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」法定受託事務としているとの回答があったが、県からは不要地調査提出の際、対象地の経緯や現場の状況を農政局へ説明しており、国も「その経緯や状況を踏まえた」上で不要地認定を行っている。そのため、不要地認定後は国において「その経緯や状況を踏まえて管理を行う」ことが可能であり、国により不要地認定された土地を旧農地法による法定受託事務として県が管理を続けなければならない理由はないので、不要地認定を行った国有農地等について、国において管理できないか再度検討願いたい。</p>	<p>【新潟県】 農林水産省は、都道府県の法定受託事務としている理由を「経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」としているが、国有農地等の不要地認定手続きの際は、県から対象地に係る経緯や現場の状況を十分に説明し、国(地方農政局)はその状況を理解した上で、不要地認定を行っている。そのため、少なくとも不要地認定された国有農地等については、国においても経緯や現場の状況を踏まえた管理は可能と考える。また、不要地認定した後も農林水産省が直接管理しない仕組み自体が、財務省への国有農地等の引継ぎに積極的に関与しない要因にもなっているのではないかと考える。</p> <p>【長野県】 財務省及び農林水産省からの回答では、共同提案した理由である財務省への引継ぎ及び測量が進まない問題が解消されないことから、不要地認定を行った国有農地等については、国が管理するよう運用の見直しを求めたい。国が管理することが困難であっても、次の2点について運用の見直しを求めたい。</p> <p>1 都道府県では、国有農地の一般会計移管後に加わった財務省への引継ぎ事務が大きな負担となっている。引継ぎは、ルールが不明瞭で財務事務所や担当者によって必要な対応が異なることや、財務事務所から国有財産の管理状況について、都道府県が一時的に指摘を受ける状況に、大変苦慮・困惑している。このため、引継ぎについては、都道府県が財務事務所とやり取りすることがないように、国有財産事務に精通する農林水産省の担当者が行っていただきたい。</p> <p>2 財務省への引継ぎ等に必要な測量について、毎年縮小する交付金を活用して実施しているものの、事務量及び費用上の制約から本県では年間10件程度にとどまっている。このペースでは、50年後も国有農地等の管理を続けなければならない状況であることから、不要地認定後に農林水産省において、まとめて実施していただきたい。</p>	<p>—</p>
<p>御提案の内容を踏まえ、関係省庁と連携の上、今後の対応の方向性を検討してまいりたい。</p>	<p>非課税の範囲の詳細な基準、非課税の要件の具体的な事例集があることにより、非課税とすべき範囲が明確化され、効率的な事務処理が可能となることから、ぜひ、早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の確保の状況等地域の医療提供を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあるものと考えられるため、都道府県に対して經由規定を設けている。</p> <p>このため、引き続き都道府県知事を経由して行うこととしたい。</p>	<p>愛知県への申請等については、指定者から郵送されるため、身近な都道府県の方が便利であるとは、一概に言えないと思われる。また、指定者において、県用の副本を作成する事務も発生している。</p> <p>地域の医療提供状況については、これまで助言をしたことはない。今後、申請等に当たり、都道府県の医療提供状況の確認が必要であると判断される場合は、その旨を、都道府県等への要請があれば貴省に提供する。なお、その場合でも、申請等は指定者から文部科学省に直接申請で、必要な医療提供状況のみ、都道府県等から文部科学省へ、提供することとして頂きたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>地方公共団体からの提案を踏まえた対応について、現在関係部局との調整等を行っている。</p>	<p>ぜひ早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
95	愛知県	環境省等所管法令における立入検査に係る身分証明書の統合	個々の環境省等所管法令に基づき行う立入検査に係る身分証明書について、厚生労働省の定める環境衛生監視員証を参考に、1枚あるいは可能な限り少ない枚数の様式へ統合する。	環境省等が所管する法令に基づき、地方自治体職員が立入検査を行う際の身分証明書については個々の法令で定められている。このため、地方自治体においては一人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことが殆どであるにもかかわらず、職員一人について約20種類もの身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。また、立入先の事業所においても複数法令による規制を受けることが多いため、職員に適正な立入権限があることを確認するには、一つ一つの立入証を示す必要があり、迅速な立入検査の妨げとなってしまう。	経済産業省、国土交通省、環境省	札幌市、岩手県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、川崎市、川崎市、川崎市、相模原市、新潟県、石川県、岐阜県、豊橋市、豊田市、京都市、京都市、島根県、岡山県、徳島市、高松市、愛媛県、松山市、福岡県、熊本市、宮崎県	<p>○提案団体と同様の支障が当市でも生じている。1人当たり10数枚の立入証を所持しており、事務手続きが負担となっている。</p> <p>○例年4月の人事異動の時期には、身分証明書の更新時期とも重なることが多く、立入検査を行う職員に対して、速やかな作成、交付を行う必要があり、業務に負担が生じる。</p> <p>○当市においても、職員一人について約10種類の身分証明書を作成しなければならず、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。</p> <p>○環境省所管法令の身分証明書は、職員1人あたり約10種類であり、異動時期には作成の負担が大きい。平成30年度は300枚作成した。</p> <p>○当県においても、異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。19種類の証明書をまとめて作成している。</p> <p>○当市においては、1人の職員が複数法令に基づく立入業務を行うことがほとんどであり、職員一人について約10種類の身分証明書を作成しなければならない。職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。</p> <p>○当市においても、1人の職員が複数法令に基づく立入業務を行っており、職員一人について10種類以上の立入検査に係る身分証明書を作成しなければならず、職員の異動時期には身分証明書の作成業務によって負担が生じている。また、立入先の事業所においても複数法令の規制を受けていることが多く、各法令に基づく身分証明書を提示する必要があり、迅速な立入検査の妨げとなっている。</p> <p>○当県でも同様に、職員一人について多くの身分証明書の作成が必要で、特に職員の異動時期には身分証明書の作成業務に多くの負担を要している。</p> <p>○当市においても、法や条例毎に身分証明書を作成する必要があり、異動者が多い時期には事務負担が大きなものとなる。また、有効期限等の管理の面においても、一つにまとめることで容易になるため、制度改正による事務負担の軽減は必要なものと考えられる。</p> <p>○当県においても、環境保全や廃棄物対策を所管する部署では、大防法、水濁法、土対法はもちろん、自動車排ガス、ダイオキシン、フロン等をまとめて事務処理することになるが、多いところではこれらすべての身分証明書を転入職員に対し作成することもあり、個別の法律ごとに作成する現状では、多大な業務負担となっている。また、立入先の事業所でも複数の法令による規制を受けることも多く、このような場合も、1枚1枚提示する必要があり効率が悪くなっている。以上を踏まえると、実情に即して、検査証の作成や提示の際の効率を考えると、複数の法律をまとめて1枚の証にする方が合理的である。</p> <p>○突発的な事故対応等に当たり複数の身分証の提示に一定時間を要し、迅速な対応の妨げとなっている。また、当県では出先機関の職員が1人で環境省が所管する法令に基づく立入検査業務を複数担っており、例えば、環境保全業務だけで、1人最大15枚の立入検査証の発行が必要である。毎年度、異動や期限切れに伴う発行作業が職員の負担になっている状況である。制度改正により、立入検査証が一人につき1枚に緩和されれば、毎年度の発行業務が大幅に軽減され、業務削減に繋げることが可能となる。立入検査証に明記する事項は、顔写真、有効期限、生年月日、根拠法令等多岐に渡るため、携帯が容易なサイズに収める工夫が必要と考えられる。</p> <p>○当市においても、環境省等が所管する法令に基づき、1人の職員が複数法令に基づく立入業務を行っており、職員一人につき11種類の身分証明書を作成している。そのため、職員の異動時期等には身分証明書の作成業務によって大きな負担が生じている。また、立入先の事業所において、複数法令による規制を受けることが多いことから、立入証の明示に時間を要し、迅速な立入検査の妨げとなっている。</p> <p>○当県でも環境省所管法令関係立入検査身分証明書作成するのに、4月異動による本庁関係課職員、現地機関異動職員全員分を発行しなければならず、かなりの負担である。また、1人で複数の身分証を有しているため、立入検査身分証携帯時に複数の身分証を示すときも手間である。</p> <p>○当県も環境管理事務所職員が立入検査を行う際、1つの事業所内に複数の法令の規制を受ける施設があることが多く、その場合複数の立入証を提示する必要があり、迅速な立入検査に支障が生じている。</p>
96	愛知県	クリーニング師試験の受験願書に添える写真の大きさの見直し	クリーニング師試験の受験願書に添えることとされている写真の大きさについて、「手札形」とするクリーニング業法施行規則の規定を見直し、運転免許用等の大きさと提出できるようにする。	クリーニング業法施行規則において、クリーニング師試験の受験願書に添える写真については、「手札形」(約11×8センチ)とするよう規定されている。手札形は一般に流通する写真規格より大きいために証明写真機等でも対応していないことがあり、受験者は写真館で特注するなど、写真の準備に負担を要しているほか、受験者からはなぜこれほど大きいサイズの指定なのか、という声が出ている。受験願書に添える写真は本人確認に用いるものだが、運転免許(3.0×2.4センチ)や建築士試験(4.5×3.5センチ)と比較すれば、手札形は過大であり、あえて手札形を用意しなければならない趣旨を受験者に説明するのが難しい。	厚生労働省	青森県、宮城県、福島県、埼玉県、神奈川県、新潟市、豊橋市、大阪府、岡山県、松山市、宮崎県	<p>○証明写真用のBOX等で撮れる最大サイズよりも大きいため、申請者の負担が大きいと聞いている。</p> <p>○当市では、県事務処理の特例に関する条例に基づき、クリーニング師試験の受験願書の受理と進達業務を行っている。受験願書に貼付する「手札形」(約11×8センチ)の写真は他の資格試験と比べてもあまり見られないサイズである。このサイズは一般的に流通しておらず、証明写真機ではプリントできない場合があることから、受験者が写真を入手する際には負担をかけている現状がある。本提案のとおり、写真のサイズを一般的に流通するサイズに改めることができれば、受験者の負担の軽減が見込まれる。以上の理由から、クリーニング師試験の受験願書に添える写真の大きさの見直しに賛成する。</p> <p>○証明用写真での対応ができないかという問い合わせが、毎年数件あり、納得していただくのに苦勞する場合がある。</p> <p>○当県においても受験者から、写真のサイズが特殊なため、「一般的な証明写真」のサイズ(例:パスポートサイズ等)に改めてほしい旨の要望が多く寄せられている。</p> <p>○手札形は一般に流通する写真規格より大きく、証明写真機等でも対応していないことがあり、現状に即していない。また、他の試験の願書に貼付する写真の大きさと比較しても、手札形は大きすぎると考える。</p>
97	愛知県 【重点44】	不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を經由する義務付けの廃止	不動産鑑定士の新規登録、変更登録、死亡等の届出、登録の消滅(以下、「不動産鑑定士の新規登録等」という。)について、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条において「その住所地を管轄する都道府県知事を經由して行うこととされているが、この不動産鑑定士の新規登録等に係る都道府県を經由する義務付けの廃止。	不動産鑑定士の新規登録等については、不動産の鑑定評価に関する法律第17条から第20条に基づき申請者の住所地を管轄する都道府県知事を經由して行うこととされており、都道府県では、申請書及び届出書の受付、国への提出事務を行っている。都道府県で受理する申請書・届出書については、記入漏れ等の形式チェックを行い、必要に応じて本人に修正等を指示している。国土交通省へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、申請者・届出者にとって二度手間となっている。当該業務は法定受託事務ではあるが、実際に行っているのは簡単な形式チェックのみであり、都道府県の判断を要するようなものは含まれていないにもかかわらず、都道府県における事務処理に時間を要している。(受付状況:年間40件前後で、郵送が8割、持込が2割。受付から地方整備局へ提出までに約1週間を要している。)	国土交通省	埼玉県、京都府、鳥取県	<p>○当県においても、本事務について、都道府県の具体的な判断要素や把握しておく内容も特にはないことから、事務負担となっている。また、申請者側からみても、都道府県でチェックを受けたとしても、国から再度の指摘や修正等があり、二重手間となることから、都道府県を經由する事務を廃止することが望ましい。</p> <p>○不動産鑑定士の新規登録等の都道府県の經由を廃止することで、時間や手間を省き、申請者への迅速な対応が可能になると考える。(支障事例)</p> <p>①申請者からの問い合わせに関わらない場合一度地方整備局へ問い合わせ再度申請者へ回答するため、時間を要する。</p> <p>②申請者が提出先を誤って他の都道府県へ提出し混乱が生じることがある。その際、提出された都道府県から本来受付すべき都道府県へ書類を転送し、受理し直すため大幅な時間ロスとなる。</p> <p>③(制度改正の必要性)</p> <p>①都道府県は必要書類や記入漏れ等の軽微なチェックを行い、地方整備局へ進達するのみであり、独自に判断する内容はなく、都道府県を經由する意味合いはないと考える。</p> <p>②都道府県を經由せずに直接地方整備局へ提出することで、申請してから登録通知が送られてくるまでの時間を短縮することができる。(受付をしてから地方整備局への提出までに長くて1週間かかる。本県では、昨年度46件受付)</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>立入検査は、個々の環境法令における趣旨・権限に基づき行われるものであり、その目的、対象となる場所、実施者に求められる専門性等がそれぞれ異なる。また、検査証は、個々の環境法令の趣旨を踏まえて様式・記載事項等が検討され、規定されているものであることから、その発行に際しては慎重な対応が必要であり、こうした点を踏まえれば、一元化については慎重に対応すべきものと考えられる。</p> <p>加えて、実際の立入検査時には、立入権限の有無、根拠条文を適切かつ明確に検査対象者に提示する必要があるが、多くの法令の根拠条文を単一の検査証において提示することは困難と考えられる。</p> <p>一方、検査証や写真の大きさの統一等については、個々の法令の改正時等に、関係他法令における状況を見つつ、同法の趣旨に照らして可能であれば、統一的サイズとならないか検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお、ご提案の法令の中には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など、検査証の様式を法令に規定しておらず、自治体ごとに定めている例も見受けられるところ、そうした場合には、様式を規定することでかえって規制強化となるおそれがあること、自治体が様式変更に伴う条例改正を行う必要があり、負担が増加すること等が懸念されることから、ご提案の法令すべてを一元化の対象とすることには、やはり慎重になるべきと考えられる。</p>	<p>貴省の御指摘について、以下①～④に整理してお答えする。</p> <p>①「立入検査は、…(略)…慎重な対応が必要」</p> <p>②「多くの法令の根拠条文を単一の検査証において提示することは困難」</p> <p>③「様式を規定することでかえって規制強化となるおそれ」</p> <p>④「様式変更に伴う条例改正を行う必要があり、負担が増加すること等が懸念」</p> <p>① 本県の提案は個々の環境法令の趣旨・権限や、求められる専門性について何ら変更を求めるものではない。</p> <p>② 本県の提案は1枚あるいは「可能な限り少ない枚数の様式」への統合であり、複数法に基づく立入権限の有無、根拠条文を示している実例として厚生労働省が定める環境衛生監視員証があることを、改めて再掲する。実例を参考とする、大気・水等の公害系、廃棄物系、自然系といった三分野ごとに統合する等の工夫をすれば、様式の統合は十分可能である。</p> <p>本県の試行でも、提案対象の18法25項目について、三分野に統合する形で、法令の根拠条文や、職員の写真貼付欄等を載せた統合様式の作成は十分可能であったことを申し添える。</p> <p>③ 立入証を統合する規定に工業用水法等2法が掲載されていなければ、これら2法に係る検査証は他法令と分けて作らざるを得ないため、意図して提案対象に含めているものである。</p> <p>④ 条例改正は一過性の負担であり、毎年膨大な数の検査証を発行し続けなければならない負担の方が遥かに大きい。</p> <p>検査証が細分化されている現状は、立入先の事業者にとっても見辛く、貴省の懸念する「立入権限の有無、根拠条文を適切かつ明確に検査対象者に提示する」上でも大きな支障となっている。</p> <p>貴省におかれては、本県の提案について、改めて積極的な検討をお願いしたい。</p>	<p>【秋田県】 環境衛生監視員証(理容・美容・クリーニング等)の例があるように、環境省所管法令も、例えば、大防法、水濁法等の公害関係法令、廃棄物関係法令、それぞれで一括りすれば、交付枚数も減り、事務も軽減できると考える。 統合ができないのであれば、身分証のサイズと添付写真のサイズは統一していただきたい。</p> <p>また、異動(部署、職名変更)により身分証を再交付することを勧案すると、身分証の有効期限は不要と考える。</p> <p>【埼玉県】 当県では、立入検査時に約10枚の身分証を所持し、事業所の実態に応じ、多いところで5～6枚を提示している例がある。 支障が生じている現状を踏まえ、身分証を定める省令など一元化に向けた検討を求める。</p> <p>【福岡県】 身分証明書は、これを携帯する者が立入検査をする職権を有することを示すことが主目的であり、慎重な対応を要するもの一元化は可能と思われるため身分証明書の統一化をご検討願いたい。 また、環境衛生監視員証を参考とし、複数の法令の根拠条文を単一の身分証明書で提示することは物理的に可能と思われるためご検討願いたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35年)第3条第2号に規定する受験願書に添える写真の大きさを、本人確認が可能かつ簡易に撮影ができる4.5×3.5センチに改正する。</p>	<p>本県の意向に沿った回答である。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>本件経由事務の廃止について、各都道府県や申請者等において支障がないことが確認できれば、地方分権一括法での改正を行う方向で検討する。</p>	<p>経由事務の廃止によるデメリットは、本県をはじめとして全国の都道府県においても同様に、認識していないと考えている。</p> <p>また、申請者にとっても、標準処理期間の大幅な短縮が可能となり、窓口の一本化により申請書等の迅速かつ適切な審査・補正が可能となることから、利便性の向上が大いに期待できる。</p> <p>加えて、地方整備局を窓口とすると、申請先が遠方となってしまうが、これらの申請等は事前相談が必要なほど複雑な内容ではなく、電話やメールによる内容確認で十分把握できることから、申請書類等の郵送受付による不具合は全くなく、現在でも8割近くが郵送による申請となっている。</p> <p>これらのことから、総合的に判断して、経由事務の廃止による県や申請者等における支障はない、と考えている。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
98	沖縄県介護保険広域連合 【重点13】	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長	居宅介護支援事業所の管理者要件について、離島や過疎地域については管理者要件の経過措置期間を6年以上(令和6年3月31日)延長してもらいたい。	沖縄県は、本土から遠隔にあり、東西約1,000キロメートル、南北400キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する160の島々から成り立つ地域特性を有している。このような地域特性により介護保険事業においては、小規模な離島地域や過疎地域では介護・福祉人材の確保が厳しく、利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況にある。沖縄県介護保険広域連合は29市町村で構成しているが、組織内に離島地域10町村、過疎地域4町村を含んでおり、これらの離島・過疎地域の介護サービスの利用の困難な地域における介護サービスの提供確保について市町村と連携して必要な介護サービスの確保に努めているところである。平成30年4月の介護保険制度改正により、居宅介護支援事業所の管理者要件が主任介護支援専門員に変更になったことについて、当広域連合内にある居宅介護支援事業所にその対策や影響を確認するためにアンケート調査を行った結果、管理者が経過措置期間である平成33年(令和3年)3月31日までに実務経験年数を満たせないことや、介護支援専門員が1人のみの事業所のために研修を受講できる体制をとることが困難であることで、廃業せざるを得ない状況になりかねないことが判明した。これらの既存事業所が廃業すると離島・過疎地域においては参入する事業所も容易でないことから利用者に多大な影響が懸念される。	厚生労働省	仙台市、八王子市、粟島浦村、石川県、長野県、浜松市、大阪府、大阪市、島根県、高松市、愛媛県、松山市、新居浜市、与那国町	○現在唯一の居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の確保ができず、休止中となっている。今後も、介護支援専門員の確保自体が困難であり、さらに主任介護支援専門員の確保は到底不可能である。 ○当市の居宅介護支援事業所は147事業所(休止施設を除く)。勤務する居宅介護支援事業所の介護支援専門員は457名で、うち主任介護支援専門員は85名。管理者が主任介護支援専門員である事業所は53事業所のみで、介護支援専門員が管理者を務める事業所が半数以上となっている。現に主任介護支援専門員を管理者として置かない事業所が、事業所を継続するためには主任介護支援専門員研修の受講が必要となり、当市においては94名が主任介護支援専門員研修を受講する必要がある。 ○当市の現時点の居宅介護支援事業所203事業所のうち主任介護支援専門員がいない事業所は120事業所あり、そのうち経過措置期間中に5年以上の実務経験を満たせない事業所は26事業所、介護支援専門員が1人のみの事業所のため研修受講の体制をとることが困難な事業所は56事業所が推定され、主任介護支援専門員を確保できず、経過措置期間が経過した場合、事業所を廃止又は休止し、利用者は介護支援専門員を変更せざるを得ない影響が考えられる。 ○当県でも、現状で把握できる限りでは、およそ4割が主任介護支援専門員ではなく、同様に支障が生じるおそれがある。 ○当県で実施した調査では、平成33年3月末までに主任ケアマネを配置できず、休止・廃止を余儀なくされる事業所が4カ所あり、その中には町内唯一の居宅事業所も含まれる。 ○当市では、中山間地域(過疎地域)における介護人材が不足しており、特に介護支援専門員の確保が急務となっている。また、制度改正により主任介護支援専門員が管理者要件となれば、介護支援事業所の不足が見込まれ、利用者のサービス提供が確保できない。 ○実務経験5年以上の要件を満たせない方や「一人ケアマネ」体制の事業所への影響を考慮し、経過措置期間の見直しをしたうえで、制度改正時点で、現に居宅介護支援事業所として存在していた事業所については、特例として、資格取得にあたり簡素化されたカリキュラム等を設ける必要もあると考える。 ○当都道府県においても、制度改正以前より居宅介護支援事業所の管理者であるにも関わらず、3年間の経過措置期間中に主任介護支援専門員研修の受講要件を満たせないため主任介護支援専門員の資格を取得できず、廃業を余儀なくされる者が少なくとも94名存在している。 ○離島のため主任介護支援専門員を確保する事が困難。存続の事業所が廃業せざるを得ない状況になりかねない。
99	岡山県、兵庫県、中国地方知事会	保健師助産師看護師法施行令等に基づく私立大学の申請・届出における都道府県經由事務の廃止	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する私立大学が行う文科科学大臣への各種申請・届出における都道府県經由事務の廃止。	一般の大学の学部に係る各種申請・届出は、都道府県を経由しないにもかかわらず、保健師、看護師、助産師等の指定学校養成所のうち、設置者が私立大学(国立を除く)である場合は、所在地の都道府県を経由して文科科学大臣に各種申請・届出をすることとなっている。しかし、書類内容の実質的な指導は国が大学と直接行っており、県經由後の補正や許認可後の最終書類は国から県に提供されることはなく、經由事務は形骸化している。なお、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士に関する事務は都道府県の經由が不要となっている。	文科科学省、厚生労働省	宮城県、福島県、川崎市、長野県、大分県	○当県でも同様の状況がみられ、申請者からすると県經由による手続きに時間がかかっている。書類内容の指導等は国と大学等が直接行っているため、補正があった場合の書類は保管されないことから県を経由する必要性は低いと感じる。 ○大学への指導権限等がないにもかかわらず、申請書類についての問合せへの対応等、当県でも事務負担が生じている。指導権限のある国と申請者が直接やりとりできるように經由事務を見直すことは、事務効率性及びタイムリーな指導という観点からも經由事務の廃止は必要と考える。
100	岡山県、中国地方知事会	災害救助等に使用する車両の有料道路無料化措置に係る被災都道府県の事務簡素化	災害救助等に使用する車両の有料道路の無料化措置にあたり、被災直後の都道府県に高速道路会社等との協議等の事務が発生しないようにする。具体的には、被災都道府県と高速道路会社等との調整を待たずとも、災害救助法適用期間中など被災直後の一定期間内の災害の救助のための車両であれば、自動的に無料化措置がなされるよう、「料金を徴収しない車両を定める告示」の改正等を行うこと。	【現行制度】大規模災害が発生し、他機関等による災害救助に係る応援を要する場合、被災都道府県が、対象の区間・期間・車両等を高速道路会社等と協議し、了解を得た上で、全国の自治体に「災害派遣等従事車両証明書」の発行を依頼することで、自治体の長からその証明を受けた車両は無料で高速道路等を通行できるようになる。「料金を徴収しない車両を定める告示」第3号によれば、「災害救助(中略)のために使用する車両(中略)で緊急自動車以外のものは料金を徴収しないものとされているが、実態はたとえ災害救助のために派遣された公的機関の車両であっても、無料通行の可否は被災都道府県と高速道路会社等との調整に委ねられている。 【支障事例】2018年7月に本県で豪雨災害が発生した直後、日赤や地方公共団体等から、有料道路の無料化措置を講じるよう要請が多数あった。高速道路会社等との調整にあたっては、各社に対する個別の依頼文送付などに時間を要したため、事務処理が未完了の発災直後において、即応いただいた支援機関の車両が無料措置を受けられない事態が生じた。その後も、受援体制の確立時など、災害対応の進捗に応じて随時各社に連絡する必要があるなど、事務が発生した。また、都道府県庁舎等に甚大な被害が発生し機能不全に陥った場合などは、被災都道府県による応援要請などを必要とする同制度が活用できない事態の発生が予見される。	国土交通省	奈良県、愛媛県	○災害が発生した場合に行う災害従事車両の高速道路料金の無料措置に係る事務については、提案団体が示す支障事例と同様に高速道路各社との調整に時間を要しており、被災自治体の負担軽減のためにも、事務手続きが簡素化されることが望ましいと考える。 ○豪雨災害発災直後から高速道路無料化が完了するまでの間、問い合わせが殺到し防災職員がその対応に追われた。また、被災直後の一定期間内の災害派遣等従事車両について、自動的に無料化措置を講じ、速やかに手続き方法をホームページ上に公開することで、不要不急な問い合わせを削減することが必要であると考える。 ○平成23年に発生した紀伊半島大水害の際、当県では災害発生直後に8つの道路会社との無料措置化の協議や、同一災害で被災した三重県や和歌山県との調整、他都道府県に対する数回にわたる依頼文の発出等を行ったが、災害対応の初期期にも関わらず、当業務に係る調整に時間と手間を要したことなどにより、優先すべき防災対応に支障を来した。 ○平成28年10月21日に発災した鳥取県中部地震の際に、発災直後から各有料道路管理者6社と調整を行ったが、行政車両について協議が完了したのは10月24日であり、発災から3日のタイムラグが生じている。その際は、NEXCO西日本が当県との交渉窓口となり、各有料道路管理者との調整を行っていたが、他の事業者は平日以外の調整ができず、手続きに余計に時間を要することになった。また、当初は比較的短期間の無料化しか認められなかったため、車両内訳の追加や無料化期間の延伸で複数回の協議が必要となり、その都度、全国の都道府県にも通知する必要があったため、当県の事務負担も特に発災直後の短期間に集中して増大した。さらに、各都道府県から無料化状況に係る電話問合せも数多くあり、それらへの対応も発災県の事務負担となった。平成30年7月豪雨のように複数の都道府県が同時に被災するような場合には、各県がそれぞれ有料道路管理者と協議を行い、それぞれ全国に通知することになるため、応援側都道府県としても、煩雑な情報把握や対応処理が必要となった。
101	岡山県、中国地方知事会	計量士登録申請書の「別紙様式」に使用する用紙の見直し	計量士登録申請書の「別紙様式」は、カーボン紙を使用した3枚複写の用紙を使用することとされているが、ホームページからダウンロードした様式を印刷した用紙等で対応可能とするよう求める。	計量士登録申請書の「別紙様式」(計量法施行規則様式第66)は、カーボン紙を使用した3枚複写の用紙を使用することとなっているため、計量管理センターまで執務時間内に取りに来てもらっている状況にあり、申請者にとって負担になっている。また、「別紙様式」は経済産業省が印刷しているため、在庫不足になるたびに送付を依頼する必要があり、県にとっても負担になっている。なお、計量法施行規則様式第66に別紙様式の記載事項が定められているが、カーボン紙を使用しなければならないとの規定はない。	経済産業省	愛知県、香川県、福岡県、宮崎県	○別紙様式(3枚複写)は、当県へ取りに来ていただくか、郵送希望の場合は、返信用封筒・切手貼付の上、郵送している。ホームページからダウンロードができることにより、利便性の向上が期待できる。 ○計量士登録申請書の「別紙様式」(計量法施行規則様式第66)は、カーボン紙を使用した3枚複写の用紙を使用することになっており、申請者に計量検定所まで取りに来てもらっている状況であり、特に、遠方の申請者には負担になっている。また、「別紙様式」以外の申請関係書類は、県のホームページよりダウンロードが可能となっている。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>管理者要件の見直しは、管理者が主任ケアマネジャーの場合の方が、事業所内のケアマネジャーに対する同行訪問による支援(OJT)の実施や、ケアマネジャーからのケアマネジメントに関する相談の時間を設ける割合が高くなっているという状況を踏まえ、事業所における業務管理や人材育成の取組を促進させることにより、各事業所のケアプラン、ケアマネジメントの質を高める観点から導入したものである。</p> <p>現在、管理者(主任ケアマネジャー)になろうとする者が必要な研修を円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保基金を活用した受講者の金銭的な負担軽減(会場借料や講師謝金の補助など)や ・事業所に勤めている方々が受講しやすいよう、例えば、土日や夜の開講やe-ラーニングによる通信学習など、研修の開催方法の工夫について要請しており、まずはこうした取組を進めることが重要であると考えている。 <p>その他必要な対応については、令和元年度実施予定の実態調査の結果を踏まえて検討してまいりたい。</p>	<p>都道府県に対し、研修受講者の金銭的な負担軽減や研修の開催方法の工夫についての取組を要請しているというが、具体的な方策とスケジュールについて、各保険者や事業所に周知すべきではないか。また、その他必要な対応について令和元年度実施予定の実態調査の結果を踏まえて検討するとあるが、具体的にどのような調査をいつ頃行うのか、離島や過疎地域など地域の実情や偏在を考慮した調査を行うのか調査案ができていたら提示して頂きたい。実態調査の結果によっては、経過措置期間の延長について社会保障審議会・介護給付費分科会で再審議に付すべきと考えるが、その考えがあるか示して頂きたい。</p> <p>管理者要件の見直しは、事業所における業務管理や人材育成の充実を促進し、ケアプラン、ケアマネジメントの質を高めるためには必要なことであり賛同できるが、離島地域や過疎地域においては介護・福祉人材の確保が厳しく1人ケアマネや小規模事業所で介護サービスの提供をしているのが実情である。またこれらの事業所の中には、地域に根ざした質の高いケアマネジメントを行っている事業所も数多く存在するが、離島や過疎地域のために研修を受講したくても経済面や事業運営面で容易に受講できない状況も理解してもらいたい。</p> <p>ケアマネの質を高めることは大切なことであるが、居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間を令和3年3月31日に終了した場合、全国の離島・過疎地域においては、廃業又は休止による事業所の閉鎖が生じ、高齢者に必要な介護サービスが提供できない重大な社会問題が発生することが懸念される。今一度地域実情を踏まえ、経過措置期間の延長を切に願う。</p>	<p>【八王子市】</p> <p>事業所が継続できなくなることによって利用者に不利益が生じることが無いように、必要な対応を検討するにあたっては、地方の実態及び意見等を十分に踏まえ、適切な対応を求める。また、その対応内容については、自治体及び事業者等における準備期間を考慮して、十分に余裕のあるスケジュールで情報提供されたい。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>指定居宅介護支援事業所に配置する管理者を主任介護支援専門員でなければいけないとする基準については「従うべき基準」となっている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>なお、所管省の回答は研修受講方法の工夫や実態調査結果を踏まえ検討となっているが、既に現行の経過措置期間では事業所を廃業及び休止せざるを得ない状況が生じるとの声が多数あることから、早急に対応すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の確保の状況等地域の医療提供を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあるものと考えられるため、都道府県に対して經由規定を設けている。</p> <p>このため、引き続き都道府県知事を経由して行うこととしたい。</p>	<p>指定者による申請等は郵送で行うことが可能で、押印不要の文書については、メール等による差し替えも認められるなど、直接窓口に出向くことを求められていない。さらに、進達後の修正指示や差し替えは国と指定者が直接行っており、修正後の最終書類について国から都道府県に共有することもなく、進達作業は形骸化しているのが現状である。</p> <p>また、大学は、学則変更などの定例的な届出等を文部科学省に直接提出していることから、本指定申請も含めて文科省に提出した方が利便性は向上すると考える。以上から、「都道府県經由の方が指定者にとって便利」という指摘は当たらないと考える。</p> <p>なお、岡山県では、教育施設代表者で構成する会議等において、各養成所と定期的に意見交換を行っており、そうした場で「適切な助言」等も行うことも可能であることから、經由事務を廃止しても何ら支障は生じない。</p> <p>また、医療関係技術者の養成学校のうち、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士に関する申請等は都道府県の經由が不要となっているが、本提案に係る申請等は經由が必要とされており、その理由が不明である。</p> <p>以上から、經由事務の必要性は無いと考える。本県の意見を踏まえ、經由事務の必要性がある場合はそれを明示する形で、再度回答を示してもらいたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>地方分権改革における提案募集の対象は、①地方公共団体への事務・権限の移譲(以下「権限移譲」という。)及び②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。)とされているものと承知(「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定、平成31年地方分権改革に関する提案募集要項(内閣府地方分権改革推進室))。</p> <p>他方、本提案について、高速道路会社等は、道路整備特別措置法(以下「法」という。)第24条第1項により、高速道路等を通行する自動車から料金を徴収することとされているところ、災害救助等に使用する車両については、同条ただし書に基づく同法施行令第11条に基づき定められた「料金を徴収しない車両を定める告示」(平成17年国土交通省告示第1065号。以下「告示」という。))第3号において、料金を徴収しないことができるものとされている。</p> <p>このように、本件提案に係る法及びこれに基づく告示は、民間会社である高速道路会社における料金徴収の対象について定めるものであり、本告示により、地方公共団体に何らの義務等を課すものではなく、本件提案は、上記権限移譲及び規制緩和のいずれにも該当しないことは明らかであることから、地方分権改革における提案募集の対象外と承知。</p> <p>なお、高速道路会社に協議事務について確認したところ、地方公共団体の要請日と同日に無料措置を開始するなど迅速な対応をしており、また、要請にかかる依頼文書も簡素な様式となっていると聞いている。協議事務の効率化については、地方公共団体の意見等も踏まえ引き続き検討していくと聞いている。</p>	<p>本提案については、実質的に地方への義務付けになっている事務の見直しに係る提案であるとして、内閣府の整理の下、提案募集の対象として認められたものと承知している。</p> <p>高速道路会社との協議事務については、地方公共団体の要請文書発出前の事前協議が求められており、平成30年7月豪雨災害時には、事前の調整から無料措置の開始まで3日を要するなど、必ずしも実質的な要請日から無料措置開始となっているわけではないことから、こうした支障事例や大規模災害時には、多数の被災自治体が同時並行的に無料化措置の事務を実施している状況を踏まえ、一定の災害は一律に無料化措置の対象となるよう告示の改正を行うなど、引き続き事務の効率化を検討してもらいたい。</p> <p>先般、国土交通省から災害ボランティア車両に対する災害派遣等従事車両証明書の発行方法の見直しについて通知があったが、被災地方公共団体の負担軽減の観点から、地方公共団体の災害時応援車両等についても、同様の措置を講じてもらいたい。</p>	<p>【愛媛県】</p> <p>西日本豪雨災害のような大規模災害発生時には、発災直後から応援活動が開始されるが、被災県と高速道路株式会社との協議にはどうしても一定の時間を要するため、発災直後に迅速に対応してもらった機関の車両が料金を支払わざるを得ない事例が見受けられた。</p> <p>このことから、速やかに有料道路の無料措置が開始される必要があるため、被災県と各高速道路会社が調整を行わなくとも無料措置を講じることができる仕組みづくりを検討していただきたい。</p>	<p>—</p>
<p>本件については、提示された支障事例を踏まえ、全国の都道府県の意見も確認した上で検討する。</p>	<p>早期に意見照会をしていただき、見直しに前向きな意見があれば実現していただきたい。</p> <p>また、今後の検討のスケジュールをお示しいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
102	岡山県、中国地方知事会	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を策定できる市町村の基準を見直し、「飼養密度」の基準を満たさなくても策定できるようにすること。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を策定できる市町村の基準を見直し、「飼養密度」の基準を満たさなくても策定できるようにすること。	【現状】市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画については、省令で定める市町村区域内の飼養頭数や飼養密度(当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者の総数をその区域内において耕作又は養畜の事業を行う者の総数で除して得た数が〇・〇ー以上であること)等の基準に適合する場合に、作成することができる。 【課題】近年、畜産農家については、生産基盤強化の結果、大規模化が進み、1戸あたりの飼養規模は拡大しているものの、飼養戸数が減少していることから、区域内の飼養頭数の要件は満たしているにもかかわらず、飼養密度の要件を満たさないため、計画を作成できない市町村が存在する。実際に、計画を作成できるA市の7倍の頭数を飼養するB市や、計画を作成できるA市の3倍の頭数を飼養しかつ養畜戸数も上回っているC市が計画を策定できないといった状況にある。これらの中には現に計画策定のニーズを有している市町村が存在する。計画を作成できないことで、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を育成してゆくのに適した市町村と認められず、個別の補助事業対象にならないといった支障が生じており、市町村が、規模拡大を進めながら、畜産振興を図る上での障害となっている。	農林水産省	川崎市、京都府	○当該団体内でも、一部の市において飼養密度が要件を満たさず、計画を策定できない状況が出てくる可能性があり、当該市には今後の中核的な担い手となる畜産農家も存在するため、今後の畜産振興施策に支障が出る可能性がある。 ○本県においては、今のところ酪農・肉用牛とも計画が作成できないといった事例はない。各々の市町村で諸条件は異なり、畜産を振興したい市町村を飼育密度のみで除外することは不適と考えられるため、弾力的な運用をお願いしたい。
103	岡山県	財政事情等ヒアリング1月実施分の意義の明確化	財政事情等ヒアリングは年3回(4月、9月、1月)実施されているが、1月実施分について、その意義について明確化を求める。また、9月ヒアリング以降、財政事情に特別な動きがないのであれば、当該調査を省略可とする。	1月ヒアリングの資料準備は、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。 【作業期間】12月初旬～下旬 【必要人員】1名(財政課職員) ※さらに全部局に調査を依頼している。 【超勤増加】40時間程度 【時間外勤務の状況等】当初予算編成作業は11月末～1月初旬がピークであり、12月の退庁時間は23時を超える日が続いている。また、ヒアリング当日に1日上京するため、さらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの主な報告事項は、12月補正予算額及び9月ヒア時点から1月ヒアリング時点へ更新した今後補正見込額である。本県の場合、例年であれば、12月補正で大きな動きはなく、また今後補正見込額も執行見込みの確度の高まりによる減補正の増である。特別な動きはないことが通常であり、1月ヒアリングの省略は可能であると考えられる。	総務省	川崎市、上越市、奈良県、鳥取県、島根県、広島市	○都道府県の内容が一部含まれているため、市町村ではヒアリングが実施されていないため、すべての項目が該当するわけではないが、12月は予算編成時期で繁忙期のため、極力減らせる調査は、効率化を図る方が負担が減少する。 ○1月ヒアリングの資料準備は、次年度当初予算編成中の作業となり、担当者の負担が大きく、超過勤務時間の増加につながっている。例えば、1月ヒアリングにおいては、9月ヒアリングまでの各団体の状況に応じてヒアリング対象団体を限定したり、団体個別の事情に応じてヒアリング内容(作成調書)を厳選するなどの対応が可能と思われる。 ○1月ヒアリングの資料作成は、予算編成業務のピークである12月に行う必要があり、担当者の長時間労働につながっている。また、4月、9月のヒアリングの資料作成についても、同程度の作業負担を要している。 参考:1月ヒアリング作業について 【作業期間】12月中旬～1月上旬 【必要人員】2名(財政課職員) ※さらに各局に調査を依頼している。 【資料作成に係る時間外勤務】50時間程度 【時間外勤務の状況等】当初予算編成作業は11月末～1月中旬がピークであり、12、1月の退庁時間は23時を超える日が続くなか、ヒアリング資料の作成によりさらに業務が圧迫されている。 1月ヒアリングの実施時期は、総務省において特別交付税ヒアリングと同日とするよう配慮いただいているところだが、上記をふまえると、業務内容の改善が不可欠であり、調査票の項目削減・簡略化や、4月、9月調査を含めたヒアリング回数の統合について検討していただきたい。 ○現行のヒアリング時期は、当初予算編成作業のピーク時であり、上京しての説明業務は負担となっており、全体業務にもしわ寄せが生じている。なお、資料作成は4月、9月時と比べ簡略化されており、現行の内容で問題ないが、ヒアリングについては、災害等の特別な事情が生じている場合に限られたり。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>本法では、酪農及び肉用牛生産の合理的な発展を図るのにふさわしい市町村に必要最低限の条件を定めるとともに、その市町村に対して重点的な施策展開を図ることを目的として市町村計画を作成することができる市町村の基準を定めている。このうち、「飼養密度」の基準については、乳牛又は肉用牛の飼養頭数が多くてもその飼養農家が極端に少ない場合を除外し、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を多数育成してゆくのに適した市町村において酪農及び肉用牛生産の近代化を重点的に進めるために設けている。</p> <p>なお、一部の補助事業では、重点的な施策展開を図るため、市町村計画の作成を要件としているが、例えば、強い農業・担い手づくり総合支援交付金では市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内を事業実施地域と定めるなど、補助事業毎に一定の配慮を行っている。</p>	<p>本提案に係る「飼養密度」の基準については、「耕作又は養畜の事業を行う者の総数」を分母とする畜産経営の割合となっており、旧酪農振興法が昭和40年6月に改正された当時に定められ(昭和58年5月に肉用牛を追加)、内容も制定当時のままと認識している。</p> <p>また、本基準は「飼養農家が極端に少ない場合を除外」するためとあるが、基準を満たすA市を飼養農家の数で上回っているB市であっても、農業者の総数が上回っているために飼養密度が下回り、基準を満たせなくなっている状況がある。</p> <p>市町村の農業者の総数については、畜産経営と同様に離農や新規就農による増減に加え、市町村合併等の畜産振興施策とは関係の無い事象により大幅に変動する。全国的な傾向でも農業経営体数に比べ乳牛及び肉用牛の飼養戸数の減少割合が多く、今後、要件を満たさなくなる市町村が増加することが見込まれる。</p> <p>市町村において酪農経営及び肉用牛経営を多数育成していくことは重要と認識しているが、小規模の酪農及び肉用牛経営が多数離農していく中で、地域の生産基盤を維持・強化していくためには、地方の判断により、中核的な畜産経営の規模拡大等の取組を進められるようにすべきである。</p> <p>なお、補助事業の要件への配慮については認識しているが、弱体化が進む本県の酪農・肉用牛の生産基盤の維持・強化を図るため、意欲ある市町村が本計画を策定し、市町村独自の取組を進めることは効果があると考えており、本計画の策定を取り巻く状況が変化するなかで基準の見直しを求めているものであり、再度、農水省にご検討をお願いしたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>1月に実施する財政事情等ヒアリングでは、9月ヒアリング時点では見込むことができない12月補正の状況や最終補正の見込み、収支見通しとそれに伴う財源対策を聴取するものであり、年度末に向け、当該団体の財政運営に支障が生じないよう助言等を行う貴重な機会である。</p> <p>併せて、新年度の地方財政対策や国の予算に関する情報提供等も行っているところである。</p> <p>提案県の意見では、「特別な動きはないことが通常」「年度後半の予算については、全都道府県で概ね同様の動き」とされているが、9月ヒアリング以降、地方団体においては補正予算の編成、税収の動向等の事情変更があるとともに、国においても、景気動向や補正予算の編成等の事情変更があり、1月時点の状況を踏まえた助言、情報提供を行うことは、不可欠である。</p> <p>なお、ヒアリングに伴う事務負担の軽減については、今後検討したい。</p>	<p>1月実施の財政事情等ヒアリングの意義として、年度末に向けての財政運営に支障が生じないよう助言する貴重な機会とのことであるが、本提案にも記述したように、1月ヒアリングに向けての準備は当初予算編成の繁忙期ピーク中での作業であり、全庁的に大きな事務負担が生じている。</p> <p>ヒアリングに伴う事務負担の軽減については、「今後検討」とあるが、これを契機に速やかに調査項目の絞り込みや様式の簡略化など積極的な検討をお願いしたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
105	茨木市	首長申立てを行う市町村の基準の明確化	市町村長は、老人福祉法等により、65歳以上の者等につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができる。市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」との規定は、本人の意思能力や家族の有無、生活状況、資産等から判断して、特に申立ての必要性がある場合、に市町村長の申立権を認めたものと解される。このように理解すると、障害者施設や介護保険の住所地特例対象施設に入所中の方については、複数の市町村が市町村長による成年後見審判の申立てに関わることで考えられ、この場合、対象者の状況を把握できる立場である措置権者、介護保険の保険者、あるいは自立支援給付の実施主体、生活保護受給者の場合は生活保護の実施機関となっている市町村が、申立てを行うことが妥当との考え方もあり得るところである。一方で、対象者の状況をよく知ると考えられる支援元の市町村が、対象者をよく知らない、事例がない、などの理由で申立てを断るケースもあり、いずれの市町村が申立てをするか調整に難航することがある。その結果、調整に時間を要し、当該市町村間において事務が生じる上、対象者の権利擁護に影響を与える可能性もある。	老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2により、それぞれ、市町村長が、65歳以上の者等の対象者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、成年後見審判の請求をすることができる。市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」との規定は、本人の意思能力や家族の有無、生活状況、資産等から判断して、特に申立ての必要性がある場合、に市町村長の申立権を認めたものと解される。このように理解すると、障害者施設や介護保険の住所地特例対象施設に入所中の方については、複数の市町村が市町村長による成年後見審判の申立てに関わることで考えられ、この場合、対象者の状況を把握できる立場である措置権者、介護保険の保険者、あるいは自立支援給付の実施主体、生活保護受給者の場合は生活保護の実施機関となっている市町村が、申立てを行うことが妥当との考え方もあり得るところである。一方で、対象者の状況をよく知ると考えられる支援元の市町村が、対象者をよく知らない、事例がない、などの理由で申立てを断るケースもあり、いずれの市町村が申立てをするか調整に難航することがある。その結果、調整に時間を要し、当該市町村間において事務が生じる上、対象者の権利擁護に影響を与える可能性もある。	法務省、厚生労働省	盛岡市、白河市、水戸市、川崎市、川崎市、川崎市、十日町市、浜松市、豊橋市、大阪府、大阪市、川西市、南あわじ市、串本町、広島市、徳島県、徳島市、高松市、宇和島市、久留米市、熊本市、中津市	<p>○関係自治体との調整に時間を要しているため、全国どの地域でも成年後見制度が効果的に活用されるよう、国が示すガイドライン等があると効率的であると考えられる。</p> <p>また、平成17年7月29日厚生労働省社会・援護局通達障障第0729001号、障精第0729001号、老計発第0729001号通知「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正についてにより、首長申立ての親族確認は2親等以内とされているが、養子に行った者や死別の配偶者の兄弟等が対象者と会ったこともないなどのケースも多々有る中で、その説明やトラブルとなりかなりの時間を要することも有るため、併せてマニュアル等があると効率的ではないかと考える。</p> <p>○今後の認知症高齢者の増加に伴い、住所地特例施設入所者や住所地と居住地が異なる場合などの成年後見制度適用事業の増加を想定したとき、明確な基準の制定を希望する。</p> <p>○当市においても、他市町村にある住所地特例施設に当市が措置入所の手続きを行い、住所地が他市町村、介護保険の保険者が当市となった対象者について、当市と施設がある他市町村のどちらが首長申立てを行うのか検討を要したケースがあった。当該ケースについては、結果的に、措置入所の手続きを行い、介護保険の保険者である当市において、首長申立ての手続きを進めることとなったが、当該ケースのように複数の市町村が関わる場合、どの市町村が首長申立てを行うのか明確な基準が定められていると、市町村間の調整がスムーズになり、対象者の権利擁護にも寄与するものと考えられる。</p> <p>○当市及び県下他市町村においても、各市町村で定めた要綱に基づき実施しており、施設入所や長期入院等で居住地と支給決定地が異なる場合等は、市町村間で協議が必要となる。当市では、市町村間の調整を誰が担うのかが明確ではなく、市町村職員が支援者に対し、直接他市町村に相談に行くように伝える事例も発生している。支援者の多くが法律の専門家ではないため、本人の権利擁護の相談をしていく中で「たらいまわし感」は、支援者の疲弊につながると考えられる。また、市町村や専門職団体から、県に対しモデル要綱の作成や複数の市町村が関わる場合の申立方針を示すよう依頼しているが、いまだ示されていないが、制度改正の必要性があると考えられる。</p> <p>○成年後見審判は年々増加の傾向にあるため、今後同様のケースが見込まれる。複数の市町村がかかわる際に、成年後見開始の審判の申立てをどこが行うのか明確化される必要性は十分にあると考えられる。</p> <p>○他市の施設に入所されている方の住民票が当市にある事例で、当市で審判の申立てができないか検討したケースがあった。この場合も、現在地で申立てする方が手続きがスムーズではと考えつつも明確な基準がなく苦慮した経緯があった。</p> <p>○成年後見制度に関する首長申立についての明確な基準が示されれば、市町村間での調整などに要する無駄な時間が解消され、成年後見人制度を円滑に運営することができ、認知症高齢者等の権利擁護につながると考える。</p> <p>○県レベルでは、首長申立の実施者について県内市町村に共通の「考え方」が示されているが、県を越えた調整の場合、理解が得られないことも想定される。</p> <p>○当市においても、昨年度住民票を職権にて削除された者の支援に関わった。そのケースは申立てには至らなかったが、今後もこのようなケースの増加が考えられるため、基準の明確化を求める。</p> <p>○当県においても県内の各市町村からも国から統一的な取り扱いを示してほしいとの意見が多数ある。</p> <p>○当市においては、住民票を他都市におきながら、当市に10年以上以上居住の実態があった方について、当市が生活保護の実施機関となっていることを理由に市長申立を行った事例あり。</p> <p>○当市においては、首長申立てをするにあたり、対象者の居住地の家載へ申立てをするという観点から、居住地の市町村が申立てをすべきと考えている。しかし、実際には、他市町村より、介護保険の保険者であることや、住民基本台帳上の住所地が当市であることを理由に、首長申立てを依頼されることがある。当市としては対象者の権利擁護に影響を与えることは避けたいため、柔軟な対応をしているが、どちらの市町村が行うかの明確な決まりはなく、それぞれの市町村の考え方も異なることから調整に時間を要することもある。</p> <p>○当市では、原則本人が居住する区(市町村)が申立てを行うが、他の区(市町村)が本人の状況を把握している場合や、「居住地」が定まらない場合は、「現在地」を考慮の上、協議・調整を行い、申立てを行う区(市町村)を決めている。また、措置での施設入所者については、本人の状況がよく分かっている市町村であればよいと解されており、当市では原則措置をしている区(市町村)が申立てを行う。ただし、市外施設に市内居住者として措置している者や市内施設に市外居住者として措置している者に対する申立てについては、施設所在地の市町村と相談・調整を行うことを必要としており、市町村間で取り扱いが異なれば、調整に時間を要し、対象者の権利擁護に影響を与える可能性もある。</p> <p>○当市においても、平成29年度に同様の事例が発生している(保険者が当市で住所が他自治体の住所地特例者について、当市の実施要綱では市の区域内に住所を有する者のみを対象としており、住所地の自治体では住所地特例で居住している者は保険者が担当とする実施要綱となっていたため、どちらの自治体でも市長申立を行えない状況であった)。</p> <p>基準の明確化は必要と思われるが、一律に市長申立を行う自治体を定めるのではなく、柔軟に対応できる(どちらの自治体でも対応できる道を残す)ような配慮も必要と考える。</p> <p>○当市においても、本人に複数の市町村が関わることで調整が上手くいかず、市町村長申立てに至らなかったケースがある。現在はそれぞれの自治体ごとに主張申立て対象者要件を設定しており、明確な基準がない。近隣の市町村で調整するためにも基準がほしい。</p> <p>○当県においても複数の市町村が関わる事例では、どこの市町村で申立てを行うか課題となっている。そこで、施設所在地への集中を防ぐ意味から、一定の取扱いを示している。しかしながら、生活保護受給者及び長期入院者の取扱いについては、市町村の合意が得られず、取扱いを示していない。全国市町村の課題であり、また他都道府県との調整が必要な事例もあることから、国で基準を示してほしい。</p> <p>○当市においても現況届に伴う事務や問い合わせ等の対応等が大きな負担となっており、期間の工夫や事務の軽減を求めたい。</p> <p>○本人が県外等の施設や病院に所在となると、介護保険の保険者、あるいは自立支援給付の実施主体、生活保護受給者の場合は生活保護の実施機関等、適用できそうな根拠を探しながら他都市町村間と個別に調整をしているところである。申立てを行う裁判所については、本人の生活の本拠を管轄する家庭裁判所であることが定められているが、どこの市町村長が申立てするのかという点については法令上については規定はない。この点について実務上は、本人の状況(申立てが必要な状況)をよく把握している市町村長であればよいと解されているが、今後の制度の利用促進のためにも、全国的な基準を定めてほしい。併せて、成年後見利用支援事業の報酬助成の取扱いについても、全国的に一定の基準を定めてほしい。</p> <p>○当市においても、後見等開始の審判の申立てを行うに当たり、住民票は他市にあり、他市の施設入所中の方が、住所地特例にて当市の障がい福祉サービスを受給しており、当市において申立てを行った事例があった。他市との連絡調整等で申立てに時間を要した。</p> <p>○当市においても、介護保険の住所地特例で県外に出ている被保険者について、どちらの市町村で申立を実施するかで、意見調整をした事例があった。介護保険の住所地特例で県外に出ている被保険者の場合、保険者市町村が必ずしも本人の生活実態を全て把握していない(あくまで、介護認定等に係る調査のみを行うためである)ことが多い。また、申立にあたっては本人の住所地を管轄する裁判所にて申立を行うことから、手続き・審判において遠方に出向く必要性があり、介護保険者市町村が申立手続きを行うことは大変困難である。</p> <p>所在地市町村の方が本人の生活実態の把握しやすいことや審判についても管轄裁判所が近いことから、申立が円滑に進むと考えられる。後見人候補者も結局、所在地市町村周辺から選任されることになるので保険者市町村よりも所在地市町村で行うことが適当と考えられる。なお、介護保険法第115条の45第3項に定める地域支援事業の任意事業において「成年後見制度利用支援事業」(第3号)が規定されている。第3号の対象者は「被保険者(当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。)」と規定されており、本来被保険者市町村ではなく、在住市町村にて支援すると考えてよいものと思慮される。</p> <p>そのため、市町村長申立についても在住市町村が第一義的にあたるように分り易く明示すべきではないかと思われる。一方で関係市町村(この場合では保険者市町村等)に対しては、申立市町村に協力する義務がある旨を明示すべきだと考える。</p> <p>任意事業の実施は各市町村の判断に任されており、該当事業を実施していない市町村では、利用支援事業を利用できない場合もあるので、任意事業ではなく全市町村が実施する事業に格上げすべきと考える。</p> <p>○平成12年3月30日付け厚生省通知によると、審判の請求権を付与されるのは「その実情を把握しうる立場にある市町村長」とされている。当市で市長申立てを行う対象者は、原則として入所措置した者、介護保険者証を発行した者、障がい福祉サービス受給者証を発行した者、市長同意により医療保護入院を行った者、住民票及び居住実態のある者のいずれかに該当することとし、生活保護を決定した者は含まれない。一方、近隣の他の自治体では生活保護の決定を行った市町村が行うべきものと決められている場合があり、どちらで行うのか市町村間で話し合わなければならないことが度々ある。本人との関わりが深くよく状況を理解している市町村が行うことが望ましいが、それを公平に判断する原則の基準を明確にすることは必要と考える。</p> <p>○当市においては、対象者が現に居住している場所という取り扱いを行っているため必ずしも、住民票の居住地に限ってはいない。市町村によっては、住民票地と限定しているため、長期入院患者など住民票を前住所地においたままのケースなどは調整が必要な場合がある。支援者にとっても、市町村にとっても統一ルールが整備されることが、速やかな支援に繋がると思われる。</p> <p>当市でも関係市町村間で調整がつかず対応に苦慮しており、同様の支障が生じているため、全国統一の制度を確立することで市町村の基準統一を図り、事務負担軽減及び対象者の権利擁護にも寄与するものと考えられる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>成年後見審判の請求を行う主体については、成年後見審判を必要とする者の生活実態や支援の環境等が個人ごとに様々であることを踏まえ、関連する自治体間の調整に委ねられてきたところであり、一律に方針を示すことは難しいと考えており、提案自治体以外の自治体の意見も聞きながら慎重に検討する必要がある。</p>	<p>追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例からも、現状では自治体間の調整に時間を要していることが確認できる。 成年後見等開始の審判も、制度を理解し自己決定の上、本人申立て・親族申立てが望ましいと考えている。よって、首長申立ては最終手段であり、本人の権利擁護の観点から迅速な対応が必要な事例もあると考える。 生活の拠点を置く自治体が成年後見審判の請求を行う主体になるのか、介護保険等の保険者になっている自治体が主体になるのか慎重な検討をする必要があるかと考えられるが、一律の方針を定めていただくよう配慮いただきたい。 また、もし現状のとおり事例ごとに調整を加えていくとした場合に、自治体間の調整の結果、いずれかの自治体が請求を行うことになればよいが、どの自治体も対応せず、後見等を必要とする者に権利擁護の観点上、その人に不利益が生じた場合にどこがどう対応していくべきなのかは示していただきたい。</p>	<p>【十日町市】 成年後見制度は対象者の権利擁護の為の制度と認識している。このため慎重に検討する必要もあると思うが、基準を明確化することにより、市町村間の調整時間を無くし、使いやすい制度として申立てを迅速に行い、支援を必要としている人にこの制度をつなげ、対象者の権利擁護を早期に行うことが必要と考える。よって「居住地の市町村が申立てを行うこと」を基準とし明確化することを要望する。 【浜松市】 複数の市町村が関わる場合、いずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの基準がないと、調整にも時間がかかり、スムーズな申し立て支援に繋がらない。今後増え続けるであろう首長申立て支援をスムーズに行うためにも一定の基準を示していただきたい。 【大阪府】 一律の基準や考え方が示されない場合、自治体間の調整に時間がかかることが想定される。その結果、本人に不利益が生じることにつながりかねない。 このことから、一定の方針をお示しいただくか、具体の例示を複数示していただくなど、各自治体の取り扱い状況や事例を把握し、速やかな申立ができるよう一定の基準をお示しいただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
108	茨木市	自立支援医療費支給認定申請の簡略化	自立支援医療について、治療期間が長期に渡り、かつ、治療内容に大幅な変更がない者については医師意見書の提出頻度を現行よりも少なくさせるなど、申請手続きを簡略化すべきである。	自立支援医療の支給認定については「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日付障発第0303002号)に記載があり、例えば腎臓機能障害における人工透析療法に係る更生医療や、精神通院医療については最長1年以内とされているが、人工透析療法や精神通院医療については、治療期間が数年間に及ぶことがほとんどであり、1年ごとに更新申請を行うことが受給者にとっても行政機関にとっても負担となっている。なお、平成28年提案管理番号76「自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新手続きの期間延長」において、有効期間を現行の1年を延長する方針についての検討が示されているが、例えば人工透析療法など、治療期間が数年間に及びかつ治療内容に大幅な変更がないと思われる内容については、2年以上の長期の有効期間を設定することを検討しても良いのではないかと考える。	厚生労働省	宮城県、白河市、日立市、石岡市、江戸川区、八王子市、平塚市、浜松市、豊橋市、刈谷市、豊田市、西尾市、知多市、大阪府、兵庫県、南あわじ市、宍粟市、串本町、徳島市、熊本市	<p>○【精神通院医療】</p> <p>1年毎に更新手続きを行うことは、受給者にとって負担となっているため、診断書が有効とされる2年毎の更新とすることで、受給者の負担軽減だけでなく、事務の削減にもつながると考えられる。</p> <p>【更生医療(人工透析治療)】</p> <p>更新申請は、治療の適否だけでなく自己負担限度額の見直しも行っているため、意見書のみを省略できても市の事務負担は軽減されないと見込まれる。また、自己負担限度額の見直しの延長も行うのであれば、他の治療の受給者との公平性の確保が必要と考える。意見書を作成する医療機関の負担軽減、受給者の意見書料の負担軽減にはなる。</p> <p>○本市における、重度かつ継続に該当する治療を行う申請者は、人工透析療法244人・じん移植に伴う抗免疫療法66人・肝臓機能障害に伴う抗免疫療法4人・抗HIV療法33人、合計347人である。また精神通院に係る申請者は5,940人である。更新申請のため市役所へ来庁すること等、申請者の支障となっており、市の職員についても、更新手続き案内を送付、申請書審査、進達、受領、結果等送付の業務が負担となっており、それらを軽減するために、有効期間延長等の申請手続き簡略化を求める。</p> <p>○提案団体同様、申請手続きが申請者・医療機関・行政の負担となっている。また、行政側においてはその対応に要する事務量が他業務を圧迫している。</p> <p>○更新時における自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認は、毎年行うことが望ましいが、受給者にとっては毎年の更新が負担となっており、受給者証の負担区分等を確認するための医療機関等からの問い合わせも頻繁にあり、医療機関の負担にもなっている。自立支援医療(精神通院)の受給者については、1年以内で受診が終了するケースはほとんどなく、複数年の通院が通例となっている。また、精神障害者保健福祉手帳と同様に、診断書の提出が2年ごとになっている現状を踏まえると、2年ごとの更新に変更することも検討すべきである。本市では、自立支援医療(精神通院)の受給者は約9,000人、変更の手続きも含めると、毎年約13,000件以上の申請がある。加えて、申請数は毎年増加傾向にあり、申請受付や事務処理に相当の時間を要するため、有効期間を延長することは、自治体の負担軽減にもつながる。</p> <p>○当県においても、同様に事務の簡素化について課題があると認識している。有効期間を延長することで、煩雑な事務を簡素化できるものと考えられる。</p> <p>○本市における受給者数は、年間約100人前後増え続けており、これに伴い、今後更新の受付件数も増えることになる。その分、医療機関による診断書の作成、申請受付窓口、県への進達のチェックに要する時間が増え続けている。また、県による審査の負担も増え続けているものと思慮される。更新を2年に1回とした場合、考慮すべきと考えられる事項は、1点目は受給者として受け続けるか返却するか判断の機会について、2点目は所得区分の変更についてである。1点目については、本人の判断又は医療機関の医師と精神障害者との相談の上、2年の間に受給者証を返却することは可能であるため問題ないと考えられる。2点目については、所得判定基準を今年度及び前年度の所得の合計にするなど柔軟に対応することでクリアできるものと考えられる。よって、更新期間を延長してもおおむね支障がないものと考えられる。以上のことから、更新期間延長に伴う影響はあるとしても、増え続けている受給者に対する医療機関の診断書の作成から始まり、県の決定が出るまでの事務及び更新に伴う受給者の負担を考慮すると2年に1回の更新が適切ではないかと考える。(※参考…本市における自立支援医療(精神通院)受給者数の推移 平成28年度末:1,971人、平成29年度末:2,171人、平成30年度末:2,264人)</p> <p>○自立支援医療(精神通院医療)申請者の中には、更新可能期間中に精神面の不安定など体調不良により長期にわたり申請手続きに来庁できない方がいる。支援者等が周りにいない場合は、有効期限が切れ、再開するには新規の申請となり、申請者の負担が増すことになる。長期にわたる治療が必要であると医師が認める場合などは更新期間の延長を検討してもいいのではないかと考える。</p> <p>○治療期間が数年間に及ぶものについては、申請手続きの簡略化や診断書の提出頻度を少なくすることで、申請にかかる時間や診断書の発行料などの申請者の負担を軽減させることができると考える。</p> <p>○治療内容に大幅な変更がない者などへは医師意見書の提出などの負担を少なくさせるなど、申請手続きを簡略化し、負担を軽減すべきであると考えられる。</p> <p>○本市においては、更生医療費の支給認定件数が年間800件以上に及び、身体障がい者手帳や本市条例に基づく独自の医療費助成等の制度と密接に関連し、複雑な検討が必要な本事務の負担軽減が急務となっている。特に本市条例に基づく医療費助成制度においては、身体障がい者手帳が交付された者に対し、比較的簡易な手続により、健康保険の対象となる全ての医療費が助成対象となるため、申請手続が複雑で、かつ、その頻度も多い更生医療の申請が対象者から敬遠されてしまう傾向がある。治療期間が長期にわたり、かつ、治療内容に大幅な変更がない者については更生医療の再認定に係る手続を簡略化することで、申請者及び行政機関の負担軽減に資することが期待できる。</p> <p>○精神通院医療については、治療期間が長期に及ぶことが多く、1年ごとの更新申請と2年に1回の診断書の提出は受給者と行政機関にとって負担となっている。また、診断書が必要な更新申請か不要な更新申請か困惑する対象者が存在する。</p> <p>○精神通院医療については治療が数年間に及ぶことがほとんどで、1年ごとの更新は受給者にとっても、その事務を行う行政機関にとっても負担となっている。更生医療についても、長期間症状の変化がないことが多く、現在の1年から2年へ更新申請を変更しても差し支えないと考える。また、申請者の負担軽減及び市町村の事務負担軽減につながる。</p> <p>○人工透析療法のほか、抗HIV療法、移植後の抗免疫療法も同様の問題を抱えており、自立支援医療費支給認定申請における手続き期間の見直しは受給者負担軽減のため必要と思われる。</p>
110	茨木市	障害福祉サービス支給量の一時的な変更申請の際、市町村が必要と認めた場合のみサービス等利用計画の提出を求めるよう法令改正	障害福祉サービス支給量の一時的な変更申請の際、市町村が必要と認めた場合のみサービス等利用計画の提出を求めるよう法令改正を行うべきである。	<p>【法令改正の必要性】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、支給決定障害者等が現に受けている支給決定の内容を変更する申請をするに当たり、同法第24条第3項で同法第22条(第1項を除く)を準用することとされている。この場合、支給量の一時的な変更を行う場合でも第22条第4項に基づきサービス等利用計画案を求めることとなり、市町村・指定特定相談支援事業者双方に大きな事務的負担となっている。</p> <p>【支障の具体例】</p> <p>日中に生活介護を利用している障害者等が体調不良のため通所を休んだ際、一時的に居宅介護を利用したケース(居宅介護の支給決定を受けている場合)や、月2日短期入所を利用している障害者等が保護者の体調不良によりその月だけ4日短期入所を利用するケース、毎週火曜日に障害福祉サービスを利用しているケースで、当該月に火曜日が5日ある場合等が考えられる。このような場合、法令が求める支給決定に関する勘案事項のうち、置かれている環境が軽微に変更しているだけである。しかし、サービス等利用計画案を作成するには、計画相談を利用している場合、相談支援専門員が支援者会議を開催してアセスメントを行い、当該利用者が抱える生活全般の課題等を全て見直しの上でサービス等利用計画案を作成することになるので、相談支援専門員から事務負担が重過ぎるとの意見を受けている。軽微な修正の場合、支援者会議を省略したり、従前のサービス等利用計画案の部分修正ができれば良いが、法令上、規定がない。</p>	厚生労働省	白河市、石岡市、千葉市、豊橋市、串本町、徳島市、熊本市、宮崎市	<p>○本市では、市町村が認めた場合のみ、サービス等利用計画の提出を省略できるよう法令改正を行うことにより、申請者、行政機関双方の負担軽減が図られると考えられる。</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、支給決定障害者等が現に受けている支給決定の内容を変更する申請をするに当たり、同法第24条第3項で同法第22条(第1項を除く)を準用することとされている。この場合、支給量の一時的な変更を行う場合でも第22条第4項に基づきサービス等利用計画案を求めることとなり、市町村・指定特定相談支援事業者双方に大きな事務的負担となっている。</p> <p>○本市においても、軽微な変更の際にサービス等利用計画の提出を求めることで、事業所・行政機関の双方の負担が増加している。緊急時等で、決定した支給量を一時的に超える場合は、電話連絡等により聞き取りを行った上で、必要と認める場合のみサービス等利用計画の提出を求めることで、双方の負担軽減を図ることができると考える。</p> <p>○本市においても相談支援専門員の需要に対して供給がおいっていないと、事務負担が大きいとの声があがっている。相談支援専門員の負担軽減となるように必要性の薄い事務手続きについては無くしていくことには賛同する。</p> <p>○本市においても、一時的な増量については変更申請の際に、相談支援事業所が利用計画案を作成することとなり、利用者・事業者ともに負担となっている。特に相談支援事業所は新規の相談に待ち時間が生じている状態であり、一時的な変更申請の際に「市町村が必要と認めたときにのみ利用計画の提出を求める」よう改正することで、相談支援事業所が真に相談支援を必要とする人へサービス提供できることが見込まれる。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>医師の意見書について、精神通院医療は規則第35条第4項により病状の変化及び治療方針の変更がないときであって、直近の支給認定に係る申請において医師の診断書を添付しているときは、診断書の提出を不要としている。また、更生医療・育成医療は「自立支援医療の支給認定における再認定の取り扱いについて」(平成25年6月19日障発0619第2号障害保健福祉部長通知)により病状の変化及び治療方針の変更がないことが確認できる場合には意見書の提出を省略して差し支えないこととしている。</p> <p>有効期間の延長については、平成28年度地方分権改革にて精神通院医療の有効期間の延長について提案されており、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和元年中を目途に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることになっている。</p>	<p>医師意見書の添付省略については既に緩和措置がとられているものの、受給者の申請手続き自体を省略することは認められていないため、申請手続きに係る受給者及び行政機関の負担の軽減は一部にとどまっている。</p> <p>有効期間の延長について、現行の1年を延長する方策について検討中とのことであるが、受給者と行政機関の双方にとって負担軽減となるような制度に改善されるよう検討されたい。</p>	<p>【豊田市】</p> <p>厚生労働省から示された通知には、「病状の変化及び治療方針の変更がないことが確認できる場合には意見書の提出を省略して差し支えない」とあるが、本市においては、病状の変化については医師が判断するものであり、自治体において判断をすることはできないと考える。</p> <p>また、愛知県更生相談所に確認をしたところ、同県でも同様の見解であることから、再認定の手続においても意見書を添付する運用が徹底されている。</p> <p>したがって、厚生労働省から示された通知を根拠に支障を除去することは、実務上不可能である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、自治体において意見書によらずに病状の変化がないことを確認する方法があれば御教示いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>障害状態等や支給決定障害者等の環境の変化により、支給決定を変更する必要がある場合には、本人に必要かつ十分なサービスがどの程度の支給量であるのか判断するため、これらの情報が記載されたサービス等利用計画が必要であることから、法令改正を行うことは考えていない。</p> <p>なお、ご提案の一時的な変更の趣旨が、利用する曜日の関係で毎月支給量が増減となる場合等、月ごとのサービス利用日の増減を介護給付費等の支給決定時に予め見込むことができる場合についてであれば、支給決定の変更が必要とならないような支給量の定め方を自治体で判断すれば足りるものとする。</p>	<p>本市指摘のような一時的な変更の場合であれば、本人に必要かつ十分なサービスがどの程度の支給量であるか十分判断可能であるため、サービス等利用計画の提出を不要としても差し支えないのではないかとというのが本市の見解である。</p> <p>サービス等利用計画の提出を求めることにより、ただでさえ不足している相談支援専門員が一時的な変更申請のサービス等利用計画作成に手を取られ、真に計画相談支援を必要としている人にサービスが行き届いていない現状である。そのため、本市見解のような弾力的な運用を可能としていただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
111	茨木市	医療的ケア児保育支援モデル事業の事前協議様式の簡素化	様式の重複する設問をどちらかの設問に統一する等、様式の全般的な簡素化を求める。	事前協議時の提出書類のうち実施計画書について、記載事項が多く、担当課や受入れ施設の事務負担が大きい。モデル事業選定の際に、医療的ケア児受入れ時の安全確保・緊急時対応体制の確認が必要なことは十分理解できるが、実施計画書の中で重複する箇所も多い。例えば以下に示す重複項目については、どちらかへの統一をしたとしても影響はないと思われるので、どちらかの設問に統一する等の検討の上、様式の全般的な簡素化を求める。 ＜重複による見直し箇所例＞ 別紙2 医療的ケア児保育支援モデル事業実施計画書 【1点目】1. 基本情報4の③保育士加配に係る費用補助及び5医療的ケアを行う職員は、3-2具体的な事業の実施の2保育所等配置職員、3受け入れる医療的ケア児、4具体的な手法と一部重複している。 【2点目】3-1具体的な事業の実施の5緊急時対応の取り決めを行っているかは、3-2具体的な事業の実施の4具体的な手法と一部重複している。 ※上述、3-2具体的な事業の実施は、受入れ施設ごとに記載している。 なお、医療的ケア児の受入れに係る、各施設の人材配置(看護師等の配置)や安全確保・緊急時対応体制の適否については、モデル事業の申請や実施に際し、各自治体が確認を行っているため、様式を簡素化したとしても、国が同事業の選定にあたって確認したい内容は担保されているものと考えます。	厚生労働省	加賀市、豊橋市、大阪府、南あわじ市	○協議書の作成に要する作業に多大な手間・時間を取られているため、様式・記入内容の簡素化が必要である。 ○様式が簡素化されることにより実施主体である都道府県及び市町村の事務負担が軽減され、医療的ケア児の受入拡充に繋がると考える。
112	茨木市	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	①申請書類や申請窓口の一本化 ②内示時期の統一	認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚生労働省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、知多市、大阪府、高槻市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、大分県、鹿児島市、九州地方知事会	○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は厚生労働省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。 ○当初申請・変更申請において、窓口が分かれていることによる手間、それぞれ申請額を計上するための按分作業の煩雑さ、内示時期のずれによる工事発注の遅れ等無駄が多いため、申請窓口の一元化に賛同する。 ○左記団体と同様に窓口の一本化による事務の簡素化をお願いしたい。所管省庁が異なるためにそれぞれにほぼ同じ書類を提出することになるが、2か所に書類を出さなければいけないことと、添付する書類についても量が嵩むため、一本化での事務軽減化をお願いしたい。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚生労働省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違いため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。 ○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚生労働省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。 ○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。また、疑義が生じた事案について都道府県を通じて質問をしても結局は国の担当者まで通すことになっており、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚生労働省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で膨大なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の案分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚生労働省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なり、予算・決算においても無用の混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎよ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 ○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。 ○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立て付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。 ○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚生労働省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。 ○当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 ○当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。 ○茨木市と同様に1つの整備に2種類の申請が必要となり、事務負担が増えている。 ○①については、当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。②については文科省の内示時期が遅いことや圧縮交付されることから計画的な施設整備に支障をきたしている。 ○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。 ○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩瑣となっている。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。 ○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑は事務処理が発生している。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>各自治体の事務負担軽減に資するよう、ご提案の内容も踏まえ検討する。</p>	<p>当市では、医療的ケア児の保護者支援として今年度から新たに入園事前相談会を開始し、丁寧な関わりを進めているところ。このような取組みにより、今後もニーズに対応した支援が必要になると想定しているが、そのような中、関係職員との検討や医療的ケアの病態把握・手技の習得にける時間も必要になっており、また、受入園職員の医療・療育機関との調整等の事務量も増加している。 モデル事業の事前協議様式について、必要性を精査し、重複部分の簡素化等の事務負担軽減を早期（令和2年度公募に間に合うよう）に実現していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。 なお、内示時期については、統一した日付で行えるよう文部科学省と厚生労働省両省間で連携を図っている。</p>	<p>更なる事務負担の軽減と、早期の内示時期の統一をお願いしたい。</p>	<p>【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例（両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など）に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。 【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。 【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。 【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要がある、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p>	<p>【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
113	岐阜県	国税連携システムに係るデータ連携の拡大	<p>税務署へ書面提出された添付書類についても国税連携システムのデータ連携の対象とすることを求める</p>	<p>地方税の賦課徴収業務に要する所得税の申告情報については、国税連携システムにより、国税庁から地方公共団体にデータ提供いただいているところ。現在はe-Taxで申告された所得税申告書(第1表から第5表)と添付書類(所得税青色申告決算書等)で納税者が入力したすべての項目、及び書面で申告された所得税申告書(第1表から第5表)のうち、国税総合管理(KSK)システムに入力された項目について、データの提供を受けている。(所得税申告書については、書面申告でKSKシステムに入力されない帳票であっても、画像イメージでデータ提供いただいている。)</p> <p>一方、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書など)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書等の添付書類が必要となるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。</p> <p>確定申告時期の2月～7月までの期間に、各県税事務所の作業は、多いところで職員2名が60日程度を要して行っている。</p>	総務省、財務省	<p>岩手県、福島県、白河市、栃木県、埼玉県、蓮田市、千葉県、船橋市、練馬区、八王子市、新潟市、三条市、富山県、石川県、都留市、豊橋市、春日井市、西尾市、小牧市、京都府、大阪市、寝屋川市、兵庫県、南あわじ市、奈良県、鳥取県、島根県、出雲市、岡山県、玉野市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、久留米市、熊本市、大分県、宮崎県</p>	<p>〇市町村においても、書面で申告された場合、添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書等)は、国税連携システムでデータが提供されていない。たとえば、個人住民税の賦課業務等において、所得税と住民税の課税計算時に特定株式等の配当等や譲渡所得等の申告の選択ができるようになったところではあるが、国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている。同様に、寄附金控除においても寄附先などが分からず職員が税務署でコピーする作業を行っている。令和元年度の5月度の実績は、延べ16人、120時間を要している。</p> <p>〇当都道府県においても、書面で申告された場合の添付書類については、賦課徴収業務等において、必要になるため、職員が税務署で転写作業を行っている。当都道府県内13税務署において、3月～4月の間に集中的に転写作業を行い、本年については、総転写枚数は約5万枚、従事日数は79日(全事務所計)、従事職員は211人(延べ)であった。転写のためのコピー機も税務署へ設置させていたおりに、費用負担も大きい。</p> <p>〇支障事例のほかに、株や配当の種類が不明なものについては、毎月1名、4、5月は8名の職員が交代で数日、税務署で添付書類等の確認やコピーする作業を行っている。</p> <p>〇固定資産税分野では償却資産の賦課及び確認のため、対象部分のデータ提供が必要だが、現在の所データによる提供がないので、職員が税務署でコピーする作業を行っている(3名×4日程度)。提案のとおり、データ連携が拡大及び提供電子データの範囲拡大がされることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。住民税賦課及び確認についても、収支内訳書等、添付書類が必要であるが、書面で提出された場合、国税連携システムでデータ提供がされておらず、職員が税務署でコピーする作業をおこなっている。提案のとおり、データ連携が拡大及び提供電子データの範囲拡大がされることにより、当該業務に係る職員の負担軽減が見込まれる。</p> <p>〇当都道府県においても、個人事業税の賦課徴収業務等においては、所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書等の添付書類が必要不可欠である。しかしながら、これらのデータは国税連携システムからのデータ連携の対象外のため、データによる提供がなく、職員が税務署にて必要な資料の閲覧・複写作業を行っている。これらがデータ連携されることで、職員による複写作業の大半が不要になると見込まれることから、当都道府県における個人事業税の賦課徴収業務等においても、事務の効率化が期待できる。また、償却資産部門においても当システムを利用しており、上記と同様の理由から、同様の効果が見込まれる。</p> <p>〇当市の市県民税の賦課業務においても、書面で提出された場合は、収支内訳書や所得の内訳等の添付資料が連携されないため、職員が税務署に添付資料のコピーする作業をおこなっている。具体的には、確定申告書2表にて所得、専従者、扶養の内訳が不明又は別紙参照になっており確認がとれないものについて調査を行っている。確定申告書2表にて内訳が分かるよう記載又はデータ連携が可能になれば、職員の負担軽減が見込まれる。</p> <p>〇提案県と同様、当県税事務所の職員が税務署へ出向いてコピーを行う手間が発生している。当県の状況は、多いところで、1～2台のコピー機を税務署に設置させてもらい、2～4人が出向いて1週間程度をかけた集中的にコピーを行っており、提案いただいたようにデータ連携がなされれば負担の軽減につながると思われる。</p> <p>〇国税連携システムにより提供された申告書情報を基に個人事業税の賦課事務を行っているが、書面で申告された添付書類(所得税青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書など)は、国税連携システムでデータが提供されないため、事前にリストアップしたうえで職員が税務署に出向きコピーする作業を行っている。この作業は、税務署において申告関係書類の編綴作業がある程度終わる5月末から6月上旬ごろまで行うことができないが、個人事業税の賦課入力期限が7月上旬であるため、それまでに税務署での作業を終え、賦課内容を決定している。個人事業税の賦課決定までにかける期間は限られており、書面で提出された添付書類を国税連携システムにより画像イメージデータにより提供されその内容を確認することができれば、より効率的な賦課事務が可能となる。例年、6月中の税務署におけるコピー作業は、多いところで職員4名程度が延べ10日程度(延べ約40人)を要して行っている。</p> <p>〇提案団体記載のとおり、書面で申告された所得税申告書の一部をデータで受信しており、確定申告書A及びBのデータとして、第1表及び第2表のTIFFデータと、第1表のXMLデータを受信している。第2表のTIFFデータは、そのままでは本市の税システムへ取込みできないため、パンチにより取込データを作成している。一方、データ提供されていない確定申告書の添付資料(収支内訳書、住宅借入金等特別控除額の計算明細書など)については、各市職員が税務署を訪問し、コピーする作業を行っている(※税務署訪問月:4・5月、訪問人数:3人、訪問日数:10日程度、調査件数:1,300件程度)。第2表のXMLデータ及び添付資料の電子データを送信いただくことで、限られた期間内で実施している個人住民税の当初課税業務を円滑かつ効率的に進めることができる。</p> <p>〇当市も同様に国税連携システムでデータが提供されていない紙ベースの所得税青色申告決算書、収支内訳書を税務署で約2週間かけてコピーする作業を行っている。当市は肉用牛育成農家が多く、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」や外国税額控除の計算に必要な「外国税額控除に関する明細書」など住民税課税における基礎資料を必要としており、その都度、税務署に取りに来るよう言われている。税務署から市役所までの距離が遠く、書類を取りに行く際の時間のロスが大きい。</p>
114	岐阜県	交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し	交通安全対策特別交付金(3月交付分)の交付決定日を早めることを求める。	交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。各市町村へは当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日中で3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。	警察庁、総務省	川崎市、山口県	<p>〇交通安全対策特別交付金において、県内各市町分(全19団体)について交付手続きを行っており、3月の国の交付決定日から各市町への支払日までの期間が短いため、国費会計システム「ADAMS II」を利用した歳入歳出処理や、各市町への当該交付金の額の決定通知の作成及び発出等事務処理を行う際に支障をきたしている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【総務省】 国税庁から聞き取ったところによれば、本提案の実現にあたっては確定申告書と併せて新たに添付書類をデータ入力する必要が生じることから、特に確定申告期間中において、国税当局に多大な事務負担が生じることが想定される。 申告書の受付業務等を担う国税当局の負担等を考慮すると、現時点では提案事項の実現は難しいものと考えられるが、地方団体のご意見等を踏まえ引き続き国税当局と検討を進めてまいりたいと考えている。 なお、e-Taxで受け付けた確定申告書は、青色申告決算書等を含めて国税側で受信した全てのデータが地方団体へ連携されることから、地方団体におかれては、納税者に対しe-Taxの積極的な利用を周知・広報いただきたい。 また、市区町村から国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ策を活用することも、e-Taxによるデータ連携がされることとなるため、市区町村におかれては本施策を積極的に活用いただくとともに、都道府県におかれては市区町村に対し導入に際しての助言等を行っていただきたい。</p> <p>【財務省】 書面で提出された確定申告書については、国税側のシステムに入力された課税事績データに、読み取りを行った確定申告書のイメージデータを併せて地方団体へデータ連携しているところ、本提案の実現に当たっては、確定申告期において、確定申告書と併せて、全件の添付書類をデータ入力する必要が生じることとなる。 現状において、所得税確定申告書データの早期回付のため、確定申告書の入力を優先的に行っているが、確定申告期には膨大な数の確定申告書が提出されるため、各税務署においては確定申告書の入力だけでも手一杯のスケジュールで行っているところである。 また、税務署では、申告書の入力のほか、後続の処理として、申告内容の審査、是正処理、還付や納付処理を遅滞なく適切に行う必要があるところ、本提案の実現に当たっては、現状の申告書の入力事務も含めた税務署の事務に影響が生じないよう検討する必要があるなど、地方団体における効率化される事務量と税務署における増加する事務量の比較のほか、必要なシステム改修費、人件費、作業スペース確保のための賃料等も踏まえ、行政全体としての費用対効果を十分に検証する必要がある。 なお、青色申告決算書や収支内訳書は、確定申告期間後に順次システムに入力しているが、必要とする3月～4月に確定申告書データと併せて青色申告決算書等のデータを地方団体へ連携するためには、入力事務を確定申告期間中に前倒ししなければならず、入力担当部門における事務負担が過大となり、確定申告書データの回付が遅れることとなる。 これに加えて、約1,200万件の青色申告決算書等以外のその他の書面提出分の添付書類を全件データ入力することは、入力するためのシステム改修が必要となるほか、現状の確定申告書の入力事務に、更に同等以上の入力事務量が上乗せされるため、入力担当部門における事務量が大幅に増加することとなる。 従って、新たな入力データを地方団体へ連携するためのシステム改修等に相当程度の費用が掛かるのみでなく、各税務署におけるシステムへの入力事務量が現状よりも大幅に増加することとなり、確定申告書等の入力事務に遅れが生じることで、地方団体への早期回付ができなくなることから、提案事項の実現は難しいものとする。 なお、e-Taxで送信された確定申告書については、青色申告決算書等を含めて国税側で受信した全てのデータが地方団体へ連絡されるため、納税者利便のみならず国・地方双方の事務の効率化に繋がることから、国税庁としては引き続きe-Taxによる確定申告を積極的に推進していくこととしており、地方団体におかれても、国税当局への確定申告書のデータ引継ぎ策等のe-Taxによる申告の推進に引き続き、積極的な御協力をいただきたい。</p>	<p>支障事例に示したとおり地方自治体では、コピー作業に毎年多くの人員と時間を割かれており、多大な負担となっている。 提案が実現されれば国の負担が増加することになるが、国・地方自治体を通じて事務の効率化が図られると思われるため、行政全体としての費用対効果をしっかりと検証の上、ご検討いただきたい。 また、e-Taxの利用率向上についても、積極的な対策を推進していただきたい。</p>	<p>【蓮田市】 デジタル手続法により、政府はオンライン実施を原則としている。民間事業者を含めてコネクテッド・ワンストップを実現するために国は地方自治体にも情報の提供その他の必要な措置を講ずる必要があると考えられる。 財務省の回答では「青色申告決算書や収支内訳書」を確定申告期間後に順次システムに入力しているとの事だが、コネクテッド・ワンストップを実現するためにシステムに入力された「青色申告決算書や収支内訳書」の提供を毎年4月～5月に国税連携システムで回付する措置を講じていただきたい。 【船橋市】 財務省の回答に地方団体における効率化される事務量と税務署における増加する事務量の比較が必要との記載があった。このことについて、提案団体及び追加共同提案団体等から示された支障事例の中では個別に具体的な事務量(日数や人工等)の提示があったが、税務署として増加するであろう事務量の増加の見込みをご提示いただきたい。その上で、比較内容や長期的に見た際の費用対効果をデータとしてお示しいただきたい。 また、両省庁とも提案事項の実現は、難しいとの回答であったが、添付書類の中でもデータ入力のない書類の画像データのみの提供等一部の対応だけでも可能かどうかについてもご回答いただきたい。 最後にe-taxの普及について、国税庁及び地方団体双方にメリットがあることから、当局としても周知・広報の協力を行いたいと考えているが、今後のe-taxの普及促進の施策で各省庁で予定しているものがあればご提示いただきたい。 【春日井市】 求める措置の具体的な内容として、国税連携システムを通して連携されるデータのうち、tiffデータ(画像データ)の内容の拡充を求める。回答があったように連携されるXMLデータの入力項目の拡充が論点となっているわけではなく、各自治体が税務署へ調査に行き、現地で資料をコピーする作業に膨大な時間と人が割かれていることが課題である。画像データの拡充であれば、データ入力の伴わない事務であると推察されるため、検討されている程の多大な事務量や経費の増加は想定されない。申告書の資料編綴については、各自治体から税務署へ職員を派遣し作業を行っているが、連携される画像が拡充されるのであれば、後の調査事務に係る時間を編綴作業に回すこともでき、税務署での資料整理のスピードを上げることができる。コストとして懸念される事項は、イメージデータ作成におけるスキヤニング機械の性能と資料編綴作業や資料保管を行うためのスペース確保及びデータ量が拡大することでのサーバ容量の拡充等が想定される。しかし、これらのためのコストについては、管内自治体からの人員応援による税務署の人件費の削減や、e-Taxによる申告へのシフトチェンジに伴う業務量の削減から相殺されると考えられる。また、回答された内容に係る増加コストと比較しても、極めて小さいコストで各自治体の業務削減を図ることができるため、三税協力の信頼関係の強化を推進するためにも連携データの拡大を求める。 【南あわじ市】 添付書類の入力されたデータが届かなくても、イメージデータさえあれば、住民税課税に必要な情報が確認できる。添付書類のイメージデータを送信できないものか、検討していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金及び返還金を控除した額とされている。 警察庁は交付金の交付総額を算出して総務省に通知する事務を担っているところ、算定の基礎となる数値については、反則金収入相当額等については予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第36条の徴収済額報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあっては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。 このうち反則金収入相当額等については予算決算及び会計令第36条により2月15日には額が確定するが、通告書の送付件数にあっては、現状として2月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警察庁としては、この回答期限を2月下旬から2月中旬に前倒すことで、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の3月上旬から2月下旬に1週間程度前倒ししたいと考えている。 また、総務省は道路交通法附則第20条第1項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を担っているところ、当該警察庁からの通知時期の前倒しを踏まえ、現状の3月下旬の交付金の交付を1週間程度前倒しする。</p>	<p>交付決定から各市町村への支払いに係る事務に要する期間が短いことが支障であり、この改善を提案するものである。そのため、市町村への支払日については、従前どおり年度末としていただきたい。(交付決定から支払いまでの事務処理期間を十分に確保していただきたい。) 「交付金の交付を1週間程度前倒しする。」という回答は、その趣旨が反映されているか、確認したい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
115	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	高濃度PCB廃棄物の処分手続きの簡素化又は対応事例等の提示	高濃度ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	高濃度PCB廃棄物の処分期限(西日本:令和2年度末)が迫る中、本年9月末を期限として、国により橋梁等の道路構造物その他の建設工事に関連する構造物に使用された当該廃棄物の調査がなされている。国による当該調査の結果、橋梁等の公共施設の塗料に当該廃棄物が使用されていることが判明し、かつ、全国で多量に発見されれば、処理期限も迫る中、確実かつ適正な処理を前提に、各地方公共団体では迅速な対応が求められることになる。現行、特別措置法施行規則第26条第1項で定める当該廃棄物の譲渡等が認められる例外に、除去工事業者を当該工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定はなく、廃掃法第21条の3は適用されないため、PCB含有塗膜の除去工事により分離した当該廃棄物の処理を、地方公共団体から当該工事業者に、廃棄物の処理ができる業者であっても直接委託することはできない。そのため、①除去工事業業者、②特別管理産業廃棄物収集運搬業者、③唯一の処理施設であるJESCOの3者と各々契約を行う必要があり、事務手続きは煩雑となり、余計なコストも発生する。以上を踏まえ、平成31年2月26日付け環境省通知において、「PCB廃棄物の排出事業者に対して一定期間内の適正処理を行う義務を課していることを踏まえ、PCB含有塗膜の除去工事において、その元請業者に当該義務を課せない旨の記載があるものの、業者選定に当たって保管場所や実績などを審査、及び契約における確実かつ適正な保管・処理を約定することを前提に、除去工事業者にPCB廃棄物を譲渡できるようにしていただきたい。または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等を提示いただきたい。	環境省	岩手県、山形県、茨城県、三鷹市、豊橋市、小牧市、宮崎県	<p>○PCB含有塗膜の除去工事業業者に、除去から高濃度PCB廃棄物の処分まで一括して発注できるようになれば、地方公共団体の事務が効率化し、コストを削減することができる。また、処理期限が迫る中、対応事例等の提示により処理経験の無い地方公共団体においても迅速に対応が進むことや、事務負担軽減にも繋がる。</p> <p>○本年度、40ヶ所の含有検査を行うが、その後も全て違う事業者と契約することになり非常に煩雑であるので手続きの簡素化は必要だと考える。</p> <p>○廃石綿等の取扱いについては、除去工事に当たる元請業者が排出事業者に位置づけられており、同じく特別管理産業廃棄物であるPCBについて、同様の取扱いとすることが望ましい。</p>
116	京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	旅行業等の営業の登録等申請に当たり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し	旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新に係る申請に当たり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める	当該宣誓書については、旅行業法の登録及び更新にあたって、旅行業法施行規則第1条の4や第1条の5、観光庁が示すマニュアル等に基づき、不適格事由に該当しないことを証するため、監査役等非常勤の役員を含む全役員分の自筆による提出が求められている。しかし、大企業では役員数が数十人にのぼる場合があり、更新期限内での提出が難しくなるなど申請者の負担となっているとともに、都道府県においても、役員全員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、宣誓書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正等を求めたりする必要があることから事務の負担となっている。(登録、更新に係る申請は年間100件程度であり、宣誓書確認事務に要する時間は1件当たり10分程度。)	国土交通省	富山県、愛知県、高知県	<p>○当団体においても、法人の業者が多く役員全員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、宣誓書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正等を求めたりする必要があることから事務の負担となっている。</p> <p>○役員全員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、宣誓書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正・提出等を求めたりする必要があることから、事業者と県双方で事務の負担となっている。</p> <p>○当県においても、宣誓書の不備のため修正を求めるなど、事務の負担となる場合があり、見直しにより事業者、都道府県双方の負担軽減が図られると考える。</p> <p>○当該宣誓書については、旅行業法の登録及び更新にあたって、旅行業法施行規則第1条の4や第1条の5、観光庁が示すマニュアル等に基づき、不適格事由に該当しないことを証するため、監査役等非常勤の役員を含む全役員分の自筆による提出が求められている。しかしながら、役員数が数十人にのぼる場合や監査役等非常勤の役員がいる場合、更新期限内に全役員分の自筆の宣誓書を揃えて提出することが難しいなど申請者の負担となっている。本県においても、全役員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、不備がある場合は修正等を求め、再提出の依頼をしたりする必要があることから、更新期限内の書類の受領が困難になるなど事務の負担となっている。(※登録、更新に係る申請は年間100件程度であり、宣誓書確認事務に要する時間は1件当たり10分程度。)</p>
117	堺市、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	地域型保育事業の確認の効力について、特定教育・保育施設型と同様、施設の所在市町村が確認を行うことで無条件で全国に効力を有するよう措置をされた	子ども・子育て支援法においては、児童が居住市町村外の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認(法第43条)を行う必要がある。しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者間で調整し決定しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を追認する形となり、形骸化している。本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	内閣府、厚生労働省	川崎市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪市、南あわじ市、米子市、広島市、松山市、熊本市	<p>○市町村間の同意が形骸化しているが、同意書の内容を市町村間で調整するなど煩雑な事務手続きが市町村の負担となっている。</p> <p>○当市及びその周辺の市町では、各市町の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。当市は事業者の事務負担の軽減が議会質問等様々な機会を通じて、要望されており、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町と調整の上、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町と受送付する事務等が発生し、市町間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が事務負担となっている。先般、子ども・子育て支援法の改正があり、「特定子ども・子育て支援施設等の確認」が追加されたが、これに関して他自治体の同意の必要性が無く理解に苦しんでいる。</p> <p>○広域利用の場合、少人数の児童のためでも、施設要件を確認する手続きが必要になるため、園に対する事務負担は増大する。</p> <p>○当市において、現在まで、地域型保育事業の広域利用はないものの、発生した場合の事務負担に鑑み必要と考える。</p> <p>○広域利用の場合は、他市町村に利用調整を依頼することになるため、住民が利用している施設は容易に把握でき、給付を支払う場合には、必ず事業者または市町村から請求があるため、支給漏れ等が起こることはないため、特定地域型保育事業者の確認の効力を全国に及ぶこととしたとしても、制度上新たな支障は生じないものと考え。また、利用の決定後、利用開始前までの間に、同意や確認を行う必要があるが、実際にはその期間での確認を行うことは困難で利用決定を追認する形となり、形骸化している。</p> <p>○事業所内保育事業について、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が煩雑である。</p> <p>○地域型保育事業に係る確認については、いわゆる「みなし確認」等により手続きが簡略化されているものの、当市においても一定数の件数が発生しており、また事業所への説明や書類提出を促す作業量も含めた場合には事務負担の増加につながっている。特定教育保育施設と特定地域型保育事業における確認の性質が異なることは理解しているが、確認の効力が全国に及ぶこととなった場合には事務の効率化に寄与するものと考え。</p> <p>○特定教育・保育施設と特定地域型保育事業で確認の効力の範囲に差を設ける必要があると感じたことがなく、事務負担の軽減の観点から見直しをお願いしたい。</p> <p>○形骸化している事務処理であり、利用決定を追認する形となっているが、事務処理が煩雑であり、処理に時間を要するなど、負担となっており、提案事項で掲げられている見直しが必要である。</p> <p>○当市においても広域的な利用を行う場合、同意書を取得しており、事務負担となっている。</p>

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>塗膜の除去工事に伴い排出されるPCB廃棄物については、「塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について(平成31年2月26日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)」により、その施設を保有及び管理する者が自らの責任において確実かつ適正に処理するものとし、建設工事の元請業者を当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理にかかるとする事業者とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第21条の3の規定は適用されない旨明確化したところです。これは、保管事業者自らが処分期間内にPCB廃棄物を適正に処理することを定めたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の趣旨を貫徹させることに加え、処分期間後に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品を高濃度PCB廃棄物とみなす旨の規定(同法第18条第3項)が適用された場合にその処理責任者に疑義(※)を生じさせないようにするためにも必要不可欠であり、これに係る例外的な解釈を認めることは適当ではありません。</p> <p>また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号)第26条第1項の規定は、PCB廃棄物の適正な処理能力を有する事業者又は特別管理産業廃棄物処理業者に限りPCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを認めるものであり、特別管理産業廃棄物処理業の許可を有しない除去工事業者(建設工事の元請業者)へ譲り渡すことを認めることは、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがあることから適当ではなく、さらに、上記通知に基づき指導を行うべき地方公共団体が保管事業者である場合に限りこれを認める合理的理由はありませぬ。契約などの事務手続きについては、各地方公共団体の判断に基づき、現行法令の範囲内で簡素化するものと考えます。</p> <p>(※)同項が適用されると、除去工事が実施されるまでは、施設に塗装された状態の塗膜(高濃度PCB使用製品)は高濃度PCB廃棄物とみなされるため、その保管事業者は当該施設の管理者しかあり得ず、同者にPCB特別措置法上の処理責任が生ずる。一方、除去工事が実施された後は、廃棄物処理法第21条の3の規定が適用されれば除去工事業者が排出事業者となり、同者に処理責任が生じる。すなわち、同じ高濃度PCB廃棄物としての塗膜について除去工事の有無によって処理責任者が異なることとなってしまふ。</p>	<p>令和元年7月に環境省から情報提供された「高濃度PCB含有塗膜調査の進捗状況について」によると、平成31年3月末時点で、高濃度PCB廃棄物(PCB濃度5,000ppm以上)とされる塗膜はPCB濃度把握済みの7%程度で、最大濃度は9万ppmであった。</p> <p>また、一般、環境省から各府県等に通知(※)が出され、高濃度PCB廃棄物の唯一の処理施設であるJESCOの処理能力を超えた量の搬入荷姿登録が既にある現状を踏まえ、保管事業者の責によらず処分期間内に処分できない場合には、PCB特措法に基づく改善命令等の対象とならないとされた。更に、これまで高濃度PCB廃棄物はJESCOにおいて令和2年度末までに処理することとされていたが、本通知の別紙において、PCB濃度10万ppm以下の塗膜については、令和2年度以降は無害化処理認定施設で処理することとされた。</p> <p>これらを踏まえると、高濃度PCB廃棄物を多量かつ迅速に処理しなければならない事態はあまり想定されないことから、万一、PCB濃度10万ppm以上の塗膜が大量に発生するような事態となった際には、事務負担の軽減方法について配慮・検討いただきたい。</p> <p>(※)「保管事業者の責によらず処分期間内に処分を委託できないこととなる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(安定器・汚染物等)の取扱いについて」(令和元年7月22日付け環境省発第1907221号)</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>旅行業法第6条第1項各号において旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否要件が規定されているところ、当該登録の申請に際しては、「法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号から第10号まで(旅行業者代理業に係る申請については、同項第1号、第2号、第4号、第6号から第9号まで及び第11号)のいずれにも該当しないことを証する書類」(以下「拒否要件非該当証明書」という。)を提出する必要があるとされている(旅行業法施行規則第1条の4第1項第1号ホ)。</p> <p>旅行業法施行要領において、拒否要件非該当証明書として具体的には「法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号から第10号までのいずれにも該当しない旨の役員の宣誓書」の提出を求めているところ、観光庁長官が事務を行う第1種旅行業の登録については、観光庁内のマニュアルにおいて申請者が法人である場合は役員全員分の宣誓書の提出を求めることとされている。</p> <p>他方、都道府県が事務を行う第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業の登録については、都道府県の自治事務であることから(旅行業法施行令第5条第1項)、都道府県において独自にマニュアルを作成することが可能であり、今回の提案内容についても、都道府県におけるマニュアルを改訂することで対応可能であると考えらる。</p>	<p>「旅行業法に基づく旅行業者等の登録事務について」(マニュアル)については、毎年、都道府県担当者を対象とした観光庁主催の研修で配付されていたため、本マニュアルに従って都道府県の事務である第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行業者代理業の登録においても全役員の自筆の宣誓書を提出させる必要があるものと理解していたが、都道府県においてマニュアルを作成、もしくは改訂することで、現在支障と感じている宣誓書の提出に限らず、法令の規定の範囲内で国とは異なる独自の対応をとることが可能と理解して差し支えないか。</p> <p>また、現行の本マニュアルでは、都道府県において独自にマニュアルを作成し、対応することが可能である旨がわからないため、その旨を明記いただくとともに、研修等でも周知いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>地域型保育事業は、本来、都市部や離島・へき地など、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応する性格のものであり、広域的な利用を念頭に置いていることから、地域型保育事業者の確認に係る効力については、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に住所を有する者に限られている。これにより、事業所の所在地市町村の域外の住民が利用する場合に、市町村の調整等が行われることが制度的に担保されている。</p> <p>ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎重に検討すべきと考えている。</p> <p>なお、本規定に基づき必要な手続きについては、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」等により、従来から事務の簡素化を図ってきたところである。</p>	<p>市町村における利用調整においては、従来から地域型保育事業に限らず、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応しているところである。</p> <p>そのうえで、広域利用の希望が発生した場合は、児童福祉法第56条の6第1項に基づき、保育の利用等が適切に行われるように、当該市町村間において相互に連絡及び調整を図っているところである。</p> <p>児童福祉法第24条において、市町村は、当該市町村内に居住し保育を必要とする子どもに対して保育を提供する義務を負っているため、他市町村に居住する子どもの利用に関する優先度については、その地域の待機児童の発生状況や保育施設の利用状況を踏まえた取扱いをする必要がある。そのため、当該保護者の保育の必要度も踏まえたうえで、他市町村の子どもの利用をお断りするケースは、現在の保育所の広域利用においても発生している。</p> <p>こうした中で、保護者が他市町村の地域型保育事業を希望した場合に、「地域の実情に応じて利用をお断りすること」は、「確認」、「同意」に依らずとも可能であること、また、特定教育・保育施設においても、地域の実情に応じて広域利用の調整を行うことができていることから、地域型保育事業について、特定教育・保育施設と同様、全国に効力を有することとしても、何ら支障は生じないと考えらる。</p> <p>また、簡素化規定については、なおも、協議書の作成や公示、都道府県への届出、事業者における確認申請などが必要となっており、市町村・事業者にとって負担が生じるものとなっている。</p>	<p>【松山市】 従来から事務の簡素化を図られた経緯はあるが、広域的な利用を念頭に置いていなかったことから実態とかい離したのであり、現場では広域の利用調整が行われている実態がある。「特定子ども・子育て支援施設等の確認」については、より地域の実情に応じて生じている状況だが、確認の効力が全国に及んでいる。教育・保育の無償化による莫大な事務負担も抱え、より現場に沿った運用となるべく「特定子ども・子育て支援施設等の確認」と同様の措置を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
118	埼玉県 【重点45】	不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする	不動産取得税については、固定資産税と同様に不動産の所有権移転登記に係る情報に基づき課税をしている。 については、不動産取得税も固定資産税に係る地方税法第382条第1項と同様の規定を設けて、都道府県にも登記所からの通知が行われるように地方税法を改正し、都道府県においてもオンラインにより提供される登記済通知に係る電子データを活用できるようにすること。	【現行制度】 不動産取得税の課税資料収集にあたっては、地方税法第20条の11の規定に基づき、職員が登記所を訪問し、登記申請書を閲覧して不動産の取得について調査し、添付されている不動産の固定資産評価額等を含めて必要事項を手書きで写している。 【支障事例】 手書きで写すため多大な業務量となっている。これに加え、転記ミス、収集漏れなどの可能性があり、転記内容について改めて別の職員が確認を行っている。管内に複数の登記所がある場合は、それぞれ訪問する必要がある。このように、人的労力が多大となっている。 ※平成29年度収集実績：約11万5,000件(+同数の見直し)、登記所への出張回数：約1,000回 全国地方税務協議会が平成30年8月に都道府県を対象に行ったアンケートでは、不動産取得税課税資料について、過去に法務局に電子データによる提供を求めたが、法的根拠がないため断られたと複数の県が回答した。 また、令和2年1月に登記情報システムが更改され、登記所から市町村への地方税法第382条第1項の通知についてはオンラインにより提供可能となる。これについて、本県税務課が総務省に照会し、都道府県にも提供されるか確認したところ、こうしたことは想定していない旨回答があった。 【制度改正の必要性】 上記の状況から、地方税法を改正し、固定資産税に関する同法第382条第1項と同様の規定を設け、不動産取得税に係る業務の効率化や適切な課税をより強力に担保すべきである。	総務省、法務省	青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においては、登記所に向向くことなく、市町村より紙ベースでの登記済情報の提供を受け課税資料としているが、資料が紙ベースであることから、賦課入力資料作成の際、誤って記入する事例があり、その確認作業に時間を要している。 ○課税資料収集については、当県においても、県税事務所職員が毎月法務局に向向き、登記申請書を閲覧し、必要事項を手書きで写している。転記ミス、収集漏れ等に加え、事務所によっては複数の法務局での資料収集が必要であることから、数日にわたり、複数人が出張し、事務所での窓口・電話対応が手薄になるといった問題もある。 ○昨年末に、共同住宅の敷地が地上権であったものを所有権と誤認し、資料収集したことによる課税誤りが判明し、追加調査を行ったところ、県全体で127件、約958万円の課税誤りが判明した。直ちに、①現在行っている手書きの資料収集方法に加え、登記情報を写真撮影し課税資料とすること、②登記情報を書き写す様式を見直すこと、③地上権等が設定された共同住宅の敷地の課税入力の有無を毎月確認すること、④初任者に対する研修内容を見直すこと、等の再発防止策を講じたが、手書きの資料収集方法を継続する限り、課税資料の収集漏れや収集誤り等のヒューマンエラーを払拭することはできないと考える。
119	埼玉県、茨城県、群馬県、川崎市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、和光市、北本市、ふじみ野市、白岡市、千葉県、長野県	生活保護ケースワーカーの要件「社会福祉主事」資格の緩和	指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。	【現行制度】 生活保護業務に従事するケースワーカーは、社会福祉主事であればならない。 社会福祉主事に任用するには、大学等で「厚生労働大臣の指定する科目」を3科目以上修める必要がある。 この指定科目名と大学等の科目名は原則一言一句同じでなければならないとされている。 指定科目と読替えの範囲に該当する科目についても指定されているが、これについても一言一句同じであることが求められている。 【支障事例】 指定科目の認定があまりに厳格である。 例えば、指定科目「法学」については、「法学」以外でもその読替えの範囲として「法律学」「基礎法学」「法律入門」が認められるが、実質的に講義内容が同等の「法学(憲法を含む)」や「法学の基礎」は認められない。 そのため、実質的には任用に必要とされる知識を有しているにもかかわらず、社会福祉主事として任用できない例があり、ケースワーカー担当職員の確保に困難が生じている状況にある。 また、資格を有していない職員は、1年程度の通信課程を受講して資格を取得する必要があるが、通常業務が多忙な中での受講は多大な負担であるとの意見が複数の自治体から挙がっている。 【制度改正の必要性】 高齢化等により、被保護世帯が増加し続けていることから、より多くの適性のある職員をケースワーカーとして従事させる必要がある。 ※ 県被保護者世帯数 平成19年度：37,554世帯 平成29年度：73,870世帯	厚生労働省	宮城県、桶川市、千葉市、三鷹市、川崎市、岐阜市、八尾市、南あわじ市、大和高田市、香川県、高松市、熊本市、宮崎市	○人員不足から、臨時職員のケースワーカーをハローワークを通じて募集しているが、指定科目が厳格なため実質的には任用に必要な知識を有しているにも関わらず社会福祉主事として任用できないケースがありケースワーカーの人員確保に支障をきたしている。また、資格を有しない職員が異動してきた場合、1年程度の通信教育及び関東での研修が実施されているが、通常業務が多忙な中での受講や遠方での研修は時間的にも費用面でも過大な負担となり業務に支障を与えている。指定科目の読み替えを拡充するなどケースワーカーの任用資格の要件を緩和することで、不足するケースワーカーの人員確保に繋がると考える。 ○本市における福祉事務所の職員配置については、一般事務の職員のうち、大学等で指定科目3科目を修了した社会福祉主事資格を有する職員を選び、おおよそ5年程度を目途に配置してきているが、ケースワーカーの指定科目の認定が厳格であることなどから、毎回の人事異動の際に難しい状況が生じている。また、無資格の職員を配置後、社会福祉主事認定通信課程を受講することについては現状行っていないが、通常業務が繁忙であり、かつ自宅学習を求められる必要があることから、現実的には難しいと考える。 ○本市においても科目名が一致しないために、実質的に講義内容が同等である科目が認められない事例など、多数同様の事例が散見される。そのうえ、指定科目を学校独自の名称で開講したいという要望があった場合、学校から厚生労働省へ申請し、条件を満たしているものについては指定科目として認められる制度がある。この個別の承認を受けているか否かについては、卒業した学校に確認することになっており、複数のケースワーカーが学校へ個別に問い合わせを行ったことがあるが、学校側からの確かな回答は得られなかった。最終的には、学校側から、各自で厚生労働省に問い合わせるように回答される事例が複数見受けられた。 ○福祉行政に対して熱意があるにもかかわらず、履修科目を満たしていなかったためケースワーカーとして任用していなかった者を積極的に任用できるように、ケースワーカー不足解消の一助となるため。 ○提案内容と同じ支障事例あり。資格を保有しない職員が現業員として配置された場合、通信課程を受講することで、主事資格を取得するようにしているが、配置初年度は、業務自体を習得していかなければならず、それに加えて通信課程を受講することは、当該職員の負担が大きい。 ○日々のケースワークをこなし、通信課程による受講は負担となるため要件とする必要はないと判断し、資格の緩和を求める。 ○社会福祉主事の資格を有しても、適切な判断と知識はケースワーカーに実際従事し、現場で培われます。そして、社会福祉への熱意がなければ、ケースへ伝える言葉に心がなく、被保護者の自立助長へと繋ぐことはできません。通信課程に費やす時間と労力で、早々に疲弊します。そこで、現行制度の緩和を求めます。
120	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、美里町、長野県	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。	【現行制度】 多面的機能支払交付金は、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織への流れで交付されている。交付額は田畑等の面積に応じて算定し交付されているが、活動の実績により執行残が生じる場合もある。その場合の執行残の取扱については、活動期間中、翌年度への持越しは可能であるが、国の指導により持越し額が多くなると返還を求められる。対象農地の減少による返還の場合には返還相当額を次年度の交付金と相殺することが可能となっているが、それ以外の場合では翌年度以降の交付金との相殺はできず、返還手続を要する。 【支障事例】 活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続を行う必要があるが、經由する市町村、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。 本県の例を挙げると、活動組織は県内47市町村に所在しており、執行残がある場合、 ①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。 ②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。 ③最後に、県が47市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。	農林水産省	宮城県、白河市、川崎市、上越市、石川県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、熊本県、熊本市、宮崎県、宮崎市	○活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続を行う必要があるが、經由する市町、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。当県の例を挙げると、活動組織は県内36市町村に所在しており、執行残がある場合、以下の①～③の手続きを行う。なお、活動組織の段階でも返還手続は地域での徴収手間や申請手続きが発生して活動組織に多大な負担を強いており、それらの手続きが不要となる相殺処理を可能として負担を減らすことが必要である。 ①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。 ②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。 ③最後に、県が36市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。 ○毎年度、執行残が生じた場合、翌年度への繰越金としているが、多面的機能支払交付金制度は5年間の計画であることから、5年目の活動終了年度には活動組織によって返還額が生じている。相殺交付を可能とすることは、繰越金の減少、返還金発生防止の効果が期待され、あわせて、返還額が生じた場合の返還報告書や返還金納入などの手続きが省略され、活動組織、行政の事務手続きの負担軽減に繋がる。 ○当県の活動組織は県内19市町村に600余り所在している。昨年度、高齢化や担い手不足に伴う対象面積の見直しや転用による農地面積の減少により、交付金の返還が生じた。一連の作業には4か月程度の期間を要し、經由する市町、県にとって負担となっている。 ○活動組織の執行残の補助金返還は、事業の仕組み上、市町村及び県を經由して返還手続を行うため、それぞれの機関において、補助金返還に係る手続きが負担となっている。県内各地に所在する活動組織の執行残に係る事務手続きは、各市町村分を取りまとめの上で、国への返還手続を行うため、期間を要する。 ○これまで、活動継続組織における執行残の返還事例は無いが、今後持越金が増加してきた組織において補助金返還を要する事例も想定される。 ○当県では、市町村毎に交付単価を定めており、地域の実情に合った単価を設定しているところですが、持越金額の増加や余剰金の返還が生じております。また、毎年度、対象農用地面積の減少や使い切れなかった交付金の返還額が1,500万円を超えており、過年度返還の予算確保や活動組織からの返還手続に時間を要しております。よって、各活動組織からの返還額が生じた場合に、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、事務手続きの大幅な軽減となり、更に、予算が不足している長寿命化へ割当が可能となり、年度交付金を有効に活用することができる。 ○当県では39市町村に多面的機能支払交付金を交付しているが、同様の事例が発生しており、平成29年度は43件、平成30年度は3件の返還を行っている。また、返還手続に要する期間も3か月程度かかっていることから、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、活動組織、行政それぞれで事務負担の軽減ができる。 ○本市においても、執行残の返還を行う活動組織が存在し、返還の手続きが必要となっている。翌年度以降の交付金との相殺が可能となれば、活動組織・行政双方の事務負担の軽減につながる。 ○活動組織の執行残額を国に返還する場合、市が各活動組織に対し納付書を発行し、組織から金融機関で納入してもらった後、市が県に対し返還金を支出する。翌年度以降の交付金と相殺が可能となると、返還金の納付事務や支出事務が簡素化される。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【総務省】 現行制度では、不動産取得税に係る課税資料は固定資産税と密接に関連するため、都道府県は市町村が決定する当該不動産の価格とともに市町村経由で収集することとされているところであり、都道府県が課税資料を市町村経由で収集できない理由や連携上の課題等についてよく伺いながら、法務省と必要な対応を検討をしまいたい。</p> <p>【法務省】 要望内容の実現に当たっては、登記所から都道府県に情報を提供するための根拠規定の整理やシステムの整備が必要となることから、その必要性、費用対効果及び具体的な実現方法等について、総務省と検討を進めてまいりたい。</p>	<p>地方税法の規定では、市町村は県に不動産の取得事実及び不動産価格を県に通知することになっているが、この業務は、経費及び業務量の面で市町村に過大な負担となることから、本県では、登記所で登記申請書簿冊を閲覧、調査し必要事項を手書きで入力票に書き写している。</p> <p>また、市町村から紙で情報を入手しても電子データ化のためには県の費用負担が必要となる。仮に、電子データで入手できても、各市町村では県に渡すためのデータ化の費用を要するほか、システムが異なることから、県が活用するためには改めてフォーマットを修正するなど費用や時間を要する。</p> <p>さらに、登記情報システム更改後も、当該システムに対応する予定がない市町村もあり、全市町村から電子データを入力することは困難である。</p> <p>これに対し、登記所からLGWANを通じて直接電子データを入力することで、次のメリットがある。</p> <p>① 県・市町村ともデータ化の費用や通知に要する業務が大幅に軽減される。</p> <p>② 統一のフォーマットで全市町村のデータが入手可能となる。</p> <p>③ 登記情報システムに対応を予定していない市町村も含め、全市町村のデータが入手可能となる。</p> <p>以上のことから、法改正の上、固定資産税と同様の方法でLGWANを通じて電子データの入手を可能としていただきたい。</p> <p>なお、最終的な提案実現を前提に、法改正や国側のシステム対応がなされるまでの間は、登記所から県への全市町村分のデータ提供の仕組みの実効性を担保した上で、LGWAN以外の方法での電子データの受け渡しも考えられる。</p> <p>国・地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという視点で御検討いただき、是非とも本提案の採用をお願いしたい。</p>	<p>【鳥取県】 登記データを用いた課税処理は、手書きによる転記ミスを防ぎ、業務の効率化に大きく貢献することが期待されるが、現行法では入手先は市町村のみに限られている。そして市町村のほとんどが登記データを用いた固定資産課税台帳の変更処理を行っておらず、法務省のシステム更新がなされる令和2年度以降においてもシステム改修費用のメドがつかないことや、台帳と登記とのずれが解消されていないなど、早期のデータ導入の意思はなく、県が市町村からデータ形式で不動産取得の情報を収集するのが遠い将来のことになってしまう。電子政府を推進するならば、市町村のシステム普及を待つのではなく、法務局から直接データ提供を受けられる仕組みが必要である。</p> <p>【山口県】 本県では、登記所から電子データで通知を受けている市町が少ないことから、県には紙ベースでの情報提供となるため、本県の事務効率化に繋がりにくい。それに加え、課税漏れの懸念や補足情報収集が必要であることから、当初から登記所で登記申請資料を閲覧し、情報収集しているが、手書きでの調査となるため、多大な時間や人的労力を費やし、大きな負担となっている上、転記ミスによる課税誤りの恐れもある。</p> <p>事務の効率化及び正確な課税の確保のために、登記所から都道府県への電子データによる通知の早期の実現をお願いしたい。</p>	<p>—</p>
<p>社会福祉主事任用資格に係る指定科目については、現在、社会福祉士養成課程の教育内容等と併せて見直しの検討を行っているところである。具体的には、科目の読替え範囲等について柔軟な取扱いが可能となるよう、年内を目途に通知改正を行う。</p>	<p>本県の意向に沿った回答であり、感謝する。</p> <p>科目名は大学が主体的に決めており、学校独自の名称で開講する例も多く見られる。例えば「特殊講義」に関する科目なども読替えできるよう、幅広く認めていただきたい。</p> <p>また、年内を目途に通知改正を行うとのことだが、令和2年4月1日付の各地方自治体における定期人事異動に向けて、できるだけ早期に通知を發出していただきたい。</p>	<p>【千葉市】 実質的には任用に必要な知識を有している者を、社会福祉主事として任用することでケースワーカーの人員確保に有益と考える。</p> <p>【三鷹市】 読み替え範囲等の柔軟な取扱いだけではなく、通信課程による資格取得の場合にケースワーカーの経験があれば一定の免除がされるなど、働きながら取得しやすい資格としてほしい。</p> <p>【岐阜市】 貴省で、読み替え範囲等の柔軟な取り扱いを定めるにあたっては、指定科目名及び読み替えの範囲に該当する科目名の数を増やすという取り扱いのみならず、シラバス等で確認するなどして、実質的に講義内容が同等と考えられる場合には、指定科目として認定可能な取り扱いとしていただくよう、要望する。</p> <p>また、資格を有していない職員にとって、通常業務が多忙の中で、1年程度の通信教育及び遠方での研修(前泊を含めると5泊6日)は、時間的にも費用面でも過大な負担である。</p> <p>貴省にて、現在、社会福祉士養成課程の教育内容について見直しの検討を行っているとのことであるが、あわせて社会福祉主事資格認定通信課程の学習内容についても、受講者の負担軽減につながるよう、緩和を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>多面的機能支払交付金は、活動計画に位置付けた共同活動が適切に行われれば多額の執行残が発生することは見込まれない交付水準を設定しており、その活動計画に基づく共同活動の計画的な実施に当たり、必要な範囲において交付金の翌年度への持越しを認めているところである。</p> <p>仮に、このような趣旨に反して持越額が大きくなるような場合には、共同活動の実施に必要な額を精査し、それを上回る額は不用額として予算の適切な執行を図るべきものである。</p> <p>転用等により農用地ではなくなる場合には、活動計画の開始年度以降の当該農地の面積に応じて交付した交付金の遡及返還を求めるものであり、当該事務の手続きに係る活動組織の負担軽減を図るため、例外的に相殺交付ができるように規定しているところ。</p> <p>これらのことを踏まえ、各都道府県においては、交付金の適切な執行及び交付事務が行われるよう、活動組織に十分な指導をお願いしたい。</p>	<p>多面的機能支払交付金の実施にあたり、県では、活動組織が事業計画に位置付けた活動を適切に実施するとともに、交付金を適正に執行するよう指導している。</p> <p>本交付金では、次年度当初の活動に必要な経費については持越しが認められているが、県では、活動内容を精査した上で、必要額を上回る額については返還するよう、市町村及び活動組織に対し指導を行っている。</p> <p>しかし、活動組織により構成員の人数が異なる上、地域の農道や水路等の整備状況にも大きな差があることから、農地維持活動に係る経費については組織により差が生じている。</p> <p>また、本交付金の活動にあたって、例えば草刈りや路面維持に係る作業委託、事務委託など外注することが可能となっているが、外注せずに構成員のみで活動を実施している組織もある。その場合、外注よりも比較的低コストで活動できる場合もあり、一部組織では執行残により持越額が増加し、不用額が生じてしまうことがある。</p> <p>なお、令和元年度に返還を行う組織は8組織となっており、今後も返還手続を行う組織が出てくるものと考えられるため、活動組織に対し、本来業務である農地や道水路の保全管理ではなく、返還手続に労力をかけさせることになってしまうほか、自治体にとっても返還報告書の作成や返納金の納入などの事務が発生し、職員への事務負担の増加が懸念される。</p> <p>以上のことから、活動組織、市町村及び県の事業担当者の事務負担の軽減を図るため、次年度の交付額との相殺交付について再度検討いただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
						団体名	支障事例
122	埼玉県、神奈川県	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県経由の廃止	公営競技施行団体の指定申請において、政令市については、都道府県を経由することなく、国へ直接申請するよう制度を改正すること。	【支障事例】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。 県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。 県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。 当該指定を受けている団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。 しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や起債協議等の業務については県を経由せずに国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。 【制度改正の必要性】 したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものと考えられる。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	総務省、農林水産省、国土交通省	川崎市	—
124	新潟県、福島県、茨城県、栃木県、三条市、村上市	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化(1市町村内で事業所を運営する場合の居宅介護支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	市町村に指定権限がある指定介護保険サービスのうち、地域密着型サービスについては、1市町村内のみで事業所を運営する場合は、業務管理体制の監督権限等も事業所所在地の市町村となっている。 しかし、同じく市町村に指定権限がある居宅介護支援(平成30年度に県から市町村に指定権限を法定移譲)については、1市町村内のみで事業所を運営する場合でも、業務管理体制の監督権限等は県にある。 指定権限と監督権限等が分かれることで監督業務等が非効率となっているほか、事業者にとっても届出等を2か所に分けてする必要があるなど余計な事務負担となっていることから、1市町村内で事業所を運営する場合の業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。	厚生労働省	青森県、長野県、玉野市、徳島県、高松市、愛媛県、大分県、中津市	○指定権限と監督権限等が同一となることで、監督業務等の効率化が図られ、また、事業者にとっては窓口が1本化されるため、事務負担が軽減されると考える。 ○当県でも、指定権限と業務管理体制の監督権限が分かれることにより、指定関係書類と同時に届出を促すことが難しく、届出漏れに繋がるおそれがあることから、指定権限と業務管理体制の監督権限を同一とすることが必要と考える。 ○市町村のみで事業所運営をしている場合、居宅介護支援事業所の指定権限がある市町村に、業務管理体制の整備に関する監督権限を移譲することで、市町村は事業所全体を把握することができ、指導監査等の効率化、円滑化が図られる。
125	新潟県、福島県、茨城県、三条市、村上市	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化	介護保険法に基づく介護予防支援に関する業務管理体制における監督事務等の効率化(1市町村内で事業所を運営する場合の介護予防支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。)	市町村に指定権限がある指定介護保険サービスのうち、地域密着型サービスについては、1市町村内のみで事業所を運営する場合は、業務管理体制の監督権限等も事業所所在地の市町村となっている。 しかし、同じく市町村に指定権限がある介護予防支援については、1市町村内のみで事業所を運営する場合でも、業務管理体制の監督権限等は県にある。 指定権限と監督権限等が分かれることで監督業務等が非効率となっているほか、事業者にとっても届出等を2か所に分けてする必要があるので余計な事務負担となっていることから、1市町村内で事業所を運営する場合の業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲する。	厚生労働省	青森県、玉野市、徳島県、高松市、愛媛県、大分県、中津市	○1市町村内で事業所を運営する場合の居宅介護支援に関する業務管理体制の監督権限等を市町村に移譲することにより、監督業務等の効率化及び事業者の事務負担の軽減が図られる。 ○当県でも、指定権限と業務管理体制の監督権限が分かれることにより、指定関係書類と同時に届出を促すことが難しく、届出漏れに繋がるおそれがあることから、指定権限と業務管理体制の監督権限を同一とすることが必要と考える。 ○市町村のみで事業所運営をしている場合、介護予防支援事業所の指定権限がある市町村に、業務管理体制の整備に関する監督権限を移譲することで、市町村は事業所全体を把握することができ、指導監査等の効率化、円滑化が図られる。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>【総務省】 今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討する。</p> <p>【農林水産省】 市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。一方、この指定に当たり県の意見書を総務大臣あて提出する規定については、総務省通知に基づくものであると承知している。</p> <p>【国土交通省】 モーターボート競走法は国土交通省及び総務省が所管しているが、法第2条に基づく施行者の指定手続きに関する本提案(「県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出する」ことの廃止)に関しては、その内容が法令上に規定されているわけではなく、地方自治の財政に係る観点から総務省において手続きを定めたものであると想定されるため、本提案の是非について、国土交通省としては判断できない。</p>	<p>提案の早期実現に向けて、前向きに御検討いただきたい。 なお、御対応いただける場合は、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>指定居宅介護支援事業所のうち、指定居宅介護支援のみを行って独立して経営しているところは全体の19.1%に過ぎず、殆どの事業者は、何らかの他の介護サービス事業を併設しているという実態にある。</p> <p>したがって、指定居宅介護支援に係る業務管理体制の権限を市町村へ委譲したとしても、独立型又は併設サービスが地域密着型サービスのみでない限り、当該事業者に対する指導権限は都道府県となり、市町村となることはない。</p> <p>このように、本提案は事務効率化の効果が限定的と考えられることから、全国一律の制度改正によらなくても、該当事業者(独立型又は地域密着型サービスのみを併設する事業者)が存在する地域において、条例による事務処理特例制度を活用することが考えられる。</p> <p>このような事情から、多くの市町村からの要望が確認されない限り、法改正による全国一律の対応は困難と考える。</p> <p>総数(100%)35,293 併設あり(80.9%)28,565 併設なし(19.1%)6,728</p> <p>(注)地方公共団体経営事業所は除く。 (出典)「平成29年介護サービス施設・事業所調査」(厚労省)</p>	<p>併設なしの全国6,728事業所については、貴省においても本提案による事務効率化を認めているところであるが、その部分について効率化が図られるのであれば、効率化する事業所の割合にかかわらず制度改正すべきである。</p> <p>貴省では「条例による事務処理特例制度を活用することが考えられる」と回答しているが、事務処理特例制度を活用し、各自治体が個別に事務作業を行うよりも、国において法改正を行う方が全体の事務量増加が抑えられ、著しく効率的である。また、事務処理特例制度では、都道府県と市町村間の合意形成に時間がかかるおそれがあることから、指定権限と同様、法改正による全国一律の対応を図るべきと考える。</p> <p>貴省では「多くの市町村からの要望が確認されない限り、法改正による全国一律の対応は困難と考える」と回答しているが、既に、居宅介護支援に関する指定権限を市町村に移譲するという意思決定を行い、それが実行されている中で、都道府県、市町村のトータルの業務効率化及び事業者の負担軽減を図るためには、市町村の要望を確認するまでもなく、本提案により業務管理体制の監督権限も市町村に移譲すべきである。</p> <p>指定都市・中核市以外の市町村への居宅介護支援に関する指定権限移譲と同時に業務管理体制の監督権限を移譲しなかった理由をご教示願いたい。また、これまで、居宅介護支援に関する指定権限と業務管理体制の監督権限は、それぞれ異なる時期に都道府県から指定都市・中核市へ移譲されてきたが、両方の権限を同時に移譲しなかった理由をご教示願いたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 既に複数の都道府県で事務処理特例による移譲が行われていることを踏まえ、類似の権限は同一の主体が担うことを目指して、業務管理体制の監督権限等を市町村へ移譲すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>指定介護予防支援事業所は独立して経営しているところが、27.8%に過ぎず、殆どの事業者は、何らかの他の介護サービス事業を併設しているという実態にある。</p> <p>したがって、指定介護予防支援に係る業務管理体制の権限を市町村へ委譲したとしても、独立型又は併設サービスが地域密着型サービスのみでない限り、当該事業者に対する指導権限は都道府県となり、市町村となることはない。</p> <p>このように、本提案は事務効率化の効果が限定的と考えられることから、全国一律の制度改正によらなくても、該当事業者(独立型又は地域密着型サービスのみを併設する事業者)が存在する地域において、条例による事務処理特例制度を活用することが考えられる。</p> <p>このような事情から、多くの市町村からの要望が確認されない限り、法改正による全国一律の対応は困難と考える。</p> <p>総数(100%)3,522 併設あり(72.2%)2,544 併設なし(27.8%)978</p> <p>(注)地方公共団体経営事業所は除く。 (出典)「平成29年介護サービス施設・事業所調査」(厚労省)</p>	<p>併設なしの全国978事業所については、貴省においても本提案による事務効率化を認めているところであるが、その部分について効率化が図られるのであれば、効率化する事業所の割合にかかわらず制度改正すべきである。</p> <p>貴省では「条例による事務処理特例制度を活用することが考えられる」と回答しているが、事務処理特例制度を活用し、各自治体が個別に事務作業を行うよりも、国において法改正を行う方が全体の事務量増加が抑えられ、著しく効率的である。また、事務処理特例制度では、都道府県と市町村間の合意形成に時間がかかるおそれがあることから、指定権限と同様、全国一律の対応を図るべきと考える。</p> <p>貴省では「多くの市町村からの要望が確認されない限り、法改正による全国一律の対応は困難と考える。」と回答しているが、既に、介護予防支援に関する指定権限が市町村にある中で、都道府県、市町村のトータルの業務効率化及び事業者の負担軽減を図るためには、市町村の要望を確認するまでもなく、本提案により業務管理体制の監督権限も市町村に移譲すべきである。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】 既に複数の都道府県で事務処理特例による移譲が行われていることを踏まえ、類似の権限は同一の主体が担うことを目指して、業務管理体制の監督権限等を市町村へ移譲すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
						団体名	支障事例
126	大府市	マイナンバーカード等の手続きにおける留意点の提示	マイナンバーカード又は電子証明書の更新時期を迎えるにあたり、手続きの留意点を周知すること。	マイナンバー制度が導入され、最初のマイナンバーカード及び電子証明書の更新時期(発行の日から5回目の誕生日)が本年12月に到来する。更新手続きは事務処理要領に基づいて行うが、マイナンバーカード等の暗証番号を失念している場合やマイナンバーカードを紛失している場合など様々な場合が予想され、確認に時間を要する他、更新時期が住民異動の時期及び人事異動の時期と重なるため、窓口の混雑は避けられないと予想している。また、利用者が電子証明書の暗証番号を失念した場合、暗証番号を初期化し、再設定する必要がある。本市では初期化にあたって、マイナンバーカード以外の本人確認書類の提示を求めているが、市によって運用が違っているため、申請者からの問い合わせ対応に苦慮している。更に、更新時期が近づくにつれ、更新対象者から問い合わせが増えることが予想されるが、更新手続きに関する情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、説明が困難である。マイナンバーカード等は全国統一の事務を行うことが求められるため、共通の事項に関してはホームページ等に掲載することを求める。 ・2019年12月～2020年3月の電子証明書更新対象者：2,000人以上	総務省	大船渡市、秋田市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、桶川市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、小牧市、豊明市、田原市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、神戸市、串本町、倉敷市、岩国市、松山市、糸島市、大村市、宮崎市	○今後の更新手続きについて不明なため、住民への説明が困難になっている。 ○電子証明書の更新時期が集中することにより、窓口の混乱が想定される。市民への周知も要することから、早めの情報提供と手続の簡素化を望む。 ○本市としても20才以下のマイナンバーカードの更新や電子証明書の更新対応について、検討課題として大きな課題としている。 ○電子証明書の更新及びマイナンバーカードの更新と異動時期が重なり、全自治体において窓口が大混乱することは容易に予想される。できるだけ早く詳細を決定し、市民に周知する期間を一定期間設ける必要があると危機感を持っている。新たにマイナンバーカードを申請することをPRすると同時に、更新についてもPRIに力を入れないと、結局市民のマイナンバーカードに対する不信、不満が避けられないと考える。 ○マイナンバーカードの更新には、有効期間内の申請が必要で有効期間満了の3ヶ月前から申請できるとあるが、どの時点までどのような状態となれば有効期間内の更新が完了となるのかなど不明な点があり、窓口トラブルのもととなりうる。 ○早急に国がホームページ等で留意点を示すとともに、各市町村にも更新時の手数料等を含めきちんとした方針を示していただかないと、市民への説明に苦慮することとなる。 ○更新手続きに関しての情報がマイナンバー関係のサイトに掲載されていないため、提案団体と同様に問い合わせ対応に苦慮している。 ○電子証明書の最初の更新時期が税申告時期や住民異動の時期と重なり、窓口が混雑することは必至である。また、更新にあたり、暗証番号の失念や代理人申請等により手続きが増え、更に混雑することも予想される。 ○本市では暗証番号失念による初期化にあたって、事前に問い合わせがあれば必要書類等を案内しているが、窓口へ直接来庁する場合や高齢者が増加する中、代理人による申出も増えている。代理人の手続きでは1回の来庁では提示できないものもあり、再来庁を余儀なくお願いしている状態である。初の更新時期を迎えるにあたり、想定されるQ&Aや手続きに必要な書類について国のマイナンバー関係のサイトに掲載されることを求める。 ○マイナンバーカードや電子証明書に関する住民の認識はまだ低く、今後、自治体の窓口等で更新手続きの説明などに要する時間が増えていくことが予想される。自治体の事務負担の軽減が図られるよう、住民の認識を高めるための統一的情報発信を行っていただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続きに関して、手数料の徴収の有無などまだ未決定となっている部分がある。また、それぞれの案内通知を送付する必要があるが、更新手続きは有効期間終了の3ヶ月前より受付できるとの案内となっていたため、そのための案内文書案などを早急に示していただきたい。 ○マイナンバーカード及び電子証明書の更新に関しては、更新時期の周知主体、周知方法、手数料の有無等の必要な情報が現時点においても明確にはなっていない。 ○当自治体でも、電子証明書に限らず、カードに関する手続の際に暗証番号再設定が必要になる事例が少なくない。しかし、マイナンバー総合サイトには、手続ごとに必要な書類や流れの明示(継続利用時に暗証番号がわからなければ再設定が必要、等)がないため、来庁時に手続を完了できず、住民が国に直接問合せる事例も発生している。
127	大府市	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限の都道府県知事から市町村長への移譲	指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び全ての事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。	事業者の指定権限は県知事が有しているため、事業所が設置される市町村はどのような事業所が開設されるか分からないにも関わらず、障害福祉サービスの給付費の支払いを行っている。さらに、事業所が不正を行った場合、行政処分は県が行い、その処分に伴う返還金の請求事務は市町村で行うこととなっている。 給付費の支払いや不正に伴う返還金の請求事務の責任は、市町村にあるにも関わらず、指定から監査、行政処分等を一貫して行うことができず、市町村が主体的に事業者を管理できていない。	厚生労働省	宮崎市	—
131	富士市、島田市、藤枝市、下田市、裾野市、伊豆市、牧之原市、東伊豆町、河津町、松崎町、長泉町、小山町	一般旅客自動車運送事業に係る許可申請から運行開始までに掛かる期間の短縮	道路運送法第4条による一般旅客自動車運送事業の申請について、具体的な路線・区域の計画がないため許可の申請ができない者であっても、地方自治体が認める場合には、許可申請から運行開始までに必要となる手続の一部を事前に行うことを可能とすることにより、運行開始までの期間が短縮できるようにする。	本市では、新規にコミュニティ交通の路線を開設するにあたり、事業者へ委託を行っている。 受託しようとする者が、既に許可を持っている事業者である場合は、受託後に新規路線の追加をすればよく、地域公共交通会議で協議が整った場合には標準処理期間が概ね1ヶ月と定められており、速やかに運行開始を行う見通しが立つ状態で委託手続を進めることが可能である。 一方、許可を持っていない事業者については、受託後に具体的な運行路線・区域の計画等を策定した上で新たに乗合許可申請を行うことになるが、地域公共交通会議で協議が整った場合には標準処理期間が概ね2ヶ月と定められており、審査中に多数の提出書類の審査や法令試験等があるため、それ以上の時間がかかることがある。また、書類の不備による再提出や法令試験の不合格による再受験が必要となった場合には、それ以上に期間が掛かることになり、当初予定していた運行開始時期に間に合わなくなってしまうおそれがある。 このため、現状では、自治体が新たな委託先を選定する際、確実に運行開始時期に間に合う既に許可を持っている事業者を選定せざるを得ず、競争性のある業者選定ができない状態にある。これを解消するため、新規許可の場合には、法令試験等の一部の手続を許可申請の前に行うことを可能とすることを求める。	国土交通省	仙台市、川崎市、長泉町、南あわじ市、熊本市、宮崎市	○新規に交通事業者を選定する際、許可の保持に限らず、幅広い選択肢の中から事業者を選定することで競争性が生まれ、より地域の実情に則した運行事業者への委託が可能となることから、必要であると考え。 ○本市では、道路運送法第4条許可でタクシー事業者による一般乗合旅客自動車運送事業の支援を行っており、平成26年4月に当該事業において運行事業者の変更を行った。その際に変更後のタクシー事業者が一般乗合旅客自動車運送事業の許可を持っていなかったため、地域公共交通会議で協議が整った後に法令試験等を受験したが、不合格による再受験が続き、当初予定していた運行開始時期に間に合わなくなりそうになった。今後、その他地区にて一般乗合旅客自動車運送事業の許可を持っていないタクシー事業者による一般乗合旅客自動車運送事業を行う見込みがあり、予定どおり、運行を開始できるよう、新規許可の場合には、法令試験等の一部手続を許可申請前に行うことを可能とすることを求める。 ○以前、本市においても、コミュニティバスの運行事業者を選定する際に、同様の事例・懸念があった。本制度の改正は、新規参入へのハードルを下げ、幅広い事業者から選定できるようになるとともに、予定している時期での確実な運行開始に有意義である。 ○乗合許可を持っている事業者が少なく、事業者間の競争が生まれにくい状況である。また、コミュニティ交通の新規導入にあたっては、乗合許可を所有する事業者に業務を委託するしかなく、提案市町村と同様に、乗合許可を持たない事業者に運行を委託する場合には、乗合許可の取得までの期間が長いことで、本格運行までにかかる時間を要している。

各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
<p>マイナンバーカード(発行の日において20歳未満の者に交付されたものに限る。)及び公的個人認証の電子証明書の有効期間は、その発行の日から5回目の誕生日までとされており、令和2年1月から、順次、これらの有効期限が到来することとなる。有効期限の到来に当たって、市町村(特別区を含む。)の窓口において混乱が生じることのないよう、地方公共団体情報システム機構から有効期限の到来が迫っている住民に対しお知らせ通知を发出することとしているが、この中で発行申請の流れや暗証番号の再設定の方法等の留意事項について周知するほか、総務省等のホームページにも同様の留意事項を掲載することとしている。</p> <p>また、更新時の手数料の取扱いについても、早期にお示しできるよう引き続き検討してまいりたい。</p>	<p>電子証明書の更新は3か月前から可能であることから、有効期間到来通知の発送については早急に進めていただき、窓口混乱が生じないよう対応をお願いします。</p> <p>また、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードの普及を強力に推進することとされました。</p> <p>マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が始まると、今後、マイナンバーカードの交付申請が大幅に増加し、市町村の交付・申請窓口が混雑することが予想されます。マイナンバーカードの普及を本年度から積極的に進めていくことや、カードの円滑な取得を実現することが重要であります。新規申請及び更新申請が混在することになり、市町村の事務が煩雑になることから、提案の実現に向けて、早期の対応を求めます。</p>	<p>【八尾市】</p> <p>マイナンバーカードの交付は平成28年1月から始まったので、ここから5年後の令和2年1月が有効期限が最も早く到来する方ということになるかと考えるが、マイナンバーカード及び電子証明書の更新は有効期限到来の3か月前から行うことが可能とされている。したがって、現実的にはマイナンバーカードや電子証明書の更新について自治体窓口に住民から問い合わせがなされるのは令和元年10月以降であると想定されるところであり、この時期に間に合うよう、自治体や住民への周知、情報提供をお願いしたい。</p> <p>例えば平成27年末にマイナンバーカード交付申請を行い、平成28年1月5日にカードが出来上がり、誕生日が1月10日である方の場合、令和2年1月10日に有効期限が到来する。J-LISから住民に対して送付される「更新のお知らせ」は、この場合であれば10月には送付する必要があると考える。有効期限到来前までに、期間的に最大限余裕を持った「更新のお知らせ」の送付を求める。</p> <p>また発行申請の流れや暗証番号の再設定の方法等について、住民に対するお知らせ通知の中で周知を行うとされているが、住民への周知広報及び問合せ対応については、国やJ-LISにおいて行っていただくことを求める。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>
<p>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)に基づき、本年4月1日から、業務管理体制の整備等の事務の権限を都道府県知事から中核市の市長に移譲したところである。指定障害福祉サービス事業者の指定等の事務及び業務管理体制の整備等の事務を都道府県から市町村に移譲することについては、業務管理体制の整備等の事務が加わった中核市における事務の実施状況等を踏まえて検討していくべきものであり、中核市への移譲が施行されたばかりの現時点において、市町村への移譲の判断を行うことは妥当ではない。</p> <p>なお、お求めの措置については、条例による事務処理特例制度を活用していただくことで対応可能と考えられる。</p>	<p>現在、大府市では当該事務に関して愛知県に対しても権限移譲の希望を出しており、当該事務の移管を強く希望しております。</p> <p>ただ、今回、障害福祉サービス事業所の適正な管理運営を進めるという意味で、全国一律が難しくても、希望する市町村からだけでも権限の移譲を進める必要があると考えています。</p> <p>その理由は、障害福祉サービス事業所は、開所されれば設置自治体の障害者の利用が中心になることが多く、障害者の支援や給付費の支払いなどからも設置自治体が責任を持って事業所を管理できる体制が望ましいためです。</p> <p>また、社会福祉法人以外の多様な法人が障害福祉サービス事業を行える現状では、事業所により近い存在である市町村が主体的に管理することで、適正な法人による運営、不正の防止などが図られると考えられるからです。</p> <p>事業所の数や職員の体制など市町村により状況は異なるため全国一律での移譲は難しいかもしれませんが、中核市における当該事務の実施状況の把握や当該事務の移譲を希望する市町村の全国的な把握を行い、希望する市町村からだけでも、移譲を進めていただくよう希望します。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>提案団体の提案に沿って、指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限については、都道府県知事から市町村長へ移譲すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、本年から中核市に事務権限を移譲したばかりであることを踏まえ、さらなる移譲については、手挙げ方式を含めた検討を行うこと。</p>
<p>地域公共交通会議で協議が整った場合は標準処理期間の短縮(3か月→2か月)を行うこととしているところ。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間を定めたものであることから、個別の事情に応じて短縮を図ることが可能である。</p> <p>今回の提案の本旨は、「一般乗合旅客自動車運送事業を円滑に運行開始すること」と解され、申請の手続の一部を申請の前に行うことを可能としたとしても、書類の不備による再提出や法令試験の不合格による再受験が生じる限り、提案の本旨は実現し得ない。</p> <p>許可申請にあたり、国土交通大臣が、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者に対し、必要書類一式の提出等を求めている趣旨は、道路運送法の法目的に鑑み、事業を行おうとする者が輸送の安全及び利用者利便の確保の観点から十分な事業遂行能力を有していることを確認するためであり、許可処分の判断のために必要書類の一部のみを断片的に判断することは、前述の趣旨を損ないかねず、不適當である。</p> <p>また、仮に許可申請から運行開始までに必要となる手続の一部を事前に行うことを可能とした場合、正式な許可申請までの間の申請内容の変更に伴う申請書類の出直しが多く発生することが懸念され、許可申請事務が煩雑化するため、そのような観点からも不適當である。</p> <p>以上より、提案の本旨である「一般乗合旅客自動車運送事業を円滑に運行開始すること」については、現行の標準処理期間制度の下で適切に対応すべきものと考えられる。</p>	<p>本市では、コミュニティ交通の委託事業者は運行開始予定日までに道路運送法第4条に基づく許可を確実に間に合わせる必要があるため、現状では、仮に法令試験に合格でき、許可取得手続きが円滑に進められるような事業者であっても、委託前には合格の可能性が明らかではないことから、許可未取得の事業者を選定することができない状況である。</p> <p>今回の提案では、委託事業者の選定に当たって、運行の受託に意欲的な許可未取得の事業者へ委託後に、事業者側の事情により許可取得手続きが円滑に進まず、結果的に運行開始予定日に間に合わないといった事態が発生しないようにするため、許可取得手続きが円滑に進まない要因となり得る法令試験等の一部の手続については、委託前に、地方公共団体の関与の下で、あらかじめ実施可能とすることを求めるものである。</p> <p>これによって最終的な許可処分の判断は、路線などが明確になり、正式な許可申請の後となるが、法令試験等の不確実性が高い一部の手続についてだけでも事前に行うことができるのであれば、少なくとも本市においては、道路運送法第4条に基づく許可未取得の事業者も合格していることを条件に委託事業者の選定候補に含めることが可能となる。</p> <p>このことにより、地方自治体のコミュニティ交通事業に対して意欲のある道路運送法第4条に基づく許可未取得の事業者の参入へのハードルが下げられ、地方自治体の交通事業者の選定に際し、競争性が生まれる側面もあることから、本提案は有益であると考えられる。</p>	<p>—</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>地域住民の生活基盤を維持するためには、地域の実情に応じた公共交通体系について、地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。このため、提案団体の提案の積極的な検討を求める。なお、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は必要な財源の措置とともに、都道府県に移譲すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>